

## 平成29年3月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（3月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告並びに例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	15
後藤 修 君	15
渡部 勉 君	29
延会の宣告	42

### 第2号（3月8日）

議事日程	43
本日の会議に付した事件	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	43
職務のため出席した者の職氏名	44
開議の宣告	45
議事日程の報告	45
一般質問	45
熊田 喜八 君	45
北 島 正 君	62

散会の宣告	69
-------	----

第 3 号 (3月9日)

議事日程	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	72
欠席議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	72
職務のため出席した者の職氏名	73
開議の宣告	74
議事日程の報告	74
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	74
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	76
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	147

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
延会の宣告	152

#### 第 4 号 (3月10日)

議事日程	153
本日の会議に付した事件	153
出席議員	153
欠席議員	153
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	153
職務のため出席した者の職氏名	154
開議の宣告	155
議事日程の報告	155
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
議案第29号の上程、説明、質疑	161
延会の宣告	206

#### 第 5 号 (3月13日)

議事日程	207
本日の会議に付した事件	207
出席議員	207
欠席議員	207
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	207
職務のため出席した者の職氏名	208
開議の宣告	209
議事日程の報告	209
議案第29号の質疑、討論、採決	209
延会の宣告	239

#### 第 6 号 (3月14日)

議事日程	2 4 1
本日の会議に付した事件	2 4 1
出席議員	2 4 2
欠席議員	2 4 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 4 2
職務のため出席した者の職氏名	2 4 2
開議の宣告	2 4 3
議事日程の報告	2 4 3
報告第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 0
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 1
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 2
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 4
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 6
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 7
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 1
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 3
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 5
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 0
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 1
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7 4
陳情審査報告	2 7 9
閉会中継続審査申出	2 8 0
日程の追加	2 8 2
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 3
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 6
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 7
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 8
閉会の宣告	2 8 9

3 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 平成29年3月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

平成29年3月7日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
          例月出納検査の結果  
日程第 4 「陳情の付託」について  
日程第 5 村長行政報告  
日程第 6 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（10名）

1番	北   畠	正   君	2番	円   谷	要   君
3番	大須賀   溪	仁   君	4番	服   部	晃   君
5番	小   山	克   彦   君	6番	揚   妻	一   男   君
7番	渡   部	勉   君	8番	熊   田	喜   八   君
9番	後   藤	修   君	10番	廣   瀬	和   吉   君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村   長	添   田	勝   幸   君	副   村   長	森	茂   君
教  育  長	増   子	清   一   君	参  事  兼 総 務 課 長	清   淨	精   司   君
企 画 政 策 課   長	北   畠	さ つ き   君	税 務 課 長	内   山	晴   路   君
住 民 福 祉 課   長	森	廣   志   君	参  事  兼 産 業 課 長	揚   妻	浩   之   君

参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 管理計者	伊藤栄一君
湯支所本 長	星裕治君	天保育所 栄長	兼子弘幸君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯学 習長	小山富美夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議事局長	燕木利弘	書記	牧野真吾
書記	大須賀久美		

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成29年3月天栄村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成29年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより、平成29年3月天栄村議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

8番 熊 田 喜 八 君

9番 後 藤 修 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月28日午後1時30分より、議会運営委員会を開催いたし、平成29年3月天栄村議会

定例会の会期について審議をいたしました結果、今定例会の会期は、本日3月7日より16日までの10日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より3月16日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月7日から16日までの10日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告並びに例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告並びに例月出納検査の結果について。

閉会中の議会庶務報告並びに例月出納検査の結果については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理し、所管の産業建設常任委員会に付託した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付した陳情文書表のとおりでありますので、報告いたします。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長行政報告。

村長より平成29年3月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成29年天栄村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案43件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況並びに平成29年度における施策の概要を申し上げます。

まず、12月定例会以降の行政運営の状況についてご報告いたします。

災害発生時の対応と平常時における地域見守り活動に関する協定を、2月15日に村内の3郵便局及び須賀川郵便局と締結したところであります。この協定では、災害時に緊急車両等の提供や避難所への臨時ポストの設置などの協力のほか、平常時には高齢者や子供などの地域の見守りや道路の損傷、不法投棄等を発見した場合には村や関係機関に通報していただく内容であり、郵便局と相互に協力し、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、平成29年の村行政区駐在員の視察研修を2月25、26日に実施し、東日本大震災で大きな被害を受けた相馬市と宮城県南三陸町の復旧・復興の進捗状況及び災害への備えについて視察してきたところであります。今後とも各行政区と協力し、自主防災組織の活動を含め、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、原発事故に伴う放射性物質の除染作業の進捗状況につきましては、昨年10月に地区の除染作業が完了し、現在、通学路等及び事業所等の作業を実施しておりますが、雪などの影響により年度内完了の困難な箇所が見込まれることから、繰越事業として実施し、早期に完了させてまいります。

仮置場の進捗につきましては、高戸屋地区仮置場の二期建設工事が2月に完了し、現在、除染土壌等の搬入を行っているところであります。

また、除染土壌等が全て搬出された沢邸地区仮置場の原形復旧工事は年度内に完了し、3月をもって地権者の方々へ返還することとしております。

今年度の中間貯蔵施設への搬出につきましては、11月から12月にかけて、大里中部仮置場において、今回配分された2,160立方メートルの搬出が実施されましたが、全量の搬出までには至りませんでした。残りについては、平成29年度での搬出を予定しております。

中間貯蔵施設の進捗状況は、用地確保等で、一定の進捗は見られますが、十分な確保には至っておりませんので、引き続き、各市町村等が保管する除染土壌等の早期搬出が実現されるよう、国・県へ働きかけてまいります。

次に、第五次天栄村総合計画策定状況につきましては、昨年12月の第3回村振興計画審議会にて基本構想・基本計画について諮問、その後、本年2月16日の第4回の同審議会にて、採択と答申をいただいたところであります。

先の全員協議会でも説明させていただきましたが、昭和56年に制定された村民憲章を原点に「未来につなぐ村づくり」をテーマとし、将来像に「自然と共に人・未来を創造する村てんえい」を掲げ、皆さんとともに知恵を出し合い、子供たちに誇れる天栄村を創っていきたいと考えておりますので、引き続きご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方創生事業につきましては、福島県とタイアップをし、本村を舞台にした映画が2月4日から一般公開となり、2月17日までの観客動員数は1,279人となったところであります。

今後も、仙台市、宇都宮市、横浜市、大阪市などでも順次上映が予定されておりますことから、来年度においても引き続き、県や映画作成会社等と連携を図りながらPRに努めてまいります。

また、定住・二地域居住関係の田舎暮らし体験ツアーにつきましては、第3回目が1月7日、8日に行われ、都内より7名の方が参加し、冬の天栄村を体験していただきました。

今後につきましても、天栄村を知り、行ってみたいと思っただけできるよう、さまざまな形で情報を発信しつつ、村内での住まいや働く場所の確保など、村民の皆様のご理解とご協力を得ながら受け入れ体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、新規就農者支援センターの活動につきましては、1月14日に仙台市で開催された「新・農業人フェア」に委員の方々が参加し、来場者に天栄村の紹介とPRをしていただきました。

また、2月16日には南会津町の取り組みを視察し、これからの活動に向けて参考となる意見交換をしてまいりました。今後につきましても、受け入れ体制や参加者支援を充実させ、人口減少対策・担い手不足対策として、しっかりと取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、昨年12月分のインターネットからの申し込み件数のみで、予想をはるかに上回る2,482件、5,682万円のご寄附をいただき、1月の臨時会にて補正予算の議決をいただいたところであります。

今後もさらなる寄附金の申し込みをいただけるよう、返礼品の内容や経費の削減を検討しつつ、PR等の方法も再度検証し、天栄村の応援者確保に努めてまいります。

また、寄附金の使い道につきましても、わかりやすくお示しできるよう取り組んでまいります。

次に、福祉関係につきましては、介護予防事業として、村民の方と一緒に1年間考案してきましたご当地体操が、このほど完成しました。子供から高齢者まで一緒に楽しめる体操です。今後はこの体操の普及に努め、いろいろな場面で活用し、全村民を対象に、健康増進及び介護予防に取り組んでいきたいと考えております。

次に、健康づくり事業につきましては、医療機関で受診する特定健診、各種がん検診等の施設検診が、1月末で終了いたしました。

検診費用の無料化や受診勧奨に努めた結果、施設検診の受信者総数は、延べ787人で、疾病の予防、早期発見、早期治療に大きな効果を上げたところであります。

また、今年度新規事業として進めてまいりました、フッ化物洗口事業につきましては、幼稚園年中児から中学3年生までを対象として、各学校等の協力を得ながら順次開始し、2月には全ての学校で実施となりました。フッ化物洗口は、虫歯予防に効果があることから、今後も継続して実施していくことで、村の子供たちの虫歯保有率を抑制し、健全な食生活を推

進してまいります。

さらに、2月16日には「ゲートキーパー養成講座」といたしまして、健康推進員、民生委員、役場職員等約100名が、心の健康に不安を抱える村民への接し方やストレス解消法などを学びました。今後は、学んだ知識を生かして、村民の皆様に寄り添い、支えていきたいと考えております。

来年度につきましても引き続き心と体の健康づくり事業を推進し、村民の長期的な健康管理につなげてまいります。

次に、税務関係につきましましては、本年2月14日より湯本地区を皮切りに、平成28年分所得にかかる納税相談として、確定申告並びに住民税、国民健康保険税の申告の受付を行っており、来る3月15日まで実施しているところであります。

滞納者対策としましては、全職員体制による村税等特別滞納整理対策本部を、昨年10月から年末にかけて実施し、滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等により、村税等の徴収強化を図ったところであります。

また、担当課におきましては、電話催告や訪問徴収を行いながら、厳正な滞納処分を実施しているところであります。

次に、国土調査につきましましては、広戸第23地区として高林地区の本閲覧を実施しているところであり、今後の認証に向けて作業を進めているところであります。

また、湯本第24地区の湯本地区に関しましては、引き続き細部測量の基準となる地籍図根三角点の設置作業を進めているところであります。

次に、農業振興につきましましては、去る12月27日に、平成29年産米の市町村別生産数量目標が決定され、本村の生産数量目標は、前年比15.8トン減の3,363トン、換算面積では、前年比2.5ヘクタール減の641ヘクタールと示されたところです。

これを受け、村では「天栄村地域農業再生協議会」において、生産者への配分方法を、前年度同様、水田面積に基づく一律配分とすることを決定し、先月上旬に生産者へ配分数量を通知するとともに、説明会を開催し、生産調整の達成に向け、飼料用米の取り組み拡大と経営所得安定対策への加入推進を図っているところであります。

農地の集積・集約化を加速するため実施している「水田経営規模拡大支援事業」につきましましては、約11.8ヘクタールの農地が、14名の担い手へ集積されております。また、12月15日には、集落営農の推進に向けた取り組みの一つとして、白河市において、ライスセンターを核とした集落営農に取り組んでいる「農事組合法人入方ファーム」代表の有賀氏を講師にお招きし、事業内容や集落営農のメリットなどをご講演いただき、集落営農に対する理解を深めていただいたところであります。

次に、農業委員会に関しましては、先般、全員協議会においてご説明申し上げましたとお

り、農業委員会法の改正により、委員の選出方法が公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する制度に改められるとともに、農地等の利用の最適化を推進するための現場活動を行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設けられることとなり、関係条例案を本定例会に上程しております。

次に、観光振興につきましては、引き続き首都圏での旅行商談会や催事において観光PRを行い、県外からの誘客促進に努めております。また、合宿誘致事業につきましては、申し込み件数78件、延べ宿泊者は3,320人となっているところであります。

後継者対策事業につきましては、2月5日に独身の男女を対象とした3回目の婚活パーティーを開催し、男女29名にご参加をいただきました。また、3月下旬には、おおむね40代以上を対象とした婚活事業の実施を計画しているところであります。

次に、企業誘致につきましては、2月10日に福島県企業誘致推進協議会が主催する企業立地セミナーにおいて、首都圏の企業に対し、村工業団地への立地勧誘を行ってまいりました。今後も、県と緊密に連携しながら企業誘致を進めてまいります。

次に、主な道路整備につきましては、特定防衛施設周辺整備交付金で進めておりました村道戸ノ内丸山線改良工事が、昨年12月に完了したところであります。また、社会資本整備総合交付金で進めております各地区の舗装打ちかえ工事につきましても2月に予定箇所を完了し、仁戸内橋橋梁補修工事及び戸ノ内丸山線落石防止網設置工事につきましても、現在、計画工程どおりに工事を進めている状況であります。

農業土木事業では、湯本糯田地区の用排水路改修工事につきましては次年度に繰り越して、年度初めの完成を目指して進めてまいります。農道整備につきましては、田良尾字野仲地区の改良工事及び児渡地区の農道整備工事が昨年12月に完了したところであります。

次に、除雪事業につきましては、今シーズンは、平年と比較しても除雪の出動回数が増えています。今後につきましても降雪の状況を見ながら、随時道路交通の安全に努めてまいりたいと考えております。

また、住宅関係につきましては、昨年度に引き続き、村営小丸山住宅1棟の解体工事を実施いたしました。

民間賃貸住宅建設補助事業によるアパート建設も間もなく完成し、3棟12戸の新たな住居ができ、現在入居者を募集している状況であります。

空き家対策事業といたしまして、今年度から実施しております空き家情報バンクにつきましては、登録空き家物件は10件、うち2件において賃貸契約が成立いたしました。

次に、湯本・野仲地区簡易水道事業では、田良尾地区の配水管布設替工事の今年度計画箇所は、1月に全て完了したところであります。

水道事業では、下松本地区の石綿管更新事業の管路舗装復旧工事が完了しております。

次に、教育の取り組みにつきましては、村内幼稚園及び小・中学校の教職員が、日々の教育実践の中から問題点を捉え、1年間の研究や実践を通して教育活動の改善・充実を図る「教職員研究物展」が、2月1日から10日まで、生涯学習センターにおいて、出品点数64点を展示し、10日には、代表者による実践発表も行われ、研究の成果が広く披露されました。

また、引き続き教育講演会が開催され、平成32年度の学習指導要領改訂により、小学校に「英語」が教科化となることを見据え、神田外語大学児童英語教育研究センターより講師を迎え、「英語の村てんえい」を目指した「英語活動プログラム」活動構想～教員研修に関する取り組み計画～」と題した講演をいただき、「英語が好き」で「英語で話したい」子供を育成するための教員研修のあり方や模擬授業を通して、今後の英語教育の取り組みにおいて参考となる意義ある教育講演会になりました。

2月9日には、第58回湯本地区学校スキー大会がスキーリゾート天栄で開催され、村内小・中学校の児童・生徒が、日頃の練習の成果を存分に発揮するとともに、学校間の交流も図ることができました。

児童・生徒の活躍では、広戸小学校6年生が「第66回社会を明るくする運動作文コンテスト」において、福島県推進委員会の優秀賞を受賞、湯本小学校では、4年生が「福島県統計コンクール」において、福島県知事賞、また、学校としても「福島県ラジオ体操優良団体」表彰、天栄中学校においては、3年生が「第36回全国中学生人権作文コンテスト福島県大会」で優秀賞を受賞するなど、このほかにも子供たちのたくさんの活躍が見られました。

次に、生涯学習につきましては、まず、小学校の冬休み期間に、てんえい子ども教室を、山村開発センターにおいて開催いたしました。牧本小学校や大里小学校から22名の児童が参加し、英語音声によるDVD観賞や図書室における読書活動、さらにはスポーツ推進委員の指導による体力づくり教室等を行い、子供たちへの学習の機会の提供に努めたところです。

12月11日には、早稲田大学国際教養学部在籍する学生団体「セカクル」を講師に迎え、「地方と世界を繋げる英語教育プロジェクト」と題し、英語を通して国際的な視野を広げることを目的に、天栄中学校の生徒と英語による交流を行いました。

社会体育につきましては、スキーリゾート天栄を会場として、1月28日と2月4日の2日間、小学生を対象としたスキー・スノーボード教室を開催いたしました。村内の小学生延べ35名が参加し、インストラクターの指導のもと、各個人のレベルに合わせた技術の習得に努めました。

また、2月1日から12日まで、ふるさと文化伝承館において、村内小学6年生と中学2年生の版画作品を展示した「ぼくらの版画展」と村民の方が収集している貴重な品々を展示した「マイコレクション展」を開催し、来館した方々にお楽しみいただいたところです。

次に、冬の講座として、成人学級を開催したところ、延べ64名の方々にご参加をいただき

ました。第1回目の租税教室では、主に相続税に関する学習を、2回目のスマホ教室では、基本的な使用方法や簡単なアプリのダウンロードの仕方等の学習を行いました。また、3回目の移動学習では、栃木県足利市のフラワーパークで、イルミネーションの装飾方法等を見学し、見識を高めながら、受講者間の交流を図ったところです。

また、湯本公民館では、ふるさと湯本工房で、ミニ炭俵、みの作り講座を開催し、参加者は昔の文化継承の作品づくりに取り組みました。

次に、平成29年度の施策の概要について申し上げます。

平成29年度の一般会計当初予算は、第五次総合計画の将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」の実現のため、5つの基本目標を中心に各課が連携して積極的に取り組むための予算編成としたところであります。

1つ目の「みんなで安全・安心な環境づくり」では、潤いある住環境を確保するため、豊かな自然環境の保全と道路の維持・整備を進めてまいります。

また、消防車両の更新や防犯灯のLED化を進め、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

さらには、人口減少対策として、若い世代の定住の受け入れや二地域居住など、村へ移住したい方々への生活の支援を実施し、魅力ある村づくりを推進してまいります。

2つ目の「みんなで支え合い築く健康づくり」では、引き続きがん検診の無料化を実施するとともに、がん予防や生活習慣病の改善のため、食生活や運動の大切さなどの普及啓発を図る取り組みを進めてまいります。

また、特別養護老人ホーム天栄ホームの増床と湯本地区におけるデイサービスセンターの設置により、高齢者福祉サービスの充実と「水中ウォーキング」や「いきいきサロン」、ご当地体操の普及を図り、介護予防事業に力を入れてまいります。

さらには、「預かり保育」や「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」「わんぱく広場」や母子保健事業の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

3つ目の「みんなで地域を活かした産業づくり」では、村の基幹産業である農業と観光を振興するため、これまで進めてきたさまざまな事業に加え、村の三大ブランド等を発信する取り組みを通じ、産業を育成してまいります。また、鳥獣被害対策を図り、農作物の被害を防止してまいります。

4つ目の「みんなで心豊かな人づくり」では、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めるとともに、英語教育など特色ある教育をさらに進めてまいります。

湯本地区においては、4月から湯本幼稚園を開園し、幼児教育の充実を図ってまいります。

また、天栄幼稚園への通園バスを運行し、保護者の負担軽減と通園時における園児の安全確保に努めてまいります。

村学校給食センターにおいては、改築するための基本設計を進めてまいります。

また、引き続き、医師養成奨学金や一人暮らし高校生生活支援金などを通じて、本村の人材育成につなげてまいります。

5つ目の「みんなで未来につなぐ村づくり」では、村民を主役とした村民のための地域づくりの実現を目指し、村民と行政が協働する村づくりを進めてまいります。

これらの施策を積極的に推し進めるため、一般会計の予算総額は、48億5,400万円としたところであります。

平成29年度においては、今後10年の村の方針を定めた「天栄村第五次総合計画」がスタートし、少子高齢化や人口減少という現状をいかに解決していくのかが大きな課題となります。この難局を乗り越えるためにも、議会議員の皆様方を初め、村民の皆様のご協力が必要でございます。さらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本定例会に提案いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。委員1名の任期が3月21日をもって任期満了となることから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告及び福島県人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の制定についてであります。地方公務員法の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、条例の全文を改正するものであります。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図るための税制の抜本的な改革を行うための地方税法等の改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村湯元へき地保育所に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。天栄村湯元へき地保育所の閉所に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第8号 天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。湯本デイサービスセンターの開所に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。手当額の増額に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 天栄村農業委員会委員等の定数に関する条例の制定についてであります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定を行うものであります。

議案第11号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。牧之内字小丸山地内の村営住宅2棟の取り壊しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 天栄村公共施設整備基金条例の制定についてであります。公共施設の整備・改修及び維持補修に要する資金に充てるため、基金を設置する条例の制定を行うものであります。

議案第13号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。平成26年度に策定した平成27年度から平成31年度までの整備計画において、「羽鳥湖高原交流促進センター」及び「林道道木沢線」の事業計画を新たに追加するため、整備計画の一部を変更するものであります。

議案第14号 村道の路線の認定についてであります。村道戸ノ内屋敷4号線の認定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 村道の路線の変更についてであります。村道大里館ノ内線ほか1路線の変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 村道の路線の廃止についてであります。村道要田2号線の廃止について、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,358万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ55億6,045万2,000円とするものであります。

議案第18号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてであります。事業勘定において、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,193万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億4,680万1,000円とし、診療施設勘定において、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,684万円とするものであります。

議案第19号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ241万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ117万8,000円とするものであります。

議案第20号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ312万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ340万8,000円とするものであります。

議案第21号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額のうち、歳出について所要の補正を行うものであります。

議案第22号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,314万1,000円とするものであります。

議案第23号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億1,007万6,000円とするものであります。

議案第24号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出それぞれ291万2,000円とするものであります。

議案第25号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,926万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億134万円とするものであります。

議案第26号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ351万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億8,623万3,000円とするものであります。

議案第27号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4,573万3,000円とするものであります。

議案第28号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算についてであります。収益的収入及び支出において、収入支出それぞれ223万円を減額し、資本的収入及び支出において、収入を637万2,000円、支出を1,943万円それぞれ減額補正するものであります。

議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比9.3%減の48億5,400万円で、主な要因は、除染対策事業費等の減によるものであります。

議案第30号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてであります。事業勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.8%増の8億4,217万5,000円であります。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.9%減の4,760万9,000円であります。

議案第31号 平成29年度牧本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比76.9%減の60万6,000円で、主な要因は、5年に一度東京電力が支払う財産区所有地の樹木伐採補償料の減によるものであります。

議案第32号 平成29年度大里財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の

総額は、前年度とほぼ同額の28万5,000円であります。

議案第33号 平成29年度湯本財産区特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の175万3,000円であります。

議案第34号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比25.0%増の2,993万3,000円で、主な要因は、土地貸付収入の増によるものであります。

議案第35号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比9.4%減の1,192万4,000円であります。

議案第36号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度とほぼ同額の2億663万円あります。

議案第37号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比10.2%増の254万9,000円あります。

議案第38号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比63.5%減の5,402万円で、主な要因は、簡易水道再編推進事業の完了に伴う減によるものです。

議案第39号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.8%増の141万円あります。

議案第40号 平成29年度天栄村介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比3.1%増の6億6,124万7,000円あります。

議案第41号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、前年度と同額の9,591万7,000円あります。

議案第42号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、対前年度比1.8%増の4,679万4,000円あります。

議案第43号 平成29年度天栄村水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出は、対前年度比9.7%減の1億4,394万6,000円、資本的収入は、対前年度比27.4%増の4,590万8,000円、資本的支出は、対前年度比11.1%増の1億6,899万9,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告及び平成29年度の施策の概要並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

平成29年3月7日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議といたします。

なお、再開は午後2時30分といたします。

(午前10時50分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時30分)

---

### ◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言の順序は、最初に9番、後藤修君、次に7番、渡部勉君、次に8番、熊田喜八君、次に1番、北嶋正君の順によって行います。

なお、質問者は、質問席で一般質問を行います。

また、質問は一問一答式とし、質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 後 藤 修 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、9番、後藤修君の一般質問の発言を許します。

9番、後藤修君。

[9番 後藤 修君質問席登壇]

○9番（後藤 修君） 議会会議規則第61条に基づき、通告のとおり2つの事項について一般質問を行います。

1つ目、健康・医療・介護のあり方については。

超高齢化社会を迎え、男性80歳、女性87歳と日本人の平均寿命が延び、これからますます医療・介護といった福祉が重要な時代になると思います。

村では、健康寿命を高めるため、さまざまな施策を講じていますが、さらに村民がいつまでも健康であるための今後の対策をどのように考えているかお尋ねをしたいと思います。

なお、次の1点について資料提出を願います。

健康づくりイベント事業の各種参加数、総合健診及び人間ドック等の参加人数、障害者の現状と今後の施策について。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 健康・医療・介護のあり方についてお答えいたします。

村の現状ですが、本年3月1日における高齢化率は30.7%と高齢化が急速に進んでおります。これに加え、生活習慣の変化等もあり、がん、心臓病、脳血管疾患等の生活習慣病や、これに起因する要介護状態の方が年々増加している状況にあり、疾病の早期発見や治療に加え、積極的に健康を増進し、病気や要介護状態にならないための一次予防が極めて重要であります。

こうしたことから、村では現在、健康づくりの意識高揚を図るため「健康づくりプロジェクト事業」を展開し、健康診査、がん健診の無料化やピロリ菌検査を導入するなど、疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、生活習慣を改善するための減塩対策や住民一人一人の健康づくりを応援する「健康チャレンジポイント事業」を啓発し、村民の健康づくりの定着化に取り組んでいるところであります。

また、前期高齢者を対象に「水中ウォーキング事業」、後期高齢者を対象とした「いきいきサロン」や「湯ったりミニデイサービス事業」を展開し、高齢者の筋力低下や認知症の発症を防ぎ、要介護状態になることを予防する事業も推進しております。これらの事業は、短時間で成果が上がるものではなく、継続して取り組むことが肝要であります。

また、村では、親しみが持てる体操を目指し、村民の方々と一緒に1年かけて考案してきたオリジナル体操が完成しました。子供から高齢者まで一緒に楽しめるご当地体操であります。来年度は、新たにご当地体操の普及に努め、さらなる健康増進、介護予防を推進してまいります。健康で生き生きとした生活を送っていくことは、村民共通の願いであります。これからも行政、医療、福祉の各関係機関が連携し、健康長寿の村づくりを推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 二、三年前は、高齢化率が20%台、26%か27%だったかと思いますが、ただいまの村長の答弁でもございましたように、約31%に近いんですね、もう。ですから、1年と言わないほど、もう高齢化率が上がる。結局、裏返せば長生きをする住民の方が多くいるから、どうしても高齢化率も上がるというようなパーセントかと思いますが。

村でも、今年度は、みんなで支え合い築く健康づくりということで、生活習慣病の予防、あと、高齢化の介護予防等々、地域や家庭などで支え合い、助け合いを図っていくんだというような方針のもとに、予算を計上しております。

そこで、健康づくりイベントの資料でございますけれども、さまざまな施策がやっております。大変評判のいい湯ったりミニデイサービス、それからいきいきサロン、水中ウォーキング、これが大きな事業だと思いますが、そのほか、私が知っている限りでは、「こんちゃ

んカフェ」といいまして、やはり頭の回転をよくするために、認知症にならないような施策としてこんちゃんカフェをやっております。

それから、今、答弁でありましたように、体操ですか、当地の体操を行う。実施したの、今日なんですね。今日、その体操の開催日があったはずですが、初めての体操で。

それから、各高齢者の方が自発的にやっている、これは村の事業ではないんですけれども、卓球をやったり、ミニテニスをやったりして健康維持に努めているというような施策が見受けられます。

そこで、この湯ったりミニデイサービスとへるすびあサロン、それから水中ウォーキング等々について、男性の方はどのくらい参加しておりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

申し訳ございません、ちょっと男女別については調べていなかったものですから、参加人数しか、ちょっと資料にないものですから。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 申し訳ないけれども、これ、通告しておりませんでしたので、男女別ということが資料出ないのは納得いたしましたけれども、こういうふうな事業に、イベントに参加している方の話を聞きますと、ほとんど女性ばかりだそうですね。それで、どうしても男性の方は、どうですかね、男としてのプライドみたいなのが邪魔しているんだか何だか知りませんが、その参加人数がほとんどいないようなんですよ。それで、何とかその包括支援センターの物江さんですか、物江さんあたりの話を聞きますと、何とか男性の方を参加していただくようお願いできないかというような話がございますので、今、男性の方というのを聞いたんですが、どうですか、課長として男性の方を参加させる。どうしても女の人よりも、これだけ男の方は平均寿命としても短いわけですから、どうしてもそういうふうなところに参加していただいて、健康を維持していくというようなことに、何とか理解していただいて、参加できるような方針でやっていただきたいと思います。そのようなことはどのように考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、いろんな施策、事業展開しましても、どうしても女性の方の出席、あとやっぱりいろんな事業に対しても出てくださる方はいろんな事業に出てくださるんですが、なかなか出てこない方は、男の人はもちろん女性の方でもいらっしゃると。やっぱ

りそういう人たちをいかにこういう事業に出ていただくかというのが、本当の最大の課題だと思っておりますので、その辺は1人ずつ声をおかけしながら、包括のほうと打ち合わせをしながら、そうして、出ない人を出ていただくというふうな施策をしていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回のこの3事業について、主に湯ったりミニといきいきサロンと水中ウォーキングについては募集を始めたようなんですが、湯ったりミニデイサービスは、今までも登録者数、去年は103名ですか、一応予定として100名というような基準を設けておると思いますけれども、以前にも私、質問したことあるんですが、どうしても人気があるものですから100名以上に申し込みあった場合でも、やはり受け付けるというような柔軟性を持った考え方でやっていただければいいかなと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思いますが、過日、須賀川の文化センターにおきまして、公立岩瀬病院の三浦院長先生の講演がございまして、私、参加させていただきました。そのときに、これからの医療・介護についての話を聞かれまして、大変参考になりました。そのときに言ったんですが、これからはやはり高齢者に対して自助、互助、共助と公助の取り組みが大事だよというような話がございました。自助といいますのは、いわゆる家庭の中で家族ともども高齢者の方とか、介護を受けるような人を助ける。

それから、互助・共助というのが周りの人、地域の人とか友達同士でやはり支え合ってやっていく、そういうようなことが非常に大事だと。

それから、公助といいますと、公助ですからデイサービスセンターとか特別養護老人ホームとかグループホーム等々の公共的な施設の助けが必要だと、そのような話がございまして、なるほどなというふうにして感心してきました。

それで、これからやはり高齢者あるいは障害者に対しては、公的機関でばっかり頼らなくても、周りの人たち、地域の人たちでやはり支え合って見守っていくような施策が大事だろうというように考えます。

それで、現在、特別養護老人ホームに入れられない人おりますね、当然。それで、民間の施設に入所している方、大変金額的にも年金ではなかなか賄い切れないというような話がございまして、公的な特養ホームに入れられない人と、それから民間の施設にやむなく入るようになった場合に、その支援策を考えてやったらどうだろうかというような思いがあるんですが、この点はどのように考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

特別養護老人ホーム等につきましては、あくまでも介護保険法上で請求が出ますので、公という点とあれですが、私立だろうが公立だろうが単価は同じでございます。ですから、あとは、特別養護老人ホームではなくて、老人保健施設というふうな形で、医療機関がつくっている施設があるんですが、結局そちらはそちらで請求の報酬額が決まっているものですから、それは施設によって値段が違うということはないもので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、今の話ですと特別養護老人ホームに入った人であれば、民間の施設に入っても金額的には変わらないというような意味にとってよろしいんですか。

それで、介護者については、施設に入りたくても家庭的な事情、それから金銭的な事情、それから入所待ちでなかなか申し込んでも入れないとか、もろもろの事情がございます。それで、やむなく在宅介護にならざるを得ない、家で見なくちゃならないという方に対しての、どうしても介護といいますと、介護を受ける側ですね、そうでなくて介護を見る側、見る側のほうの人たちが、今は会社も辞めなくちゃなんない、勤め先に行かれないなんていうようなことで、大変だと思います。それで、介護する側に対しての支援策を考えてあげるべきではないかというように思うんですが、その点はどのように考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

先ほど、議員がおっしゃいましたように、先日の地域包括ケアシステムの中でも三浦先生のお話があったと思いますけれども、あくまでも地域で介護をしていく方をいかにして見ていくかということで、医療と介護と地域の住民とのケアシステムを構築していきましょうというのが、これからのなりわいになってくるんですけれども、とりあえず、今回、村としましては、議案に提出させていただいたんですが、介護者激励手当を若干ではございますが2,000円ほど月額を値上げさせていただいて、少しでもご労苦に報いたいということで介護者激励手当の引き上げということで、議案を提出させていただきました。

そのほかに、確かに施設介護よりも在宅介護をされている方は、何倍も大変だと思っておりますので、その辺の心のケアといいますか、その辺につきましては保健師を初め、包括や何かとそういうカフェや何かを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 在宅介護は大変だと思いますね、実際介護している方もわかっていますけれども、施設に頼めば一番楽だと言っていますが、簡単に入所できるわけではござい

せんし、入所待ちはどのくらい、今現在いますか。その点把握してありましたらばお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

全部で、大体約300名、うち村民が50名ぐらいだと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） やはり、村内の方たちだけでも50名の方がいつ入れるか申し込みはしておくんだと思いますが、なかなか入所できない。仕方なく在宅介護、うちで介護するしかないというようなことで、やはりさっき申しましたとおり、そういう方に対しての支援策は、これから当然考えていくべきであろうかと思えます。先ほど、若干ではあるが、今も予算化しておりますと言いましたけれども、これからやはり充実していくような制度が必要だと思えますので、よろしくそれはお願いしたいと思います。

それから、子供たちの甲状腺がんの検査、震災後やっておりましたね。それは、今も実施しておるのでしょうか。そして今までに検査、何回かやったと思えますが、それなりの症状が、可能性があるような方がいたのか、いなかったのか、いたとすればどのくらい、何名くらいいたか。

それから、今後の甲状腺検査については県のほうの指導だと思えますが、どのように、いつまで進めていくのか、その可能性について説明願いたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

甲状腺の検査につきましては、継続して行っておりますけれども、その結果につきましては本人のところに行くものですから、ちょっと村では把握していないんですが、そういう人がいたというの聞いてはいないんで、いないのかなというふうには理解しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この甲状腺については、本人に通知が行くから課長は把握していないというような話でございますけれども、震災から間もなく6年になります。原発の事故があってから当年6年ですが、チェルノブイリの事故、あのときの話ですと、すぐにはやはり甲状腺の症状は出なかったようです。といいますと、5年以上過ぎてから子供たちについての症状が出るというような話でございましたから、我が福島県天栄村としても6年は過ぎたわけですが、今後とも、これは続けていってほしいなと思えます。簡単に症状が出るわけではないようですし、出たらもう大変なことだと思いますから、天栄村民の子供たちからは1人

も出さないような進め方をしていってほしいと。住民福祉課としても、そのような方向でやっていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、障害者の現状と今後の施策についてですが、この資料の中に、障害者の現状と今後の施策で、私、ちょっと勉強不足だと思いますが、1番の現状の身体障害者、それから精神障害者、知的障害者、この3つの内容について、それぞれ詳しく説明してほしいんですが。文言だけではちょっとわかりにくいです。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

通常、障害者手帳といった場合に、この3種類がございます。

身体障害者手帳につきましては、その名のとおり身体に障害のある方というふうになっております。

次に、正確にいうと精神障害者保健福祉手帳という呼び名になるんですが、これにつきましては精神保健及び精神障害者福祉に関する法律という法律がございます、その中で、要はうつ病、そう病、てんかん、あと自閉症や何かによって精神に障害があるという方が、この手帳を所持しております、中身については1級から3級までに分かれておまして、1級が一番重度というふうになっております。

例えば、療育手帳なんですが、療育手帳につきましては、通常、大体18歳未満のお子さんの中に判定されるケースなんですが、大体18歳未満の方で児童相談所のほうで判定されるというふうになっておまして、この等級についてはAとBというふうに分かれておまして、通常Aが重度でBが軽度というふうな形になってきます。

逆に18歳以上になってきて、この知的障害者の手帳につきましては、知的障害者更生相談所というのがございまして、そこで判定するというふうになっておまして、通常は18歳未満のところで大體知的が遅れているとか、遅滞だということがわかるかと思うんですけども、まれに18歳以上になってその判定が下るということもございまして、知的障害者手帳というのもございます。この3種類になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、この精神障害者と知的障害者は、当然違うと思うんですが、知的障害者の部類に認知症が入るということではないんですね。認知症は認知症というので、これには入らないんですか、この3つには。わかりました。

それで、ちょっと認知症のことで聞きたいんですが、今年度の予算で認知症と思われる方にGPSを取りつけるというような予算が計上されております。その認知症のGPSは、システム上、どのような場所に誰がつけて、それからGPSでわかった位置をどこに連絡が来

て、誰が対応、家族がもちろんすると思いますが、そのようなシステム、行動上のシステム等々をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは受益者負担もあるのか、ないのか、含めて。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、今年度の予算でGPSの認知症の、徘徊する方の、見つけ出すための機械を、ちょっと5台ほど購入する予定をしております。これにつきましては、介護保険で認知症というふうな認定を受けている方は259名いらっしゃるんですが、259名中、徘徊があるというふうに認定されている方が8名なんです。ですから、認知症といっても寝たきりの方ももちろんいらっしゃるんで、その方は徘徊はいたしませんので、それで一応8人いらっしゃるって、大体5台ぐらい需要があるかなということで、予算上は5台を予定しています。

中身なんですけど、例えば、老人の方のベルトなり、通常持って歩く腕時計でも、洋服でも何でもいいんですけども、あと首から下げるやつでもいいんですけども、要は発信機をどこかにつけるというふうな形になります。今、進んでいるので発信機といっても別に大きいものでもなくて、ベルトにもちょこっとつけられるようなものになっているらしいもんですから、あとは、例えば、杖について必ず出歩く人は、杖につけるとか、必ずそれを身につけていないと意味がないもんですから、必ずその方が身につけているものに発信機をつけて、それをインターネット上で、要はいるところが、地図上にピカピカ光るというふうになってきます。それが、契約したもとの会社のほうで発信機の番号から、その発信機は今どここの地図上にいるというのがわかってきます。

先ほどおっしゃいました自己負担の関係なんですけど、まだこれに決めたわけではなくて、いろんなシステムがあるもんですから、その中でより使いやすいというか、老人の方にも使いやすいようなやつを何とか見つけ出してというふうに考えているもんですから、今考えている金額でいいですと、それを借りてバッテリーや何かが必要になってきますので、その発信機、あとバッテリー、あと年間の契約等については村が行って、あとは通常の充電のための電気代とか、あと、例えばおじいちゃんがいなくなったといったときに、電話して、今どこにいるかというふうに聞いてもらったときに、月2回までは無料なんですけど、3回目以降は有料になってきます。自分でインターネットでも見られるんです。だから、インターネットをやれる人だと2回までは無料で、3回目から有料、例えば高齢者夫婦なんかですと、インターネットで調べるといっていかないんで、恐らく大もとに電話して「じいちゃんがいなくなっちゃったからどの辺だべ」というふうに聞いたときに、1回につき200円かかる

というふうになっています。その辺は自己負担していただくというような考えであります。ただ、まだこれに決めたわけではなくて、この辺が一番使いやすいかなというふうに考えているわけで、一番使いいいようなやつをこれから検討していきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この認知症になる方というのは、ちょっと普通の生活していて普通に会ってみたって、なかなか我々では判断つかないんですね。普通の人と、健常者と変わらないような姿、顔をしているものですから、それで認知症になっちゃって、知らないうちに徘徊してどこに行っちゃったというのは、やっぱり村内でも1年に1人か2人くらいあるようでございますから、このGPSをつけたことによってそれを解消できれば幸いかと思いますので、この効果は見極めておきたいと思いますが、認知症の患者というのは、村内では現在8名しかいないと言いましたけれども、この認知症というのは、やはり病院で診査して認定してくれるというようなことなんですか、認知症に対しては。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 介護保険の認定を受けるに当たりまして、介護保険の審査を受けるようになります、その審査票上に認知症があるとか、徘徊癖があるとかということで、それにチェックが入ります。その数を今回調べまして、先ほど言いましたように認知症としてある方は250名いるんですが、徘徊があるという方は8名だったということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今は、みんな長生きする時代で、足も痛い、腰も痛い、認知症にもなるというようなことで、なかなか国保のほうでの出費も大変だと思いますが、国保のほうの事業勘定については、今年度、平成28年は8億2,700万円までですね、事業勘定については。

それから、さかのぼって5年前、私も調べてみたんですが5年前は6億4,400万円余りなんですね。

それから、さかのぼってその5年前、平成18年、5億7,400万円余りなんです。ですから、5年ごとにこういうふうに私、調べてみたんですがけれども、やはりこのように国保に対しての出費がどんどんかさんでいくような時代だと思います。それで、これからはやはり村民みんなが健康であればそれにこしたことはありませんけれども、やはり生活習慣病等々の介護を受けるような体にならないように、その以前から、先ほど言っておりますこの予防事業等に積極的に参加していただいて、そのように進めていただいて、幾らかでもこの国保の事業勘定がかからないように、そのような方策を進めていってほしいと切に願います。その点をお願いして、1番目の質問はこれで終わらせていただきます。

それでは、続きまして、2つ目の事項に入ります。

公立学校の統廃合の見通しは。

子供の出生数は、年々減少傾向にあり、この状況が続けば、やがて学校の統廃合が予想されることと思います。子供たちへの影響や保護者への対応という観点から、教育現場を預かる立場において、教育長は、学校の統廃合についてどのような考えを持っているのか伺います。

また、次の資料を提出願います。

現在の村内各小中学校の児童生徒数、今後5年間予想される新入学児童生徒数。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 公立学校の統廃合の見通しはについてお答え申し上げます。

現在、村内の公立学校におきましては、小学校4校、中学校2校が設置され、431名の児童生徒が学んでおります。10年前から比べますと約100名の減少となり、今後も減少の傾向が続いていくものと予想されております。

教育委員会では、定例会を初め、校長会等でも児童生徒の減少による学校経営のあり方を検討しており、村長部局とも総合教育会議で議論しているところでございます。

これらの検討を重ねた中で、公立学校の統廃合の見通しや子供たちへの影響、保護者への対応の観点から、統廃合について次のように考えております。

学校が、地域の核であると言われて久しくなりますが、それを実感させられたのが東日本大震災でありました。学校が避難所となり、学校と地域が一体となって、保護者や地域とともに子供の生命を守り、地域を支え、子供の学びの回復を進めてきたことはご承知のとおりでございます。

学校の小規模化に伴いまして、教育上の諸課題がこれまで以上に顕著化することが懸念されております。学校教育の狙いを達成するためには、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、文部科学省が示す小中学校の適正規模である最低でも1学年2学級が確保されていることが望ましいと考えております。

しかしながら、それぞれの地域の実情に応じ、教育的な観点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を持続的に検討、実施していくことが重要と考えております。

天栄村においては、このまま児童生徒数が減少すれば、統廃合は避けて通れない大きな課題であると認識しております。このままでは、統合しても小中学校ともに適正集団規模以下の1学年1学級となることも予想されることから、現在の児童生徒数の減少に歯どめをかけていくことが喫緊の課題であります。そのため、小規模校のデメリットをメリットに変える

取り組みを推進し、少人数でなければできない授業の展開を図り、天栄村で教育をしてみたいと思える魅力ある学校づくりを早急に進めていかななくてはならないと考えております。

今後は、地域、学校協働本部などの組織の活用を図りながら、学校のみならず保護者、地域の方々との十分な話し合いの中で方向性を見出し、児童生徒が生き生きと学習できる環境を構築し、次世代を生きる力を育んで参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 資料を提出していただいて、現在の生徒数、それから今後5年間に推移される児童数を見させてもらったんですが、ほぼ横ばい状態といえますか、今後5年過ぎても極端に減るといったようなことではないかと思いますが、しかし、これからは、増えていくのが一番理想でございますけれども、そんなに増えるのは、なかなか現状からしても大変かと思えます。

そこで、今、教育長も答弁にありました児童数が多い、少ないによって、それぞれのメリット、デメリットがあると言いましたけれども、それはどのように考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

まず、この児童生徒数の減少につきまして、天栄村のみならず、全国で相当数の統廃合が進んでおります。その中で、統廃合をしても、先ほどお話ししましたように、適正規模に至らない学校が、もう半数近くあると聞いております。

我が天栄村においても、先ほどお話ししたとおり、統廃合をしても、適正規模の最低基準であります国で示しております12学級以上18学級以下が適正規模であるという標準が示されております。学級数でいえば今の学級なんですけれども、クラスでいいますと1学年2クラスないし3クラス、これにつきましては、子供たちが、まず、いろいろな問題が、今いじめ等の問題もございます。そういうふうなときにクラス替えができる。要するに、その子供が避難できる場所ができると。そういうようなことで、1学級ではなかなかそれが難しい、そういうふうなデメリットもございます。

あとは、クラブ活動や部活動の種類が限定されます。

あとは、運動会、議員の皆様方にも毎年お世話になっているんですけども、運動会や文化祭あるいは遠足、修学旅行、そういった集団行動の教育効果が、やはり集団が限定されますと下がってきます。

また、男女比の偏りが生じやすいということで、一覧の中でも結構男女比が極端に違う学年もございます。

あと、班編成やグループ分けにどうしても制約が出まして、同じ子供たちと毎回グループ

になってしまう、そういうふうな中で、これから新しい教育要領にも示されるようにアクティブラーニングというような受動的な学習がなかなか形成しにくいと、そういうふうなデメリットもございます。

また、一番懸念されるのは、児童数が少なければ教員の数も法律で決まっておりますので、その数も限定されてくるというふうなことがございます。そういうふうなもろもろのデメリットがございます。

また、人数がいれば、今のデメリットの逆の形にはなるんですけども、そういうふうなことで先ほどお話ししましたように、天栄村においては適正規模の最低限ではありますけれども、1学年2学級というふうなものをどうしても維持していきたい、そういうふうな考えでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ただいまの話ですと、1学年2学級あるいは3学級が理想であるというようなことなんですが、しからば、学校が運営していくのに、今、学級の単位は言いましたが、適正な児童数というものもあるんですか、一番適正であるというようなことがありましたらお聞かせ願いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

今の学級数につきましてお話しさせていただきましたけれども、確かに1学級10人というふうなところもございますが、1学級15人、最高多くなれば1学級、標準法でいきますと40名までが1学級になります。そういうふうなことであれば、もちろん学級の人数におきましても、多ければ多いほうが良いというのが、これ目安なんですけれども、ただ、やはり、その目安につきましては、学級につきましては、やはり1学級10名、この辺になると、かなり厳しい状況になります。ですので、やはり理想は1学級20名以上いけば、いろいろなグループ活動等もできるのかなと。中学校でいいますと20名ですから、掛ける2クラスが理想ですから、その3倍というふうな数になりますけれども、あと小学校も同じような計算式でいえば、今すぐぱっとは出てこないんですけれども、そのぐらいのほうが、今一番目安としては、学校運営するにもいいのかなと。

それに伴いまして、教員定数の配置基準というのがございまして、その人数、学級数によりまして、天栄の場合については、今、小学校でありますと、どこの学級もそうなんですけれども6学級です。各学年1学級ですから、湯本を除いて。

そうしますと、先生は、校長、教頭を含めて8名というような形になります。そして、あと中学校の場合については、今現在、天栄中学は2クラスでございますので、6学級になり

ます。そうすると、校長、教頭を含めて12名になります。ただ、これは国のほうの基準でございまして、あと、加配というふうな形で、実情に応じて県のほうでそれぞれ教員を加配してくれるというふうな制度はございますけれども、基準としては、今お話ししましたように1学級20名はといえば理想であります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 大体、内容的にはわかりましたけれども、県のほうの指導で、児童数がどんどん減ってきたら、あなたの地域では、このように統廃合等々について話を進めなくちゃならないよというようなことが指示されたとして、どこまでの人数まで児童数が少なくなった場合にそういう指導を受けるようになるのか、それなりの基準といたしますか、条件みたいなのはあるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、国のほうの基準といたしますか、それが平成27年1月、公立小中学校の適正規模、適正配置等に関する手引の作成についてというふうなものが、文部科学省から通知されました。それに基づいて県のほうも、ある市町村も、一応考えるわけなんですけれども、ただ、こうしろというふうな強制力はございませんので、これについてはあくまでも天栄村が考える、そういうふうな形で、今後どうするかというのは、あくまでも村のほうに任されているというふうなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、湯本地区は除きまして、こちらのほうの主に小学校でございまして、教育長としては何名くらい、今の分ではすぐには横ばいですから、そんなに減りはしませんけれども、何名くらいまで減ったら、やはり統合を考えなくちゃならない、話し合いを持たなくちゃならない、検討しなくちゃならないというような方向性を打ち出す考えなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

やはり、教育は、地域あつての教育でございまして、この辺については行政が一方的に統廃合というふうなことについては、なかなか難しいと私は考えております。

ただ、今、議員おっしゃるように、やはり教育の効果を考えた場合については、やはりその目安というのはあつてしかるべきかな、そういうふうなことは考えております。

その大きな目安になるのは、やはり複式学級が発生をした場合、要するに2つの学級を一

つにしないでなければならない、そういうふうな事態が現実には発生を、今後もその複式が増える見通しはあっても、解消する見通しが無い、そういうふうな現状があった場合については保護者、地域と十分、最初の答弁にありましたように、いろいろな組織をつくりながら十分検討していく余地はあるのかなど、そういうふうにご検討しております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、湯本地区の場合ですけれども、湯本地区に対しては、なかなか児童数が増えないし、これだけの児童生徒数しかおりません。そこで、一つの案として、小中一貫校というの、ほかの町村には幾らもあります。そのようなことを考えることはできないもんか、教育長の答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

小中一貫校につきましては、2つの形態がございます。1つは一体型、今、稲田小中学校を建設しておりますけれども、ああいうふうな形で一体的に、あるいは湖南の小中学校のように同じ敷地の中に職員室1つ、それで一体的、そういうふうなもの、あと分離型、小学校と中学校が離れているんですけれども一貫教育というふうな形、ただ、この場合については非常に、先生方につきましても教育効果というのがなかなか難しい、離れているものですから。あるいは一貫校としてのメリットを最大限に、やはり離れている関係上生かせないと、そういうふうな課題等がございます。そういうふうなことで、本村において一貫教育を推進する場合においては、やはりもう天栄中学校があそこに新しくあるものですから、そうすれば、あの近くに小学校が来るのであれば一貫校というふうなこともかなり効果があるのかなど。ただ、天栄中学校と大きく離れたところに小学校があるというふうなことになる……

〔「湯本地区」の声あり〕

○教育長（増子清一君） 湯本の場合ですか。大変失礼しました。

湯本の場合についても、一貫というふうなことについては考えられます。

ただ、一貫校については狙いがございまして、今、お話ししたように9年間を見通した教育を、それぞれの小学校の先生が中学校のほうにも行けたり、中学校の先生が小学校のほうに行けたりと、これは免許の関係もございまして、そういうふうなメリットを最大限に生かすというようなのが一貫校の狙いがございます。

ただ、今、人数が少なくなったから一つにして、統廃合ではないんですけれども小学校と中学校を一つにしてというふうなことについては、一貫校から狙いが大きく離れるものですから、その辺については十分検討、協議をしながら進めていく必要はあるのかな、そういうふうにご検討しております。大変、冒頭、失礼いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これから少子化で、ますます児童生徒数が減って、この統廃合については将来的には必ず議論されるときが来ると思います。ですから、今から少しずつは、やはり教育委員会なり行政なり考えておいて、そのときになっていろいろな諸条件によっては統廃合もやむなしというような時期が来たときに、焦ったり、ばたばたしたりしないように、準備方よろしく願いをしておきまして、以上で私の一般質問は、これにて終わらせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君の一般質問は、以上で終了します。

---

#### ◇ 渡 部 勉 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、7番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君質問席登壇]

○7番（渡部 勉君） 天栄村会議規則第61条により、一般質問を行います。

1、大山農工団地への企業誘致はその後どうなっているのか。

大山農工団地には、企業立地補助金の効果もあり、震災後、数社が誘致されましたが、今現在の立地企業数は何社になっているのか。また、残地に対する誘致の取り組みはどのようにしているのか伺いたい。括弧して、各企業の雇用者数を資料として提出願います。村内外別というふうになっています。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ハイテク大山工業団地の立地企業については、操業開始済みの企業が9社、操業準備中の企業が2社、合計11社となっております。

また、用地につきましては、現在2区画、約2.7ヘクタールが未分譲となっております。企業誘致の取り組みにつきましては、分譲可能な用地面積や形状が限られてきていることなど、ハイテク大山工業団地の情報を福島県の企業立地課や東京事務所などと共有し、企業への情報提供を行っております。

また、首都圏での企業立地セミナーや工業団地説明会等において参加企業へのセールスを実施しております。本年度は、誘致に結びついた企業はございませんが、今後も福島県との連携を密にしながら、ハイテク大山工業団地の持つ交通の利便性や各種優遇策などをアピールし、企業誘致の推進及び雇用の拡大に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、各企業の雇用者数につきましては、お手元の資料のとおりでございますのでご了承承  
願います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今、村長から答弁いただいたので残っている土地ですか、残地が2.7  
ヘクタールというふうに、私、聞いたと思うんですが、これで間違いないかどうか。

それから、この雇用創出企業立地補助金ですか、震災によって、この補助金が出ているわ  
けなんですけど、この補助金は、今年も継続するのか、この継続の今年だけか、見通しですね、  
ほかのいわゆる農産物とかそのほかについては、いわゆる風評被害は何か対策で出ています  
が、この補助金も間もなく打ち切られるという話がありますので、この補助金なんかもそう  
いった対象にもなってくるのかなというふうなことを考えるものですから、その辺の見通し、  
どういうふうを考えているかお聞かせください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

1点目の残地の面積でございますが、およそ2.7ヘクタールということでございます。

2点目の補助金の見通しでございますが、現時点では、平成29年度は継続をするというこ  
とは伺ってはおります。

ただ、その後につきましては、まだ確定した情報は把握してございませんので、ご了承承  
願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 私の見間違いでないと思うんですが、実は、天栄村のホームページで  
ちょっと見てみたんですね。たしか3.8ヘクタールになっているんですよ、残地が。とんでも  
もないあれですね。

実は、天栄村のホームページだけじゃないですね、福島県の企業立地ガイドとあります。  
これも、こっちは村で言ってやらなければ直さないですから、こちらのほうも3.8ヘクタ  
ールになっています。

思ったことは、よそのいわゆる市町村と比べてみて、この工業団地にしても何にしても、  
今の時代、村のホームページというのが全く生かされていない。もうそれこそ痛切に感  
じました。

ほかの市町村は、このホームページによっていろんなことがわかるようなシステムに全部  
なっています。これが各課です。今の産業課だけではないです。企画課だけは新しくできま  
したんで、かなり積極的にやられているようですが、いつ更新されたかわからないような、  
村長のなんて、もう4年も5年も前のような村長室からなんてというようなことが載っかっ

います。これは余計なことかもしれませんが、そんなことで、この大山の工業団地については、そんなことで大きな差が実際出ています。ひょっとしたらと思って、ちょっと見たらそんなことでありましたんで、早急にこれは直してやっていただきたいことと、もう一つは、割と、福島県の企業立地ガイドには、説明が比較的詳しく載っていて、写真も載っているんですね。村のほうは、村がこれをやっているんですが、村主体じゃなくて県のほうが詳しくて、村のほうの写真もなければ何もない、非常にいつつくったんだかわからないような状態なんですね、このホームページも。

こんなことで、村が企業誘致に積極的だなんてことは、私、とても言えないんじゃないかなと思って実は見ていました。

それと、先ほどから村長の答弁にもありましたけれども、あくまでこれは村が主体の事業なはずなんですね。今、話聞いていますと、産業課長も村長も、あくまでも何か県、県と、県頼りの話なんですね。あくまでもこれは、やっぱり村が主体になって進めるべきことですよ。県のほうの、この企業立地ガイドのページなんかは全ての市町村のが載っかっちゃっているんですね。ですから目立たないんですね。泉崎とか、それから矢吹とか、いっぱい載っています、石川とか。その中の一つなわけですよ、いっぱい載っかっている。村のトップページ開いたら、ぱっと産業課だったら産業課をクリックすればぱっと出てくるような状態じゃないと、とてもこのホームページが活かされているというような状況ではないのではないかなということを感じましたので、申し上げておきます。

それから、この企業立地補助金を、この中で11社、全部で出していただきましたけれども、この11社の中で、この企業立地補助金を使った会社は何社あるのか。何人ぐらいの雇用が生まれているのか、教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

企業立地補助金を使いました企業数が3社でございます。

それで、雇用促進のための村のほうの独自の補助でございますが、それによりまして、合計で54名の雇用が創出されております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 村の奨励金という意味でしょうか、今話したのは。企業立地補助金と村の奨励金、両方合わせてということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

企業立地補助金を使った企業数が3社でございまして、それによりまして54名の新たな雇用が創出をされたということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これ、資料、村内の雇用者数が74名になっていますよね。このうち54名が対象になったという意味でしょうか。それでいいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今、お手元にお配りしております資料につきましては、現時点での従業員数でございまして、54名という数字につきましては操業した段階での村内の従業者数でございまして、現在とその当時の人数とが違っている企業もございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと聞き違ったのかもしれませんが、課長、私が聞きたかったのは、この企業立地補助金に、これは雇用創出の企業立地補助金ですよ。これによって生まれた雇用は何人なのかと。これは国か県がどちらかの、国の恐らく補助金だと思うんですが、村の補助金ということじゃなくて、国のですか、雇用創出企業立地補助金によって生まれた雇用数というものを聞きしたかったわけです。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

国の企業立地補助金でございまして、新規の地元雇用者数の縛りはあるんですが、あくまでその補助金が出るのが固定資産の投資額に対して4分の1なり3分の1なりというふうな補助でございまして、そこの企業立地補助金を受けた企業については人数の縛りがございまして、それに応じて、今度、村の雇用促進の奨励金が人数的にはイコールになってまいりますので、先ほどお答え申し上げました54名が、村の雇用創出奨励金の人数でもあり、企業立地補助金による雇用の創出でもあるというようなことになりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いわゆる国の雇用創出企業立地補助金は、震災があつてできたものですよ。村のもそうですか。震災と一緒にできたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

村の奨励金につきましては、平成15年に条例を制定しまして、そこからスタートをしております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） そうすると、その54名というのは一緒だという数字にはならないはずですね。震災前に村はその補助金をつけていたわけですね。震災後に国がその国の補助金ができたとということになれば、全く同数だということはあるかないかと思うんですが、どうでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

企業立地補助金につきましては、先ほどもお答えを申し上げましたが、例えば、投下固定資産が5,000万円以上の場合、地元の新規雇用が3名以上必要ですとか、1億円以上ですと5人以上必要ですというような、そういった加減を設けている補助金でございまして、そこを超えたものでないと立地補助金が出ないという制度になっておりまして、村の雇用の奨励金につきましては、平成15年からはスタートしておりますが、その震災後につきましても同じでございまして、制度的には同じでございまして、企業立地補助金で生まれた雇用については、イコール村の雇用奨励金の人数ということになるというふうなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） どっちでもいいんですけども、でも課長、企業立地補助金に新たに使ったのは3社だというような話しましたよね。そうすると、その3社の従業員がそれに該当するということなんじゃないですか。3社の従業員で五十何名にはならないわけでしょう、結局。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

3社の合計で54名でございまして、ちなみに今のお手元の資料で申し上げますと、②番の企業につきましては、現在は2名でございまして、その当時は11名ということでございました。4番の企業につきましては、21名のうち5名が該当になったということでございます。

5番の企業につきましては、現在35名でございまして、当時は38名ということで、この11名と5名と38名の3つ合わせまして54名ということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） わかりました。

それで、今、11社、この資料として出していただいています、このうち土地を全て買い上げた企業、何社かあると思うんですね。それから、支払いが終わったとか、もう古いところ、終わっていないところあると思うんですが、土地を全て買い上げた企業は何社か。いわゆる買い上げなくて、借地料を村に払っている会社は何社か。この借地料は年間、総額で幾らになるのか、教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

売買によります企業は1社でございます。全部売買で、売却が終わったのが1社でございます。

残りはリースという形をとっておりますが、残り10社がリースでございます。そのうちの1社につきましては、当初20年の予定でございましたが、繰り上げて入れていただいて、今のところ残高がゼロでございますので、今のところ売却と同じような状態が1社でございます。残り9社につきましては、現在も賃借料をお支払いいただいているところでございます。賃借料の総額でございますが、28年度でございますが約2,880万円、年額2,880万円程度となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それから、この工業団地ができて何年になるでしょうか。平成だったですかね、何年になるか、ちょっと教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

平成10年度が工事の完了年度でございますので、今ですと平成29年ですから19年目ということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この販売方法は、先ほど課長、村長なんかの答弁にあったとおり、県の企業立地セミナーとか、そういうところでの販売方法ということが、主な方法に今なっているということなんでしょうか。独自に何かやっているようなことはあるんですか。

それと、たしか、かなり前に、この工業団地のパンフレットなんかつくったような、私、記憶があるんですが、このパンフレットはいつ頃つくって、かなり古くなっているんじゃないかと思うんですが、こういうものを更新されているんだかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

誘致の取り組みの独自の取り組みがあるのかというお尋ねでございますが、先ほど村長から答弁ありましたとおり、用地の面積もだんだん狭まってきているというようなことなどもございまして、現在は県が主催するそういったセミナーにおいて参加企業さんへPRをしているというようなことが中心でございまして、村独自で、例えば東京に出ていって、飛び込みでセールスに歩くというような取り組みは、現在は行っていないところでございます。

それから、2点目のパンフレットでございますが、最近は、今年度もちょっと中身の地図なんかを更新したものございまして、逐次、更新はしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしましても、私、ちょっとパンフレットとか見たことないんで、昔のチラシじゃない、今の課長の見ているのを見て、ああ、ちょっと新しいのかなと思ったぐらいなんですけど、更新するものは更新して行って、もっと積極的に、県頼り、県だって膨大な工業用地、知ってのとおり抱えているわけですから。前も私、担当課長違ったですから申しあげましたけれども、県は自分のところの誘致をするのに精いっぱいなんです。いいのあれば、白河とか何とか連れていっちゃうわけですから。今までそういうの、何例もあるということなんです。ですから、やっぱり自分たちで稼ぐということを主に考えないと、県頼りばかりではないということです。なぜそういうことを申しあげるかという、さっき言ったように、この補助金も、やがてなくなるだろうということです。29年は大丈夫ですよというぐらいの話ですから。これがなくなったら、もうとんでもない大きな打撃になるわけですね。ですから、残りも結構さばけて、一番いいところだけが残っているわけですから。

この支払い方法についても、他市町村では、いわゆる分割払いで、しかも金利つきませんよというふうなことはやっていないはずですよ。これは天栄村独自の特徴ある支払いの方法なわけですから。こういうものを切り口にして、どうか、もう一歩積極的に、とにかく販売に当たってほしいと思います。

1番目の質問は、これで終わります。

2番目の質問に入ります。

村内の移住者を増やす取り組みはどのように行っているのか。

人口減少に少しでも歯どめをかけるべく、村はさまざまな手を打っていることと思います。とりわけ効果的なのは、村内への多くの人たちに移り住んでいただくことですが、この移住者をどのようにして増やすかが大きな課題となっています。このことに、村はどのように取り組んでいるのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村内への移住者を増やす取り組みにつきましては、昨年度に策定しました天栄村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げましたように、第1には、住まいの確保を重点としていることから、本年度は事業者が行う賃貸住宅建設に対する補助金交付事業を進めております。今回2事業者が決定となり、12世帯分の住まいを提供できることとなっておりますので、まず、喫緊の課題であった村内事業所への通勤者の入居を勧め、転入を促しております。

また、空き家バンク制度の充実を図るため、村内で使用していない住宅を登録していただき、活用させていただければ受け皿はさらに広がりますので、村民の皆様や事業者の方々にもご理解、ご協力をいただけますよう、今後も制度を周知してまいります。

次年度以降におきましても、これらの事業を継続するとともに、新年度予算で計上させていただいております。新生活における住まいづくりの助成、中長期的には新たな住宅団地の造成も検討してまいりたいと考えているところでございます。

取り組みの2番目には、働く場所の確保が上げられますが、新たな企業誘致を進めているほか、道の駅季の里天栄の拡充による雇用の創出も見込んでいるものであります。

移住者の主な呼び込みの方法としましては、平成27年度より、田舎暮らし体験ツアーを実施しており、本年度で計10回、延べ138名の方々が天栄村を訪れ、このうち移住に結びついた件数は、現在のところ2件となっております。これらは、天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会が事業主体となり実施しており、首都圏からの呼び込みを行い、村内を見て体感し、短期滞在も体験していただきながら移住へ結びつけるものであります。

国内で田舎暮らしを希望されている方は年々増えており、都内にありますふるさと回帰センターへの移住相談件数も数年前と比較し、10倍近く増加し、月平均で約2,200件の相談があるとのことでございます。このような時代の流れを受け、まずは天栄村を知っていただくことが重要でありますので、新たに住む場所と働く場所が提供できれば村外からも呼びやすく、村内における転出も抑えやすくなることから、あらゆる機会を捉え、村の良さをPRし、理解していただけるよう努めてまいります。

また、天栄村に安心して移住・定住していただくには、受け入れ地区の皆様方のご理解、ご協力も大切であることから、移住の際には十分な配慮をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いわゆる外から天栄村に移住したいというときに、役場でいったらどの課が相談の窓口を担当しておられるんですか。お聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

ただいま商工会内にあります天栄村のふるさと子ども夢学校協議会というところで、窓口を開設してはいただいておりますが、村の窓口では、空き家の状況でありますと建設課のほうになります。定住・移住関係で、企画政策課のほうに電話もしくはご来場の際には、夢学校さんと提携しながら、窓口として運営を進めているところでございますが、窓口のほうに定住のパンフレット、住民福祉課のほうと2階にも置いてあるんですが、こちらの企画政策課のほうでは窓口として受け付けておりますが、一元的に管理ということで企画政策課が窓口で、細かい最後の事務に当たっては夢学校のほうで運営していただいているという状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この辺が、今、答弁あったとおり、はっきりと定まっていないのが現状だと思うんですね。実際に、何でそんなことを私あれかと、実は昨年、天栄村に移住したくて家ありますかと、役場へ入ってきたら住民課ですから、住民課に聞いたら誰もわかんないと、どこ行ったらばいいか。そういう状況なんですね。

実際、この中にいる人間でも移住者来たらどこの課へ行けばいいの、わかる人いますか。恐らく課長たちだって、わかんない人いっぱいいるでしょう。

こんな状況では、移住を進めるなんていうことね。二地域住居ですか、居住ですか、これは商工会のほうでやっている。空き家バンクは企画課なんですかね、それとも何ですか、地域整備課なんですかね。この辺のことを、ちゃんと整理しないと、要するにあれはあっち、これはあっちなんて言っていたんじゃない、右も左もわかんない人間が来るわけですから、移住というのは、そういう体制をちゃんと整えないとだめなんじゃないでしょうかね、村長、どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この移住についての窓口は、企画でございます。

それで、空き家バンクの調査と空き家のさまざまな補助等については、建設課で現在行っております。

それと、商工会内にある、ふるさと子ども夢学校、これは民間業者との連携するというような部分で、窓口としてはこの企画課が、そのために企画課を、この人口減少対応策つくったもんですから、ここが窓口となり、住民福祉課で受けて企画につないだりと、パンフレッ

ともできていますので、そういった説明をきちっと今後はできるように。そして、初めて来た方でもわかるように。そこはしっかりと今後努めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今も申し上げましたように、右も左もわからないような人たちが来るわけですから、この辺の整理をちゃんとして、その窓口は、ある意味であらゆるものに応えられるような窓口にしないと、我々も移住で成功している、昨年、島根県のほうに行っていましたけれども、成功している町村の企画課長も一緒にまいりましたので話聞いていると思うんですが、本当に2年、3年、長期にわたって面倒を見るわけです。都会から来た人なんて、なじむまでには、それはもう半年、1年ではだめなわけですから。あらゆることに対応していくというふうな課があります。しかも、その課のいわゆる正職員だけでは対応できないんじゃないかということで、いわゆる臨時の職員を別途雇って対応していると。そういった、ある程度思い切った策を講じないと、何というんですかね、ちょっとやそつとで、たまたまこれ2件ですね、移住者が決まったというようなことですが、2件、3件じゃなくて、20、30と増やしていかなくちやいけないわけですから、その辺の交通整理をきちっと、誰もが見て、誰もが聞いてわかりやすいような状態にしてほしいと思います。

それと、空き家バンクの話が今出ていましたが、この空き家バンクは、何か先ほどの村長の答弁で10軒中2軒が決まったというふうな話がありましたが、たしか前、ちょっと何かの機会に聞いたと思うんですが、空き家そのものは、かなりあったと思うんですね。ただ、これを貸してもいいよというのが10軒あって、そのうち2軒ということだったのかもしれませんが、この2軒の方々は、どこから移住してこられた方なのか、その内容、個人情報もありますから、知る限りのことを教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

[参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

1名の方が、東京からでございます。あと、もう1名の方につきましては、郡山市でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それで、この空き家バンクは、こういうものがあるよということは、と同時に、いわゆる不動産業者と提携何かしたんでしょうかね。あるいは不動産業界と。村が直接、貸し借りにどうのこうのということではできないでしょうから。どうなのでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

[参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

先ほど、企画課長も言われたとおり、商工会にあります子ども夢学校協議会が中に入りまして、その夢学校の関係者が取引不動産会社を紹介するというような形で今やっております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） そうしますと、この空き家バンクも、要するに商工会でやっているということになるわけですかね。二地域居住も商工会、これも商工会。やっぱり役場の係なんか要らないんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

私の説明が、ちょっと悪かったことについて申し訳ございません。

空き家の所有者の登録に関しましては、建設課で行っております。建設課に登録相談等申し込みがございましたらば、ふるさと子ども夢学校推進協議会、一緒に現地を確認させていただいております。その際に、夢学校のほうで一緒に不動産業者、調査をする委託業者の方にも声をかけながら現地を調査するというようなことでございます。

それが終わりましたらば、空き家の利用者のほうに、ホームページに載せまして、空き家利用希望者のほうから問い合わせ、利用の登録を受けて、その空き家の情報を提供するというようなことで、契約につきましては所有者と希望者が、お互いに話し合っただけというように、今進めております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） こういう事業、いわゆる商工会に任せるとするのは、私個人はどうかかなというように、ちょっと気がしています。

まさか、商工会にいろんなところが問い合わせしてくる、たまたま2件はそういうことで決まったかもしれませんが、普通、どこの町村でもやっているのは、村でいったら産業課とか、そういったところが、全て居住に関することなんかはやっているというのが多いですね。あるいは産業課か分かれたようなところが。

非常にややこしくなると思うんですね、話が。今はこういうことでスタートをしたということですから、しょうがないのかもしれませんが、そういうふうに私は思いますね。

それと同時に、他町村の、さっきホームページの話もしましたが、ホームページを見ますと、全部、それが詳しくホームページに、建物や何かも全部載っかっているんですね。料金、大体希望額、これからこれぐらいまで、写真一つ一つ全部載っかっています。

天栄村は、何も載っかっていませんね。何軒とか何かというのはありますけれども、あくまでその希望貸し出し数何軒ありますよというふうなことですよね。これもやっぱりホー

ムページというのは、とにかく世界まで行き渡っているものなわけですから、そんなお金もかからないで大変な宣伝ができるページなわけですから、これを有効に利用しなくてどうするんだというふうな私は気がしているんですが、その辺、村長ちょっとお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

やっぱり議員おっしゃるとおり、このホームページの活用が、すごく重要だと私も認識していますので、今後はホームページのほうにもちゃんとアップして、そこは整備してまいりたいと考えております。

また、この移住・定住推進する中で、本当に職員が一生懸命で、その熱意にほれて来たという話も私も聞いております。そのために企画政策課をつくって、担当も決めて進めておりますが、その前に、私も県もほうに行って、いろいろとこの移住・定住、二地域居住というふうなお話もしてきた中で、天栄村がそのモデルとして、これは行政じゃなくて、民間団体でできないかというようなお話をいただいた中で、これが商工会のふるさと子ども夢学校、こちらが、外国人の学生の受け入れであったり、震災後、さまざまな取り組みをしていて、県のほうから大変評価を得ていると。ここと村と、一緒にタイアップした取り組みをしてくださいと、そういう状況の中で、村が個人情報的な部分、なかなか民間業者では入れない、そこを村が担って、すみ分けをしながらこれを構築していく。

あとは、よその市町村を見ますと不動産業者がいたり、そういうところと連携してやっているんですが、何せうちの村には不動産業者がなかなか、今1軒だけ大山に開設したところがあるんですが、そこにも話をしながら今後はまた進めてまいりますので、さまざまな点で今スタートしたところなものですから、やれるだけのことはしっかりやりながら整備をしてみたいというようなことで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） やっていることは皆さんやっているんですが、外から見た場合に、ぱっと移住したいとか、そういう希望者が来た場合に、やっぱり単純明快わかりやすく、何というんですかね、この交通整理をちゃんとしてやらないと、どこがどう担当してどうなっているんだか、ちょっとわかりにくいんじゃないかというふうなのが、私の感じだし、全ての人間はこのことを、少なくとも庁舎にいる人間は知らなくちゃいけないわけですから、そういう問い合わせが、電話があるわけですから。そういうことを含めて取り組んでいただきたいと思います。

それで、このこともこのことに関連しているのかなと思って、実は予算書を見てみたんですが、新年度の予算に、新生活・住まいづくり応援成金300万円というのが載っかってい

ます。これは、やっぱり何か移住者に対する手当とか、そういうことを具体化しようというふうなことなんでしょうか。ちょっと説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

今ほどのご質問についてでございますが、これは29年度におきまして、やはり人口減少対策の一環ではございますが、天栄村において、新生活・住まいづくりを応援する助成金ということで案をつくっております。若者、若い夫婦ですね、子育て世代の定住促進はもちろんなんですが、Uターンもしくは親世帯に戻ってきて、新規に住宅を購入ということに關しまして、助成金を交付したいというような考えでつくっておるものでございます。

新規住宅の取得や中古なんですが、基本額をつくりまして、転入者の分と2世代、3世代の同居の分、あとは子育て世帯ということで、中学生以下のお子さんがある場合に加算と、あとは村内業者での建築等で加算ということで、合わせまして最高額でいきますと、1軒につき、新規で転入で建てられた場合は170万ぐらい出せるかなということで、2軒ほどの予算を見込んで計上案ということで出させていただいておるものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） また予算のときに詳しく聞きますけれども、いずれにしても、こういうことは、村に帰ってきた場合とか、移住した場合はというようなことは、どこの町村もやっていますね。遅かりに失したような気がします、実際に。積極的にその辺のことも取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、その新年度予算の中にありました住宅団地の造成、調査費300万というような、これもそれに関連したことかと思いますが、どこというふうに決めたわけではないんですが、どの辺の地域を頭に置いてやっておられるのか。それと、およそ何区画ぐらいを想定されておるのか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

新たな住宅団地の造成ということで、軒数的にははっきりした軒数ではないんですが、70軒から100軒かなというふうな、面積でいきますと、構想の段階ですのではっきりしたことはないんですが、そういったことでの話の中では出ております。

こちら、基盤整備のための、主に地質ですとか、造成に係る経費ということで、事前にどの地区がいいかということも含めまして、地形や地盤ですね、そういったことも、あと交通の部分全体的なものを含めての事前の調査費ということで計上させていただいておるもの

でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） まだ、いわゆるはっきりと場所も決まっていな  
ないというふうな答弁かと思いますが、このことも移住者を増やすには必要なことかと思  
いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君の一般質問は以上で終了します。

---

### ◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

（午後 4時22分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

平成29年3月天栄村議会定例会

議事日程 (第2号)

平成29年3月8日 (水曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (10名)

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤 市 郎 君	参 事 兼 会 管 理 者	伊 藤 栄 一 君
湯 支 所 本 長	星 裕 治 君	天 栄 兼 子 弘 幸 君	天 保 育 所 長
学 校 教 育 課 長	櫻 井 幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山 富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼  
議会議長  
事務局

燕 木 利 弘

書記 牧 野 真 吾

書記 大須賀 久 美

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
- 

### ◎一般質問

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
- 

#### ◇ 熊 田 喜 八 君

- 議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。  
8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君質問席登壇〕

- 8番（熊田喜八君） では、天栄村会議規則61条の2項に基づきまして、2点ほど一般質問通告とさせていただきます。

第1点目、産業廃棄物について。

大里の村民の方々から、昨年秋以降、村外から大里地区に産業廃棄物を持ち込んでいる方がいるとの情報があり、さきに役場にお話をしたところではありますが、今年2月になっても廃棄物が持ち込まれているとのこと。このことについて村はどのような対策や対応をしたのかお伺いいたします。

- 議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

産業廃棄物についてお答えいたします。

本年1月に大里東部行政区の駐在員から、大里地区内にごみのようなものが運び込まれている旨の通報があったため、その通報を受け、運び込まれた場所と現地の状況について確認を行いました。運び込まれた場所については、大里地区内の畑と牛舎跡地の2カ所であり、

運び込まれていたものが解体家屋など産業廃棄物の疑いがあることから、住民福祉課から産業廃棄物を所管している県中地方振興局県民環境部環境課に通報しました。

その後、県中環境課の職員と産業廃棄物適正処理監視員とともに現地調査を行い、運び込まれたものが解体家屋であることを確認し、その運び込まれた土地の地権者に対し、廃棄物の搬入の経緯等について聞き取り調査を行い、搬入の中止と撤去について指導しました。また、廃棄物の搬入者が特定されたため、後日、県中環境課において当該搬入者に聞き取り調査を行い、廃棄物の搬入の中止と撤去について指導しました。

その後は、県中環境課と連携し、撤去状況を確認するため現地確認をしておりましたが、新たな廃棄物の持ち込みが確認されたため、再度、搬入者並びに地権者に対し、指導を行ったところであります。村といたしましては、産業廃棄物を所管する県と連携し、事業者が産業廃棄物を自ら処理しなければならないという排出事業者責任の原則のもと、引き続き産業廃棄物の早期撤去に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、大里地区の区長さんのほうから連絡がありましたということですが、それは何月の何日でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

大里東部の区長さんから住民福祉課のほうに連絡いただきましたのは、1月6日の夕方ございました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしますと、これは1月6日から連絡があるまでは、村のほうは把握していなかったということでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

産業廃棄物につきましては、その通報をいただくまでは把握はしておりませんでした。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いた話では、去年の秋以降と聞いているんですけども、その搬入というんですか、産廃はいつ頃から運ばれたというのは確認はしているんですか、1月6日に連絡をもらいましたというけれども、運び始まったのはいつ頃からだったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

その後、県のほうに通報したしまして、県のほうがその事業者のほうと聞き取りいたしました。その聞き取りした経過を村のほうでも聞いていますので、その経過で説明させていただきたいと思います。

産業廃棄物が置いてあるところが2カ所ございまして、長久保地内の畑のほうなんですけど、こちらにつきましては、昨年、12月31日から1月8日にかけて運んだということでございます。12月31日から1月8日、お正月を休まないで運んだということでございました。あともう1点、深沢にあります牛舎跡地なんですけど、こちらにつきましては、8月頃から土日、主に土日に運んだというふうに伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、2カ所と言いましたけれども、私の確認したところ3カ所でした。それは把握していますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

今の2カ所のほかに、自宅の庭に1台置いていったということがございまして、自宅を含めると3カ所かと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、最初のうちは畑のほうに置いてあった。畑のほうの産業廃棄物というのは、どういう産業廃棄物か確認しましたか、あともう1カ所、牛舎のほうはどういう産業廃棄物だったか、あと自宅のほうはどのような廃棄物が運ばれたか、その辺は確認してありますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 経過からいきますと、一番最初に運ばれたのはその牛舎のほう8月からということになりますので、牛舎のほうが先に運ばれまして、その後、畑のほう、そして自宅に1台置いたということになるのですが、その3カ所全て、いわきの蔵2台の解体分というふうに伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、その廃棄物、どのような廃棄物を運んでいる。中の廃棄物の運ばれた、その廃棄物はどのような廃棄物か把握していますかということを知っているんです。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 失礼いたしました。

あくまでも目視で見た感じと、フレコンバッグに入っておりますので、フレコンの袋が  
いているのを除く限りでは、土、木材、あとコンクリート、あと金属などの混合物、あとむ  
しろや何かもございました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、その中に入っている袋の中には、そのむしろとかごみと  
かという、そういうものだっていうんですね。あと解体は、2カ所の蔵を解体したやつ運ん  
だと、その運んだ業者はどのような業者なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） その業者といえますか、運んだ方とのやりとりは県のほうで  
やっているものですから、うちのほうで聞いているのは、郡山在住の方というふうに伺っ  
ております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 課長に聞いてみますと、結局は県のほうに、県のほうにという、そう  
いう答弁でございますが、村長にお聞きしますけれども、これは村に搬入されたものです  
よね、村のほうである程度の内容を把握して、そして、県のほうにもある程度の内容、あと業  
者、その業者はどのような業者なのか、その業者は、何の目的で運んできたということ、そ  
れは村のほうである程度を確認をしてから、県のほうに村のほうでは対応できないからとい  
うことで県のほうに、結局担当だからって県のほうということですが、ある程度村の  
ほうで確認をして、村のほうで対応できないから県にというのではわかりませんが、じ  
ゃ、村のほうは何の対応もしなかったということですか。そのまま本人の確認しなければ、  
業者とも内容とか、その廃棄物の搬入者はどのような資格の持っている業者だか、そうい  
うのも全然把握していないということですか、村長にお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、その産業廃棄物に関しては、村が指導できる立場にはないということ、村が指導で  
きるのは一般廃棄物というようなことなものですから、ただし、村内に持ち込まれたとい  
うようなことで、地域の方々、区長さんを通してお話をいただいて、当然、この所管している  
県のほうと協議をして、相談をして、指導はしておりますので、全く村がかかわっていない  
ということはありませんので、県の指導をいただきながら一緒になってその対応策をしてき

ているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） それでは村民の方は納得できないと思います。何でも県、県、あと警察のほうにも通報したというけれども、警察は須賀川の警察署のほうに通報したんですか、それとも駐在所のほうに通報したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

須賀川警察署の生活安全課のほうに行って相談してまいりました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そのときに警察のほうの対応、警察のほうは、村のほうに対してどのような対応をするという返事をいただいたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） そのとき、一応牛舎のほうの写真撮ったやつを持参して、見ていただいて相談をしたんですが、警察署の見解では、曲がりなりにも一応フレコンはフレコン、木材は木材、コンクリート類はコンクリート類というふうに多少置いてあるものですから、あくまでも不法投棄という見方はできないんじゃないかと、あくまでも仮置きしているといふように言われると、じゃ、早く片づけてくださいというふうな指導しかできないということで、それにつきましても逃げるようではございますが、やはり県との連絡を密にとりながら進めていくしかないだろうということでした。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは不法投棄にはなっていないという、警察の答弁しますが、なぜかという自分のうちの敷地内だから、でもその搬入を認めたその大里の住民の方は、どういう目的で中間というんですか、仮置場に、この業者との、その業者はどのような業者なんですか。例えば、産廃の許可を持っている業者なのか、それとも産廃の業者の持っていない方が運んだのか、その辺は警察のほうとは確認したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

まず、その土地の所有者でございますが、その所有者につきましては、契約が交わされておりまして、土地を貸すということでお金のやりとりがあったようでございます。あと、その業者なんです、廃棄物の運搬処理等の資格は持っていない業者でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 産業廃棄物の業者の持っている業者の場合は、そういうところには搬入しないです。なぜかという、その解体を請け負った業者の場合は、その解体の依頼した方からは、それなりのお金をもらっているはずで。村長もご存じだと思うが、豚舎の解体料、あれが300万円ですよ、支払ったの。そうすると、蔵2軒だったらどれぐらいの金額で請け負ったという、大体想像するでしょう。そうすると、恐らく1,000万円以上超えている産業廃棄物が運び込まれているということです。そうすると、私の言いたいのは、その産業廃棄物の許可のもらっていない業者が運んでいるということは、それ自体が違法なんです。そのことに対して、村はどのような対応をしたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 業者につきましては、2月22日に県のほうに誓約書が上がりました。その誓約書を上げたことを24日の日にうちの役場のほうに本人が見えられまして。

〔「何月の」の声あり〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 2月です。2月22日に県のほうで誓約書を書いてきたからということで、一応、村にも行って説明してきなさいということ言われたからということで、24日に村のほうに来まして、その誓約書の内容の話を伺いました。

内容につきましては、畑のほうにつきましては、3月中には片づけると、牛舎のほうにつきましては、9月いっぱいには片づけるということと、あと一応、私そのとき初めてお会いしたものですから、これ以上持ち込まないでいただきたいということを、再度念を押して説明いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、違法の産業廃棄物の許可の持っていない方が運んでいる自体がもう違法なんです。それに対して村のほうは何の対応もしなかったんですか。これは違法なんじゃないかと、契約を結ぶとか、もしこの業者が適正な業者ならばそのようなことはやらないんです。ということは、恐らく2,000万円とか、1,000万円の金をその解体を請け負った業者は、簡単に言うとそれだけの搬入、産業廃棄物を正規なところに持っていけばそれなりの金を取られるから、そうするとそういうふうないかがわしい業者だから、そういうふうな、悪く言っては失礼ですけども、その金の欲しがっているような人に、はっきり言えばだまして、置かせてくれということで、このままに放置しておく、その契約書を違反でやるような方は、もしそのままに放置しておくという場合のほうが多いんです。なぜかという、1回運んだやつをまた持っていくと二重の手間がかかるわけです。そうすると、元も子もなくなるということは、自分で正規の金をもらって、そこに仮置場に置いたとすると、

そこからまた正規なところに持って行くわけです。そうすると今度はその正規な金を取られるんです。そうなった場合には、その業者は赤字になっちゃうんです。言っている意味わかりますか。そうすると、そのままに放置しておくことが多々あるので、その辺はどのように対応すると思っているんですか。2月24日に3月中に廃棄物を全部撤去するというの、それは約束をしたというけれども、どのような約束をしたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

1点訂正をお願いしたいんですが、先ほど畑については3月いっぱい、牛舎のほうについては9月いっぱいと申し上げたんですけれども、10月いっばいでもございました。今年10月、畑については今月中ということになっております。これなんです、実は、先週の木曜日、3月2日だったと思うんですけれども、近所の方からまた重機が運ばれているということを通報いただきまして、先週の木曜日に私とごみの担当の者と、その牛舎のほうに行きまわりました。例えば、その持ち込んでいる事業者の方が重機でやっていたものですから、何をやっているんですかというふうに声をかけさせていただいて、話をさせてもらったんですが、牛舎のほうに置いてあるごみが隣の人の敷地まで落ちちゃっていることを言われたので、それを今撤去してこっちに移しているんだというふうな話でした。せっかく重機を持ってきたので、先ほど言いました畑のほう、今月中に片づけるといった畑のほうを少しでも分別したいんだということを聞いたので、それは畑のほうは何時ごろやりますかというふうに聞いたならば、3月2日の11時ごろにはそっちに行き分けて分別を始めるということだったものですから、再度役場から畑のほうに伺いまして、畑をならしちやっているものですから、それを、石は石、金属は金属ということで、畑のほうについては、多少なりとも片づけ始めたかなというふうに思っております。

先ほど申し上げました誓約書につきましては、県知事に対して誓約書を出したものですから、もしこれが守られなかった場合はどうなるんですかというので、私も同じ質問を県の環境課のほうにいたしました。すると、今のところ約束が果たされるのを見守ることしか考えていないということで、その次の手だてについては今後決められていくと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私から聞いていると、全然対応していないんじゃないですか。違法の業者が廃棄物を天栄村に持ち込んで、県と契約をいたしました。もしその県が、話を今聞いてみますと、その10月なら10月に撤去しますと、しなかった場合には、その後にも対応しましょうというんです。そういう話でしょう、今の話では、それを対応できなかった場合どうなるんですか。この場合は、県のほうで全部撤去費用を払ってくれるんですか、その本人

が払う、それだけの。簡単に言うと、結局はその業者はまともな金をもらっているんですよ、もらってその産業廃棄物の最終処分場に持っていかないでそこに持ってきたということは、またそこから最終廃棄物のところに持っていかなくちゃだめなんですよ。そうすると、二重の手間がかかるわけでしょう。二重の手間がかかるというと、結局は経費も二重にかかるわけでしょう。そうすると持っていくはずないでしょうよ。まして、違法の業者なの。産廃の持っている業者はそんなことやらないですよ。そんなことも考えつかないんですか。簡単に考えればわかるでしょう。大体そんなところに違法で持ってくる業者が、今度はちゃんとその産廃物を今度は適正に運ぶ業者だったら、最初からそこに持っていっていますよ。持っていっているというか、そこで間賃を自分で抜くからそういうことをやっているんですよ。だから県のほうだって、そんなことは百も承知だと思います。もし、そうなった場合には、10月にも、その契約書にも、相手方が、その違法業者が約束を守らなかった場合にはどのようになるんですか。その辺も確認ちゃんとしなくちゃ困るんじゃないですか。最終的にどこが責任をとるようになるんですか。その辺聞かせてください。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議員のおっしゃるのもわかるんですが、とりあえず今のところは、その誓約書が出されているものですから、誓約書を守られるということ信じまして、とりあえずその日にちを待つしかないのかなというふうに思っております。あと、最終的なことにつきましては、あくまでも県の相談になってくるんですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上にこのようにうたわれております。その第19条の8なんですが、生活環境の保全上の支障が生じ、または生じるおそれがある場合は、都道府県知事は自らその支障の除去等の措置の全部、または一部を講ずることができるというふうになっておりますので、いわゆる行政代執行なり、何なりということは県知事の裁量にかかっていると思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私が聞いているのは、最終的にその違法の業者がそれを県のほうと契約をしましたからと、それはお聞きしましたがけれども、その約束を破った場合には、その代執行とか何かそれはわかりますけれども、その経費は県のほうで持ってくれるんですか、それとも村のほうで持つようになるんですかと聞いているんです。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

先ほど、村長からも申し上げましたように、一般廃棄物については市町村に措置権がありますが、産業廃棄物については都道府県知事にありますので、もしそうなったとしても県の

ほうに依頼していくというふうな形になってくると思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 確認しますけれども、じゃ、それは、もし違法業者が県とのほうの契約書を結んで、10月末までには産業廃棄物を撤去するという約束をしたと、そうなった場合には、そうするとその代執行をかけて、その産業廃棄物を全部撤去するには、結局はその代執行をかけた場合には、県のほうが経費を負担するというところで理解してよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

誓約書が守られなかったからすぐに代執行ということにはならないかと思えますけれども、最後の手段として代執行となった場合は、村としては県のほうに要請していくというふうな形になりますので、村が負担するということは、今のところ考えてはおりません。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、村長にお伺いします。

じゃ、それはあれですね。今、課長が言っていたとおりに、村のほうは負担はないということに理解してよろしいんですね。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

こういうケースは村の中でも多分初めてかと思えます。私もこのケース初めてなものですから、県のほうといろいろ協議した中でどういうふうな方法がいいのか、今回も県と協議をしていく中で、確かに違法性があると、警察に言って逮捕されてしまうと、この業者が撤去できなくなってしまうというようなお話もいただきました。きちっと注視しながら、この運んできた業者に処理してもらうのが一番いい方法だと、県のほうからそういうふうな指導もいただいておりますので、今後も、これ初めてのケースでございますので、県と協議をしながらこれについては進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、県、県、県って、先ほどから県の名前ばかり出ますけれども、これは村のことなので、結局は、最終的にその業者が違法業者なんだから、必ずこれは逮捕されます。そうでしょう。産業廃棄物の取り扱いの許認可をもらっていない業者が違法でやっているわけですから。そうすると、その業者が最終的には、大体10月なん

ていうのはおかしいでしょう、これ。1カ月もかからないで運んだ廃棄物を、今度はそれを最終処分場に持っていくのが10月までかかるなんていうのはおかしいでしょう。これは先ほど言ったように適正な業者ならば最終処分場にちゃんと持っていくのが筋なんです。それだけのお金をもらっているんだから。それをもらっている金を自分の懐に入れるために、はっきり言えば不正なんですよこれは。不正でやっているから、この業者は、最終的には投げとく、今度は最終的には、仮置場に貸した大里の方々、方ですか、恐らく1軒の方だと思うんですけれども、その方も最終的な方法もないと思いますよ。その方は、恐らく何の知識もなく、そこに産業廃棄物を仮置場として置けば、ある程度のお金をもらえるぐらいの程度で引き受けたと思うんです。その本人には、そういう産業廃棄物の許認可の持っている方が、仮置場として、例えば、その最終保管場所に持っていくのに時間がかかるから、ここに仮置き場所置かせてくれという、そういう理由で置いたんですか、そういうところも確認したんですか。何の確認もしていないでしょう。何でも県、県、って言いますけれども、県のほうは事務的な手続をやっているだけのことであって、最終的には、じゃ、その大里に置いた産業廃棄物を最終的には誰が処分するんですか。それは、その業者が持っていくのが一番いいんですけれども、それは当たり前です。その業者は、産業廃棄物を持っていけば自分の利益はないんですよ。だから、恐らく1,000万円なら1,000万円の一般の業者に請け負えば1,000万円の撤去費用が取られる。恐らく、500万円とか600万円で引き受けたと思いますよ。なぜかという、最終処分場に持っていくつもりはないんですから。だって、10月なんていうのはおかしいでしょうこれ。そう思わないの。そんなことも考えないの。大体こういうことは、ほとんどは投げとくといって、投げて、最終的には、今度は知識の知らなかった住民の方が方法に困って、恐らく住民の方は私に相談で、私は相談に乗りませんって言いましたけれども、村長さんに、その運んだ搬入者の電話番号を教えてくださいと言ったけれども、教えてくれなかったですよ。あと、担当課長に言いましたよね。搬入した業者はちゃんと資格の持っている業者なんですか。住所も教えてください。電話番号を教えてくださいって言ったら教えてくれなかった。なぜ教えてくれなかったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 個人の事業者名をお答えすることにつきましては、今、実際県のほうがやりとりしておりますので、そちらの意向に沿った形で進めていくのが一番いいのかなというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） その適正な業者だったら電話番号を教えてくださいなんて言わないです。恐らく不法業者だから教えてくれって言ったんです。私、そこに行ってこようかと思ったん

です。その業者のところに。ほとんどそういう業者はもぐりの業者で、適正なことなんてやっている業者でないから、だから、最終的にはどうなるかということを考えると、恐らくそのまま放置して、その方もそこから今度は産業廃棄物の処理場に持っていくのには、今度はそれ以上のお金がかかるから、恐らく運ばないと思いますよ。そういうことは村長考えなかったですか。これはまずいなとか、この業者は違法の業者で、まして産業廃棄物の許認可の持っている業者でないから、これは適正にやらないから、このままここに放置しておく、このままずっと置かれるんじゃないかと、そういう心配は持たなかったですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

業者が誓約書も交わしながら片づけると言っておりますので、そこは注視していかなくちゃならないと。それと、この産業廃棄物、分別するのに時間がかかります。全部が最終処分場に、議員おっしゃるようにすごい金額かかりますけれども、分別をしていけばそんなに産廃費用ってかからなくなりますので、リサイクルできる部分も当然出てきますので、多分その業者が人数が多ければ早目にできるかと思うんです。1人、2人であればある程度の日数を要しながら、分別をしながら、その費用のかからない、なるべく少ない金額の中でリサイクルできるものはして、それで片づけるというような部分であれば、そこは注視をしていく。あとは県のほうと一緒にやっていくというような状況でございますので、今の時点では、その方々を信じ見ていくことがいい方策かなと、私は思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何が信じてですか、村長さんちょっと甘過ぎますよ、信じるような業者じゃないですよ。適正な産業廃棄物の業者だったら信用できるかもしれませんが、そういう許認可の持っていない業者が村内の、まして郡山とかのほうから天栄まで持ってくるような業者なんか信じるなんて、それ自体がおかしいです。私はもうその地域の方が相談に来た瞬間に、これはまずいなと私は思いましたよ。だから村長さんに電話番号を教えてくださいって言ったんです。私はその場からそこに行こうかと思ったんです。その相手のところに。こんなの信じて、そして、その業者がやってくる。そして、またリサイクルできるものがあるかないかなんて、そんな問題じゃないですよ。あれはバックホーでみんな壊して、ダンプカーにつけてそのままどさっと持ってきて、土とか壁は撤去が収集つかないからって袋詰めにして持ってきたものですよ。ただ、地域の人たちはあの袋の中に何が入っているんだか、結局あそこにまた夏になったら、今度はにおいの出るものとか腐敗の起きるもの何が入っているかわからないから心配で、最初のうちは畑のほうに持っていったんですけれども、今

度は自分の屋敷に置かれたから、今後は隣の方が今度は心配でうちのほうに来たんです。私は、聞いた瞬間にこれはもうまずいなと思いました。村長さんとか、課長さんの思っているようなことが正しいなんて考えていませんよ。適正になんてやるような業者だったら、最初からそんなことやらないですよ。ちゃんと分別をして、ちゃんとして、ちゃんと産業廃棄物の最終処分場に持っていきます。ちゃんとした業者は、頼まれた業者はそれだけの金額をもらっているはずですよ。それを安価な値段でやるからそういうことを違法でやるんです。適正にやっていたら、ちゃんと最終処分場に持っていけば何の問題もないわけですから。その持っていくのに、そこが間に合わないから仮置場で貸してくれというのは、それはちゃんと産業廃棄物の許認可の持っている業者のやることです。それだったら村長さんの言っていることわかります。でも、違法の業者がそんなことやるわけないでしょう。最初からごまかしているんですから。そうでしょう。そういうふうには感じない。だから、私は最終的には、最後にはどうなるんですかと聞いているんです。県、県、県って、何でも県、県、県。県がこれ対応してくれるんですね、県のほうで対応をちゃんとしてくれるって約束があるんだったら、ここで私一般質問途中でやめますけれども、ちゃんと県のほうで、もしその業者が、不法投棄の業者が対応できなかった場合、その今度は地主が結局は、今度は地主も困るわけです。地主も撤去に困るから、その場合にはどうなるんですか。県でちゃんとやってくれるという確認したんですか。違法業者と信頼関係で、信じてというけれども、それを信じてよろしいんですか。よろしいんだったら、私はこれ以上質問しません。信じてよろしいんですか。

あなたに聞いているんじゃない、村長にだ。あなたはその権限あるのかい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げたように、この業者が知事との誓約書を交わしているというようなことでございますので、そこは注視して見ていくというようなことで、今、私からお答えできるのはこういう答弁になってしまいますが、これ初めてのケースなものですから、今後どういう方法ができるのか、ただ、本人が今月いっぱい、畑については今月でやるというようなことで誓約を交わしているということであれば、それをしっかりと注視しながら見ていくというのが今の現状でないのかなと思うんですが、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 理解ができないから質問しているんです。ご理解、ご理解って、理解できないです。だから、私が聞いているのは、最終的にはどうなるんですかっていうことを聞いているんです。だからそれは、県、県って、県のほうに交渉して県のほうで対応します。

県のほうと契約書を結びましたと、じゃ、県のほうが最終的には、県が全面的に責任をとってくれる。そういう約束をできるんですか、この議会で。村のことなんですよ。じゃ、そういう例の場合はどうするんですか。例えば、県のほうにそういうふうに、県のほうはそういう例があった場合にはどうなる、そういうことをお聞きしたんですか。もし、そうなった場合には、本人も逮捕されたり、違法業者が約束はしたけれども対応しなかった場合に、例えばその10月までに全部最終処分するという約束したということを約束しましたけれども、その約束を破った場合にはどうなるかということ。その場合はどうなるかという、その結果を、その例とかそういうの確認したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

最終的にどうなるかということまでに関しては確認しておりません。ただ、今のところそういうことで事業者と話し合いをしているところなものですから、それを見守りながら、うちのほうとしては県と連絡を密にしていくというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私、課長に言ったでしょう、一般質問する前にきれいにしておきなさいよって、それ10月、周りの人10月って納得しますか、これ住民が。火事なんか起きたら誰が責任をとるんですか。私の聞きたいのは、最終的な結論何も出ていないでしょう。これどのような対応、対策をしたんですかという。対応も対策もしていないじゃないですか。ただ、県のほうにお伺いを立てて、県のほうの返事待ち。最終的には10月の契約書の日程を過ぎなければわからないという答弁じゃないですか。これでは何の対応もしていないじゃないですか。最終的にはどうなります。最終的にはこういう結果になりますということ何の対応もしていないじゃないですか。これで村民は納得できるんですか、村長。私の聞きたいのは、最終的にはどうなるんですかということを知りたいんです。まさか、村の税金で撤去するようなことはないでしょうね。村長。最終的には県のほうで全部やってくれるんでしょうね、これは。その違法業者も対応し切れない、撤去もできない。そこに運ばさせた地主の方も対応できない場合には、県のほうで全部やってくれるんですね。それでよろしいんですね。村のほうは何の責任もないんですね。だってこれ村のことなんですけれども、余りにも村外のこの話をしているような感じにしか聞こえないんです。村のことなんですよこれ。まして村外から天栄村に産業廃棄物を持ち込まれているんですよ。それに対して村のほうの対応、余りにもお粗末なんじゃないですか。余りにも簡単に考え過ぎじゃないの。周りの住民の方からすれば心配で、心配で、仕方がないから私のところに来たんじゃないの。最終的には、じゃ、これは村の税金は一銭も使わなくて県のほうで全部やってくれるって、ここで約束でき

るんですか。その辺も確認したんですか。あと、そういうふうになった場合には、最終的にはどうなるんだということも確認したんですか。そのぐらいのせめて確認はしておかなくちゃまずいでしょう。違いますか。最終的にはどうなるかということ。違法業者も何も撤去もしない。そのまま放置した場合にはどうなるかということ、最終的な確認もしていないというの、それはおかしいんじゃないですか。最終的にはどうなります、こうなりますということ。村長さん、その辺は確認、村と県は確認したんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように最終的な確認というところまではまだしていません。今、業者が片づけをしますよと誓約をして、私も現場を見てきました。重機が入って、フレコンバッグが入って分別している状況が見受けられましたので、そこはやっぱり注視していく。今後、今議員がおっしゃるようなことが起こるようなことがあるようであれば、県のほうと協議をして、そこについてはこの産業廃棄物については、産業廃棄物の処理法に基づいて、これは県知事に権限ありますので、措置命令について知事のほうに求めてまいりたいと考えております。今後については、県との協議をしながら、本当に最悪の場合も考えて協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 納得できる答弁がもらえませんが、次の質問に入りませんので、村長さんにお約束申し上げます。議会中でよろしいですから、県のほうにこういうふうにお伺いしてください。最終的にその違法業者が何の対応もしなかった場合にはどうなるんですかと、あとその地主さんはどのようになるんですか、最終的に。そして、そうなった場合には村は撤去費用は、今度は村のほうでやるようになるのか、代執行をかけた場合に。県のほうで全部負担してくれるのか。その辺を確認してください、課長。議会中に。そういう例のあった場合にも、その場合どのような対応をしたのか、恐らく県のほうもそういう例は何点もあると思います。だから、そういう場合の確認というの、私はそういうことを聞いたかったです。そういう例は、だって、村は何の対応もしていなかったんでしょ、これ。結局は、県、県だったんでしょ。だから、これ時間がないので次の質問に入れないので、ここで確認しますけれども、先ほど言ったやつをちゃんと確認しておいてください。議会中に。

じゃ、次の質問に入ります。

いじめについて、須賀川市、南相馬市で中学生が自殺と相次いで悲しい出来事が起きたことに対して、ご家族の皆様方には心から追悼の意をあらわします。このいじめ問題に対して村長、天栄村教育委員会はどのような考えを持たれているのか、今後の対策や対応をお

聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） それでは、お答えいたします。

いじめについてお答えいたします。

今回の事件で亡くなられた生徒さんには、心より哀悼の意を表します。

初めに、いじめに対する教育委員会の考えであります。いじめは児童生徒の人間性を否定する人権侵害、犯罪であり、いかなる理由があろうとも決して許されない行為であるという考えのもと、根絶に向け、教育委員会、学校、そして地域を挙げて取り組む重要課題であると認識しております。教育委員会といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づき、天栄村いじめ防止基本方針を策定するとともに、青少年育成村民会議の中に思いやりを育む村てんえい推進部会を位置づけ、村を挙げてのいじめ防止対策を推進しているところであります。

また、各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止の取り組み、早期発見、早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導の体制、校内研修、学校基本方針の見直し点検、そして、保護者、地域住民との連携など、教育活動全体を通してその対応に万全を期しているところであります。

次に、今後の対策や対応についてであります。今後は、SNSやメールによるいじめも含め、教育委員会と学校が核となり、保護者や関係機関とも連携し、児童生徒の適切な指導を行うとともに、被害者を守り抜くことを基本に、トラブルの解決に向けいじめの早期発見と早期対応にさらに努めて参ります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何年か前にも小学生の4年の方がいじめ問題に対して作文を書いて、父兄が心配してその作文を私のところに持ってきて、いじめ問題に対して教育長に質問したこともありました。そのときに村の考え、教育長の考えはある程度わかりましたので、天栄村、万全にやっているということは私も承知はしておりますけれども、でも今のいじめというのは、暴力的ないじめじゃないんです。精神的ないじめなんです。いじめというのは、小・中学校ばかりじゃないんです。皆さんもご存じのとおり福島県警でもいじめがあって、警察が、いじめというよりも簡単に言うと精神的ないじめだわな。警察官が自殺したということ知っていますよね。そういうことを対応する立場の人がいじめにあって自殺したんです。これは精神的ないじめなんです。今のいじめというのは暴力的ないじめじゃないんです。その精神的にいじめられたほうはなぜ自殺するかというと、私もいろいろな本なり、いろいろな先生方に聞いてみると、本当に人間そのものが弱くなっているんです。人間が。なぜかと

いうと、家庭そのものが、自分の親が自分の子供に対して暴力とか、そういうことに対してははっきり言うと過保護に育て過ぎているから、いじめに、簡単に言うといじめに対して対応できる能力ができていないんです。今の子供は、精神的に。だから、すごくその精神的いじめに対して自分で自殺をして、相手に対して、こういう騒ぎになることに対して、それが相手に対しての結局は、死んで相手に恨みを晴らす、罰を与えるというような感覚でやっているような感じに捉えるんです。ということは、死をもって相手に逆に対処するというような考えなんです。そうすると、今のお子さんというのは、精神的に弱いんじゃないかと私は思うんです。だから、この前新聞を見ますと、福島の大学の鈴木先生ですか、大学の先生、このいじめのアドバイザーとして講演をしたと聞きましたけれども、その大学の教授はどのような講演をしたんですか。内容がわかれば教えてもらいたいです。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答え申し上げます。

今、議員おっしゃるような講演の内容の詳細についてはわかりかねるわけなんですけれども、ただ、文科省を通して、今、いじめ防止対策推進法を中心として、今議員おっしゃるような、子供たちの置かれている環境が本当に議員おっしゃるとおりでございます。そういうふうな中で、今いじめについての定義等もどんどん変わってきております。従来の今までの定義であれば、自分より弱いものに対して一方的に、身体的に心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであるというふうな定義でありましたけれども、先ほどの大学の先生の講義もこういうふうなものも踏まえ、そして、今社会的な形でSNS、インターネット、そういうふうないろいろな背景が変わってきた中において、いじめというのは今申し上げたような定義から、現在は、いじめとは当該児童生徒と一定の人間関係のある者が行う心理的、先ほど出てきました、心理的、または物理的に影響を与える行為。そして、インターネットを通じた行為もその中に含むというようなことがあって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの全ていじめであるというふうな新しい定義になってまいりました。恐らく、その教授につきましてもこのようなところを中心に講義なされたのではないかなと、そういうふうに思います。

また、いじめの定義も今議員おっしゃるような社会の変化、あるいはインターネット等、そういうふうな発達のもとにいろいろ変わってきております。そして、先ほどお話あったように、昔は、けんかは両成敗、そういうふうな形でいじめのうちには入らなかったんですけれども、このいじめの定義も次々に改定されまして、恐らく論議される中においては、恐らくこの先生もおっしゃったとは思いますが、次回の改定では、けんかを除くという表現も削除される。今までは、けんかはいじめでないですよというふうなことが、今度、次

期改定になるものについては、いじめというけんかを除くという表現も削除される予定であるというふうな今お話もありました。そういうふうなものを中心としたお話ではないかなというふうなことで想像しております。

以上であります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうするとその大学の教授のやつは、よくはわからないということですね。その大学の教授がどのような、いじめに対してどのような講義をしたのかお聞きしたいなと思ったんです。私もこの前も学校の先生と1時間ほど話したんですけども、今現在のいじめの状況に対して。先生らもほとんどわからないらしいです。いじめというのは。昔の私たち、その人ももう間もなく定年になる先生なんですけれども、私たちのいじめというのは、弱いものをいじめられたその人をいじめ返すのがいじめだったんだと、昔は番長というのがいて、例えば、自分の中学生とか自分のクラスの生徒がよそのクラスの生徒だ、村外の生徒からやられたときに、やられたらそれを仕返しするのがいじめだったんです。今のいじめは違うんですってね。弱い子がいじめられたときには、今度はそのいじめた子をやるのが、昔はいじめという、そういう言葉を使わなかった。今のいじめというのはすごく陰険で、そしてすごく精神的にやられるらしいです。そうすると、今先生が言ったようにインターネットとかLINEで、そしてグループでいじめられるらしいです。そうすると、その中でもやっぱり、今のいじめというのは悪質みたいなんです。精神的にまいるみたいな。その辺を恐らく教育長さんもわかっていると思いますけれども、結局はそれに耐える生徒、そういうことに対して、今までのいろいろないじめのことを全部生徒さんに教えて、それに耐える、そしてそれに負けない、そういう生徒をつくるのが教育だと思います。

例えば、そういういじめがあったとき常に啓発活動をして、そして、そのいじめに対してどのような対応をするか。だから目に見えないらしいです。だから学校の先生方は、自分たちのいじめというのは、その自分たちの範囲内では知らないんです。でも、知らないからいじめがないんじゃないじゃなくて、結局はインターネットなり、LINEなりで、結局その仲間同士で一人の子を、そうすると今度はその仲間に入らないと、今後は逆にやられるらしいです。今のいじめというのは。その1対1とか、自分のクラスとか、そうじゃないらしいです。そのいじめの仲間に入らないと、今度はその入らない仲間が今度はやられるらしいです。だから、その辺がすごく陰湿らしいです。それに誰にも心の優しいというんですか、昔でいうと静かな、今でいえば心の優しいというんですか、結局は誰にもそういうことを打ち明けたり、そういうことのできない子供がそういう対象になるみたいです。そうすると、よく新聞などの報道で見ますと、本当に周りの近所の方々に聞くと優しくていい子だったんだって、何であの子が自殺するのかって、その子はすごく親にも優しいし、隣にも優しいし、皆さんにも

優しいし、礼儀もちゃんとできる子らしいんです。そういう子が的になるみたいなんです。そうすると、そういう隣近所に優しくったり、礼儀正し子だったり、どなたからも好かれるような子が逆にいじめられる、いじめっ子っていうんですか、そういう方には憎まれるらしいです。逆に。そういう皆さんに好かれる子が逆に今度はいじめる子に対すると、そういう子が嫌いらしいんです。だから、私らの考えているのと全然違うみたいです。あいつが生意気だからいじめるんじゃないらしいです。皆さんに好かれたり、皆さんにあの子はいい子だって、そういう子が逆にいじめられているみたいです。なぜ私がいじめられるのか、だから精神的にまいってしまうらしいです。その辺を教育長さんをお願いしたいのは、そういう真面目な子ほどいじめられやすいです。逆にそういう子が今度はいじめられる子の的になるらしいです。だから、この子は真面目だから大丈夫だろうなと思わないでください。そういう子が的になるらしいです。だから、そういう子には、優しい子にはいじめに耐えられる。常にそういうことを啓発活動して、強い子を育てるということです。前にもそう言いましたよね。そういうことですから、とにかく教育長さん、村長さん、そういう真面目な子を、隣近所に好かれる挨拶のできる子、そういう方が的になるんですから、精神的に弱い人間が的になるみたいですから、そういうことに負けないような強い子を育てるように、よろしく願いして、天栄村にもいじめのないように、いじめというのは目に見えない、常にあるということです。そういうことですから、私は、これはお願いをして、天栄村からいじめで自殺することがないように今後ともよろしく願いしたい。十二分に気をつけてもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了しました。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時06分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 北 島 正 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

〔1番 北島 正君質問席登壇〕

○1番（北島 正君） 天栄村会議規則第61条2項に基づき質問を行います。

1、企業誘致を積極的に進めるべき。

大山農工団地には、数社の企業が立地して操業しております。これは、この間村長を初め

担当課の企業誘致の成果だと思えます。さて、村内の若者が地元の企業に就職し働くことは、優秀な人材の流出防止につながり、重要なことと考えます。

そこで、現在残っている工業用地の面積が幾らなのか、また、それらに対してどのような企業誘致活動を実施しているのか伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ハイテク大山工業団地の分譲可能面積につきましては、7番議員からのご質問でもお答え申し上げましたが、2区画、約2.7ヘクタールとなっております。また、現在の誘致の取り組みとしては、福島県との連携による誘致可能な企業の情報収集を行いながら、引き合い企業に対し、セールスを行うとともに企業立地セミナーや団地説明会において誘致活動を実施しております。

議員のおっしゃるとおり、新規企業の誘致は働く場の提供とともに、人材の確保や人口減少を抑制していく上でも重要なことであり、今後も新規企業の誘致に努め、雇用の拡大を図ってまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 企業を訪問しているようですが、工業団地内に立地している企業のケアとして、社長さん方の意見交換の場を設けたり、異業種間の交流が大切だと思いますが、そのようなことを実施していますか、現在。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

立地企業に対する訪問でございますが、年度の変わり目、年度の初めに担当課が訪問をいたしまして、その企業に対するご挨拶、それから、村へのご要望などをお伺いしているところでございます。

それから、異業種間の交流ということでございますが、昨年度から商工会にお願いをいたしまして、商工会員と、それから立地企業との交流会ということで行事を催していただくというようなことで開催をしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そのように実施することは重要だと思います。その中から、ほかの企業の引き合いが出たり、残りの敷地の販売につながるとは思います。どうでしょうか、そのような考え方は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり非常に有効な情報をいただける機会にもなるというふうに思っていますので、積極的に行ってまいりたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 今後、そのような活動をしまして、用地が完売した後に、新たな工業団地を造成する考えというのは、村で持っているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在のハイテク大山工業団地の用地が完売できるというようなことであれば、これは当然雇用の場の確保というような部分で、そういった検討も必要だと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 前にも申し上げましたけれども、村内の若者に本当に村に定住していただくためには、今の時代に合ったような企業の誘致というのが重要だと思いますし、あと2.7ヘクタールしかありませんから、やっぱりその新しい工業用地の造成というの本当に検討していただきたいと思います。再度、検討するということだったんですが、それについて前向きな考えはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

また今後の国内の景気の動向などを見据えながら、アメリカの、議員ご承知のとおりトランプ大統領どんな形で来るのか、まだなかなかつかめない状況でございます。そのような中、国内景気がどう変化していくのか、そういったところも見ながら、あとは近隣の市町村とも協議をしながらというようなことで進めてまいればと思います。ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） では、わかりました。

次に、多くの方が村外から通勤されていると思うんです。そうすると、定住化、定住化と言っているわけですから、それに対しての従業員に対する住宅確保とか、そういうことに関しても伺いたいんですが、そういうことは検討、新しい住宅団地は、昨日のお話では造成する考えなんですけれども、それについても詳しくお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

昨日も申し上げましたように、雇用の確保も当然なんです、移住、定住、雇用の面において、今後も需要があれば村で支援しながら民間の方々とアパートの設置、あとは分譲地につきましても、当然雇用されている方が、村外の方が7割というような状況でございますので、そういった方々が村に住みやすい環境づくりのために、その調査費用を新年度で予算化しておりますので、そういったところを見ながら、こういったところがいいのか見据えながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 念願だった県道の高林のバイパスができたことですし、本当にこれからの企業活動にとっては好都合なことだと思います。その点も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番の遊休農地対策の実施をということで入りますが、村内では何も栽培されていない遊休農地が数多く見られます。特に国営農地開発事業によって整備された大里地区に多く、背の高い草に覆われ、ひどい状況であると感じます。多額の負担金を支払っている農家にとっては、経営上決して好ましくない状況と思われれます。

そこで、村ではこれらについての対策をいかに進めていくのかをお聞きしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村においても山間部など耕作条件が不利な地域に位置する農地を中心に遊休農地化が進んでおり、年々増加傾向にあります。遊休農地発生の大きな要因は、農業者の高齢化や担い手不足であり、福島県においては、原発の風評による農作物の価格の低迷も農地の遊休化に一層の拍車をかけております。

国では、遊休農地の対策として農地法を改正し、農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者に対して、その土地を今後どうするのか意向調査を実施し、自ら耕作する意思のない所有者の土地については、農地中間管理機構への貸し付けを誘導することとしております。本村においてもこうした国の方針に沿って、昨年度から村農業委員会による農地の利用状況と所有者への意向調査が実施され、農地中間管理事業者の利用推進など、遊休農地の解消に向けた取り組みがなされておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北島 正君） 米については、米栽培研究会の方々の努力によって全国食味コンクールに9年間金賞受賞というすばらしい結果を達成しております。しかし、畑作物についての普及については、農家のサポートに対して、今お話ありましたが、どのような具体的なサポートを実施しているのか、伺いたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

畑を利用した園芸作物に対する振興策ということでございますが、ブランド化が既にされておりますキュウリ等につきましては、JAなどと連携をしながら品質の向上などの栽培方法のサポートをしているところでございます。それから、新規の作物でございますネギ、それから村で進めておりますヤーコン、それから新規のブランド化を図ってまいりたいと考えているワラビですとか、ミニトマト、それらのブランド化振興に向けて、苗の助成などといったことをしておりますので、畑作物の振興を村でも考えて支援をしているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） キュウリ、長ネギ、ヤーコンなど販路があり、収入につながっているやつはいいんですけども、その他の取り組みについて、長ネギですと、長ネギ生産組合というのがありますけれども、そのほかの生産振興というか、それをやるための組織の育成についてはどういうふうに今のところ考えているのか、進めているのか伺いたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、系統出荷といいますか、農協に出している作物につきましては、農協のその生産作物ごとの部会というような組織をつくっていただくというようなことで支援をしているところでございます。農協以外の出荷先の作物につきましては、生産者の方々が数名お集まりいただいた中で組合的な組織をつくっていただいて、組織ができますと機械に対する県の支援等もございますので、そういった組織化を図るべくお声がけをしているというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 農協などと取り組んで収入アップに対して、農業経営が成り立つように、若い者の後継者をつくるためにもそういう組織が大切だと思います。より一層そういうふうなやつを村独自に農協とタイアップしてできないのか、そこらはどういうふうに進んでいるか、お願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

繰り返しの答弁になりますが、現在、農協に出荷されている作物につきましては、JAの部会の組織化をお願いしているところでございます。農協出荷以外の作物につきましては、皆様にお集まりをいただいて組織化を推進しているということでございます。いずれにしましても、農協と村とが緊密に連携しながら組織化を図り、農家所得の安定、向上に努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 一番やっぱり何をやるんでも設備投資が金かかると思うんです。ですから、やっぱりそういう農業組織をつくって、田んぼであればライスセンター等ありますし、あと畑のほうで考えれば、やっぱり新しい作物を導入したり、刈り取りとか、収穫の体制も機械の導入とかも必要だと思うんです。そういうふうな組織化というのも本当にこれからつくっていかないとお金にもならないし、一番はやっぱり設備投資のほうに持っていかれちゃうということで収入が少なくなると、ですから、若い人がなかなか農業につかないという問題もそういう部分にあるんじゃないかと思うので、やっぱり村としても補助金なり、何なり考えて、そういう新しい就農者に対することですけれども、そういう組織化、機械の利用組合とか、そういうのを各集落につくっていくようなことをこれからやっていっていただきたいと思うんですが、そういうふうな考え方はどうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

設備投資に要する費用の村独自の支援はどうかということですが、その設備の内容によりましては、多額の費用がかかるという部分もございまして、これはなかなか村独自で支援をしていくのは非常に困難だなというふうに思っております。ということもございまして、県・国等の支援を受けるためにも組織化をしていくと、組織でありますとそういった支援も受けることもできますので、設備投資に関しましては、組織化を図りながら国・県の支援を活用していただきたいというふうに考えております。

新規作物につきましては、現在、苗木の購入代金の補助を村独自で支援をしておりますので、定着化が図られるまでこれは引き続き継続をしていきたいというふうに考えております。

それから、地域ごとの組織化ということでございますが、農政講演会の前に集落営農に関する講演会も実施をしているなど、村といたしましても地域単位での集落営農というのを推

進していく必要があるというふうを考えておまして、そういった講演会も開催をしているところがございます。担い手が減っていく中で、やはり集落全体で営農を継続していくというようなこともこれから非常に重要でございますので、その推進についても積極的に行ってまいりたいというふう考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） この中でも言ったと思うんですが、特に大里地区の畑が非常に空き地があるんです。遊休農地があります。ですから、大里地区に限るわけではないんですけども、大里のほうの方々、農業の後継者結構いるんですけども、そういう部分について働きかけを、これから積極的にやっていただきたいと思ひますし、改めて大里地区にあった作物とかは、具体的にはどうでしょうか。考えていますか。どういうやつをやっていくか。

あともう一点、昔であれば農業構造改革事業とか、いろんな国・県の補助金あったんですが、そういう部分について研究して、導入する考えというの村ではあるんでしょうか。そういうのをやれば、そういう各集落の組織化とかそういうのがやりやすいと思うんですが、そういう事業についての取り組みについてはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

特に大里地区ということでございますので、国営総合農地開発事業によりまして整備をされた畑につきましては、現在約9ヘクタールが農地の作物が作付されていないというような状況にあるというふうに捉えております。これに関しましては、農地を所管しております矢吹西部土地改良区のほうで、解消に向けて農業生産法人にその地区において作物を栽培してくださいというような法人へのあっせんなどを行っていくということでございますので、その取り組みとも連携をして、解消に努めていきたいというふうに思っております。

それから、作物の導入に対しましては、耕作をするというような意欲のある方、そういった方をまずは抽出をしながら、そういった意欲のある方が栽培できるような作物を栽培していくべく県・国等と連携をしながら、まずはその意欲ある方々を見つけていくというようなことで取り組んでまいりたいと思ひます。その後に作物につきましては、導入を検討していくということでもあります。

よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうしますと、具体的な国・県の補助というのは、今のところどういふやつがあるんでしょうか。組織化に向けての補助事業というのは、まるっきり今はないんですか。そういうの使ったほうが、村の持ち出しも少なくてよい、農家のためにも役に立つ

ていいんじゃないかと思うんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在ある国の補助でございますが、農地耕作条件改善事業というような補助事業がございます。これにつきましては、まずその農地中間管理機構を利用するというような前提がございます。その中において作物、高収益作物への転換に要する費用は5年間助成をしますですとか、そういった支援がございますので、農業委員会のほうでも進めておりますが、まずは農地中間管理機構の利用というのを推進しながら、そこで受け手となる意欲のある耕作者を見つけた上でこういった事業に取り組んで作物の振興を図ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） では、そういうふうな国・県の補助事業は、県に問い合わせたりなんかして、積極的に導入して、本当に若い者が農業をやっていいというようになるように、後継者がつながるようなことで頑張ってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。

よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午前11時37分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 平成29年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

平成29年3月9日（木曜日）午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 教育長の任命につき同意を求めることについて                    |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて          |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 職員の育児休業等に関する条例の制定について                    |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 天栄村湯本へき地保育所に関する条例を廃止する条例の制定について          |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 天栄村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について             |
| 日程第11 | 議案第11号 | 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第12 | 議案第12号 | 天栄村公共施設整備基金条例の制定について                     |
| 日程第13 | 議案第13号 | 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について               |
| 日程第14 | 議案第14号 | 村道の路線の認定について                             |
| 日程第15 | 議案第15号 | 村道の路線の変更について                             |
| 日程第16 | 議案第16号 | 村道の路線の廃止について                             |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成28年度天栄村一般会計補正予算について                    |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について              |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について                  |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成28年度大里財産区特別会計補正予算について                  |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について          |

- 日程第22 議案第22号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算  
について
- 日程第23 議案第23号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第24 議案第24号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
- 日程第25 議案第25号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第26 議案第26号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第27 議案第27号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第28 議案第28号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について
- 日程第29 議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総務課長	清 淨	精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	内 山	晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森	廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤	市 郎 君	参 事 兼 管 理 者	伊 藤	栄 一 君

湯支所 学校教育課	本長 教育長	星 櫻	裕 井	治 幸	君 治	君 君	天保 生涯課	栄所長 学習長	兼 小	子 山	弘 富	幸 美	君 夫 君
--------------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	------------	--------	--------	--------	--------	-------------

---

職務のため出席した者の職氏名

参議 事務局	兼 会長	蕪 木	利 弘	書 記	星 千 尋
書 記		大須賀	久 美		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。
- 

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第1号 教育長任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで教育長、増子清一君の退席を求めます。

[教育長 増子清一君退席]

- 議長（廣瀬和吉君） 議案を事務局長に朗読させます。

[参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇]

- 参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） おはようございます。

議案を朗読申し上げます。

議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記

住 所 福島県郡山市大槻町字下反田21番地5

氏 名 増 子 清 一

生年月日 昭和30年4月19日生

- 議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案の理由をご説明申し上げます。

増子教育長につきましては、平成25年4月から教育長の重職を担っていただいているところであります。平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長は市町村長が議会の同意を得て任命することとなりました。

このたび増子清一氏の任期が3月31日に満了となることから、改正後の法律に基づき、増子清一氏を引き続き教育長として任命したく、任命についての議会の同意を求めるものであります。

増子さんは人格が高潔で、教育及び学術、文化に関する見識、情熱を有し、教育長として適任者であります。

なお、任期は4月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

教育長、増子清一君の復席を求めます。

〔教育長 増子清一君復席〕

○議長（廣瀬和吉君） ただいま同意されました教育長、増子清一君より挨拶の申し出がありますので、これを許します。

教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） ただいまご承認をいただきまして、改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。村長の村の基本理念にもありますように、子供たちに夢を、そして若者には希望、そして高齢者には生きがいを核といたしまして、学校教育におきましては、一人一人の子供たちにより多くの夢を持たせ、そしてそれが実現できるよう、学校教育の充実に努力してまいりたいと思います。

そして、生涯学習においては、村民のライフスタイルがより豊かになるよう各種事業に努めていくとともに、第5次村の総合計画にありますように、協働の村づくりの柱になるよう

な生涯学習を推進してまいりたいと思います。

新教育委員会制度、3年間の任期でありますけれども、誠心誠意、村の教育発展に努力することをお誓い申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局長に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 蕪木利弘君登壇〕

○参事兼議会事務局長（蕪木利弘君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記

住 所 天栄村大字飯豊字宮ノ前53番地

氏 名 小 針 克 也

生年月日 昭和29年9月13日生

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条第1項で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため、市町村に設置が義務づけられております。本村の固定資産評価審査委員会は3名の委員で構成されており、任期は3年ではありますが、このうち1名の任期が本年3月21日をもって満了となることから、同法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は小針克也さんであります。

小針さんは昭和48年に郵政省に採用となり、昭和49年、電通合理化により電電公社須賀川、現在のNTT東日本に転出、平成12年2月にNTT東日本を退職し、同年3月に郵政省に採用、飯豊地区にある広戸郵便局に配属となり、同局局長を経て平成26年3月退職、地域の事情に精通し、地域住民からの人望も厚く、その豊かな知識と経験は固定資産評価審査委員会

委員として適任であるため、小針さんの選任に同意を求めるものであります。なお、略歴につきましては別紙資料のとおりであります。

ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

第3号 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第9条第3項を次のように改める。

第3項 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第10条第1項中「1に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項を次のように改める。

第3項 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第1号 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

第2号 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

第3号 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第11条第2項第2号中「5万2,500円」を「4万3,400円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2項 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は

職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項中「第2号、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「第2号、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）第3号、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）第4号、扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、同条3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養親族の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（規則への委任）

第3項 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをご覧くださいと思います。

議案第3号につきましては、平成28年度人事院勧告並びに県人事委員会勧告に基づき、職員の扶養手当及び通勤手当の改正を行うものであります。

主な改正点といたしましては、第9条3項、真ん中辺でございますが、配偶者に係る扶養手当の額をほかの扶養親族、父母等と同額となるよう、1万3,000円から6,500円に改めるものでございます。

2つ目といたしまして、子に係る扶養手当の額を6,500円から1万円に改めるものでございます。

3つ目といたしまして、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を1万1,000円とする取り扱いを廃止し、他の扶養親族と同様、6,500円として取り扱うものでございます。

5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

通勤手当、第11条でございます。自動車等を使用して通勤する職員に対して支給する通勤手当の上限額を4万3,400円に減額、改定するものでございます。

次のページ、6ページのほうをご覧いただきたいと思います。

施行期日は平成29年4月1日でございますが、今回の扶養手当の見直しにつきましては、受給者への提供をできる限り少なくする観点から、平成29年4月1日から30年3月31日までの間、平成29年度分については、段階的に実施するというふうなものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第4号 職員の育児休暇等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第4号 職員の育児休暇等に関する条例の制定について。

天栄村職員の育児休業等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の育児休業等に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第14条、第17条、第18条第3項、第19条第1項並びに同条第3項において準用する第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第1号 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員

第2号 天栄村職員の定年等に関する条例（昭和59年天栄村条例第15号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

第3号 次のいずれか該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（1）任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

（2）養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6カ月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6カ月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

（3）勤務日の日数を考慮して村長が規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この項及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引

き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

第1号 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

第2号 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2カ月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該子非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

第3号 1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用される者にあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を

育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6カ月到達日

ア 該当子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として村長が規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間）

第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日とする。

（育児休業をすることができる特別な事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

第1号 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第2号 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3号 育児休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。

第4号 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5号 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既

にしたものを除く。)の終了後、三月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

第6号 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第7号 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

第8号 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(任期を定めて採用された職員の任期の更新)

第6条 任命権者は育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第7条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条各号に掲げる職員とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別な事情は、次に掲げる事情とする。

第1号 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第2号 育児短時間勤務をしている職員が、第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第

2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第3号 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

第4号 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5号 育児短時間勤務の承認が第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

第6号 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第7号 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児短時間勤務職員の勤務の形態）

第9条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25条）第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき次の第1号又は第2号に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き村長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が村長が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

第1号 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

第2号 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、書面により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

第1号 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

第2号 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第12条 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。以下同じ。)についての職員の給与に関する条例(昭和41年天栄村条例第1号。以下「給与条例」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第5条第1項、第2条及び第4項、「決定する」「決定するものとし、その者の給料月額はその者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする」。

第5条第9項、「とする」「に算出率を乗じて得た額とする」。

第11条第2項第2号、「短時間勤務職員」「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」「第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)」。

第12条第2項、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」「地方公務員の育児休業等に関する法律」。

第13条第1項、「支給する」「支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の120)を乗じて得た額とする」。

第18条第4項、「給料」「給料の月額を算出率で除して得た額」。

第18条第5項及び第19条第3項、「給料の月額」「給料の月額を算出率で除して得た額」。

第18条第7項、「村長が規則」「育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して村長が規則」。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)

第13条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

第1号 過員を生ずること。

第2号 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第14条 任命権者は育児休業法第17条の規定による勤務をさせる場合又は当該勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての給与条例等の特例)

第15条 第12条の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員又はした職員について準用する。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第16条 任命権者は、育児休業法第18条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ任期付短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第17条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第5条第1項、「決定する」「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」。

第11条第2項第2号、「短時間勤務職員」「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」。

第12条第2項、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」「地方公務員の育児休業等に関する法律」。

第13条第2項並びに第26条、「短時間勤務職員」「任期付短時間勤務職員」。

第13条第4項、「再任用短時間勤務職員」「任期付短時間勤務職員」。

第15条、「短時間勤務職員」「任期付短時間勤務職員」。「第2条第2項」「第2条第4項」。

第25条の2、「再任用職員」「任期付短時間勤務職員」。

(部分休業を請求することができない職員)

第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

第1号 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第2号 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して村長が規則で定める非常勤職員  
(部分休業の承認)

第19条 部分休業の承認は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）第8条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

第2項 村長が規則で定める職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から村長が定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第3項 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が任命権者により育児に係る休暇若しくは育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）を承認され、又は任命権者に育児に係る休暇若しくは介護をするための時間を請求した場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児に係る休暇又は介護をするための時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

附則。

第1号 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2号 職員の育児休業等に関する条例（平成4年天栄村条例第9号）は、廃止する。

提案理由のご説明を申し上げます。

説明資料の8ページをご覧ください。

議案第4号につきましては、人事院勧告並びに県人事委員会勧告に基づきまして、また地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の対象となるこの範囲を拡大する等のため、所要の改正を行うものでございます。これにあわせ、制度化が義務となり、育児短時間勤務についての条文化をするものでございます。

旧職員の育児休業等に関する条例（平成4年天栄村条例第9号）でありますが、これ8条で運用しておりました。これが20条まであるため、条文構成を大幅に改正いたします。そのため旧条例を廃止して、新条例として制定するものでございます。

条例の内容でありますが、第1条が条例の趣旨を規定しております。第2条から6条、これが新たに入ったもので、育児休業の規定でございます。第7条から17条、これも新設さ

れました育児短時間勤務の規定でございます。そして、18条から20条が部分休業の規定となっております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中

「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

第4項 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が決める。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

第2項 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第4条第2項本文中「（短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日）」に改め、同項ただし書中「により、4週間ごとの期間につき8日（短時間勤務職員にあつては、8日以上）」を「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）」に改め、「割合で週休日」の下に、「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支

障が生じると認められる場合として村長が規則で定める場合に限り、当該勤務をすることを命ずることができる。

第8条の3第1項中「当該子」を「当該職員の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として村長が規則で定めるものを含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に、「第3項」を「以下この条」に改め、同条第2項を次のように改める。

第2項 任命権者は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他村長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により村長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）のある職員が、村長が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、村長が規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

第8条の4第4項を次のように改める。

第4項 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして村長が規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第12条第1項第1号中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他村長が規則で定める者で負傷、

疾病又は老齢により村長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「ため、」の下に「任命権者が、村長が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定するものの各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護を要するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第2項 介護時間の時間は、前項が規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第3項 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を給与の額から減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第18条中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項 改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に初日という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間について、任命権者は、村長が規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以降の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

提案理由の説明を申し上げます。

説明資料の9ページのほうをご覧くださいと思います。

議案第5号につきましても、人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づきまして、また育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点でございますが、11ページのほうをご覧くださいと思います。

真ん中ほど、第8条の3でございますが、育児休業等に係る子の範囲の拡大ということで、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加するものでございます。

続きまして、13ページのほうをご覧くださいと思います。

第15条でございますが、介護休暇の分割取得について定めるものでございます。3回まで分割が可能となるものでございます。

次に、15条の2でございます。3つ目といたしまして、介護時間の取得について新たに定めるものでございます。連続3年の期間内、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できる制度となるものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時20分まで休みます。

(午前11時07分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時20分)

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第6号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、内山晴路君。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 議案第6号 天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例等の一部を改正する条例。

（天栄村税条例の一部改正）

第1条 天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条例等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条例等実施特例法」を「租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条例等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは附則第20条の2第4項」とを削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第

20条の3第3項後段」に、「租税条例等実施特例法」を「租税条例等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この法において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

第2項 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。

第1号 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

第2号 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条のうち第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

第3号 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項

(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

第4号 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

第3項 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この法において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

第4項 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において村民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

第5項 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第1号 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

第2号 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割」の額とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

第3号 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

第4号 附則第5条の規定の適用については、同条第1項「中山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

（天栄村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成28年天栄村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（天栄村税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、天栄村税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「（）」、第53条の7、第67条の下に「、第81条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第85条から第91条までの改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から

平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号イの項中「第82条第2号イ」を「第2号イ」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 天栄村税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第53条の7、第67条」の下に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の9.7」を「100の6」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

第2項 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第2項 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の取得者とみなして、軽自動車税を課する。

第3項 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において販売業者等という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道

路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第4項 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価格として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課す環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

第1号 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

第2号 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

第3号 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3。

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割を納付しなければならない。

第2項 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科す。

第2項 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

第3項 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 村長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

第2項 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

第2号 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車、（1）二輪のもの（側車つきのもを含む。）、年額3,600円、（2）三輪のもの、年額3,900円、（3）四輪以上のもの（i）乗用のもの、営業用、年額6,900円、自家用、年額1万800円、（ii）貨物用のもの、営業用、年額3,800円、自家用、年額5,000円、（4）専ら雪上を走行するもの、年額3,600円

ロ 小型特殊自動車、（1）農耕作業用のもの、年額2,400円、（2）その他のもの、年額5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別

割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、村長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中ではありますが、昼食のため1時30分まで休みます。

（午前11時50分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

○税務課長（内山晴路君） それでは、40ページをお開きください。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 村長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして村長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「村長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 村は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車税に対する第81条の4の規定の適用については、

当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第1号、100分の1、100分の0.5。

第2号、100分の2、100分の1。

第3号、100分の3、100分の2。

第2項 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号イ（2）、3,900円、4,600円。

第2号イ（3）（i）、6,900円、8,200円、1万800円、1万2,900円。

第2号イ（3）（ii）、3,800円、4,500円、5,000円、6,000円。

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

第2号 第1条中天栄村税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日附則第1条に次の1号を加える。

第4号 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中天栄村税条例等の一部を改正する条例（平成27年天栄村条例第30号）附則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日。

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（村民税に関する経過措置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の天栄村税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。  
附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第1号 第1条中天栄村税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行の日から施行する。

第2号 第1条中天栄村税条例附則第20条の2及び附則第20条の3の規定 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条による改正後の天栄村税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の村民税について適用する。

提案理由についてご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料の15ページをお開きください。

こちらの新旧対照表のほうをご覧ください。

今回の改正につきましては、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

まず第1条の関係でございますが、第36条の2につきましては、名称の変更でございます。

附則7条の3の2、こちらにつきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を平成33年12月31日まで延長する規定でございます。

次の16ページをお開き願います。

附則第20条の2につきましては、特例適用利子等または特例適用配当等を有するものに対して、その所得を分離課税するもので、外国居住者等の所得に関する規定でございます。

19ページをお開きください。

附則第20条の3につきましては、先ほどの附則20条の2の新設に伴う条ずれというふうになっております。

続きまして、23ページをお開きください。

こちら2条関係につきましては、9月の定例会におきまして議決をいただいた天栄村税条例等の一部を改正する条例、こちらのほうの一部改正をするものでございます。こちらは地方税法の改正に伴いまして、条文構成を改め、また、施行期日が示されたことにより改正を行うものでございます。

23ページから25ページにつきましては、法人及び個人の村民税の修正申告及び増額更生に伴う延滞金の計算方法を規定したものでございます。こちらで一定の期間を控除するというふうな規定でございます。

続きまして、31ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、軽自動車税に関する環境性能割と種別割に関する改正でございます。

次のページ以降につきましては、軽自動車税に関する規定の整備となっております。なお、第34条、こちらにつきましては、法人税割の標準税率が引き下げられたことに伴う改正でございます。この引き下げに伴いまして9.7%から6%となり、この引き下げ分が国税として地方交付税の原資となるというものでございます。

次に37ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、それぞれの施行期日を定めるものでございます。まず、村民税の規定につきましては、平成29年1月1日から施行とする改正でございます。軽自動車税の税額を軽減するグリーン化特例につきましては1年間延長し、平成29年度分の軽自動車税に対しても適用するというふうな改正でございます。

次のページをご覧くださいいただきたいと思います。

こちらにつきましては、法人割の税率の引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴いまして、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする規定でございます。また、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴いまして、適用年度を平成29年度から平成32年度に改正するものでございます。

説明は以上でございます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第7号 天栄村湯本へき地保育所に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 議案第7号 天栄村湯本へき地保育所に関する条例を廃止する条例の制定について。

天栄村湯本へき地保育所に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村湯本へき地保育所に関する条例を廃止する条例。

天栄村湯本へき地保育所に関する条例（平成5年天栄村条例第2号）は、廃止する。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年4月1日、湯本幼稚園開園に伴いまして湯本へき地保育所閉所により、条例を廃止するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第8号 天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第8号 天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村デイサービスセンター設置に関する条例（平成17年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「天栄村」及び「（以下「デイサービスセンター」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 デイサービスセンターの名称及び位置は次のとおりとする。

名称、位置。

天栄村デイサービスセンター、天栄村大字下松本字東田23番地。

湯本デイサービスセンター、天栄村大字湯本字下原90番地。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、仮称湯本デイサービスセンターの名称と位置を明確化するための条文の追加の改正を行うものでございます。

理由につきましては、デイサービスセンターへの改造工事は終了しておりませんが、その前段の準備といたしまして、地域密着型通所事業所の申請等のため、正確な名称及び所在地を記載する必要があるために改正を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第9号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例（平成5年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「8,000円」を「1万円」に改める。

附則。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、ねたきり老人等の状態にある要介護者を在宅にて介護されている方々のご労苦の大きさを鑑みまして、平成29年4月分から、手当の月額を現行の8,000円から2,000円引き上げて1万円とするための改正でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第10号 天栄村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第10号 天栄村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について。

天栄村農業委員会の委員等の定数に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村農業委員会の委員等の定数に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、天栄村農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、9人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、9人とする。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。

（天栄村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止）

第2項 天栄村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和35年天栄村条例第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第3項 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間は、第2条、第3条及び次項の規定は、適用しない。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4項 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「農業委員会、会長、同じ、22万6,000円。副会長、同じ、19万1,000円。委員、同じ、18万円」を「農業委員会、会長、基本給、年額22万6,000円、能率給、予算の範囲内で村長が定める額。副会長、基本給、年額19万1,000円、能率給、予算の範囲内で村長が定める額。委員、基本給、年額18万円、能率給、予算の範囲内で村長が定める額。農地利用最適化推進委員、基本給、年額14万4,000円、能率給、予算の範囲内で村長が定める額」に改める。

提案理由をご説明申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する法律により、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法がこれまでの選挙による選出から市町村長が議会の同意を得て任命する方式に改められるとともに、担い手への農地集積、耕作放棄地の発生防止や解消など、農地利用の最適化を円滑に進めていくため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数は市町村の条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものでございます。

条文をご説明申し上げます。

第2条が農業委員の定数、第3条が農地利用最適化推進委員の定数で、いずれも9名とするものでございます。

附則につきましては、第1項は施行期日の規定で、公布の日を施行日とするものでございます。

第2項は、本条例の制定に伴いまして、現行の天栄村農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を廃止する規定でございます。

第3項は、経過措置に関する規定で、改正法附則の規定によりまして、現農業委員の任期中は適用をせずに、任期満了後の新たな委員について適用させるとするものでございます。本村においては任期満了が本年7月19日でございますので、7月20日からの適用となるものでございます。

第4項は、報酬に関する規定でございます。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に規定されている農業委員会の報酬を正副会長、委員の基本給は現行と同じ年額に、農地利用最適化推進委員の基本給は年額14万4,000円といたしまして、能率給につきましては、いずれの委員も予算の範囲内で村長が定める額とするものでございます。

以上であります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この農業委員の定数並びに農地利用最適化推進委員の定数を9名、9名とした根拠というのはどういうことなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

定数につきましては、現在の農業委員の定数以内ということにされております。そこで、

農業委員会の中で今後の運営等を鑑みただ中で、とりあえずの人数の設定をしていただきまして、村長部局との協議の結果、9名、9名と同数としたものでございます。

最適化委員の9名を同数としたことにつきましては、最適化推進委員につきましては、天栄村を地区に分けて地区ごとに選出するというようなこととされておりまして、現在の地区ごとの農地の面積等を鑑みまして9名というふうになったものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の説明では、なぜ9名になったかという説明にはなっていないので、なぜ9名になったかという説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

農業委員の定数につきましても、これは地区ごとに分けて募集をすることはしてはならないということになっておりますが、それぞれの地区における農地の面積を鑑みまして、それぞれの地区ごとに必要とされる人数を合計して9名としたということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 定数が9名ということは、天栄村内の農地面積で配分したということなんです。であるならば、10名でも12名でもいいんじゃないんですか。なぜ9名にしたかということを知っているんです。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現行の委員定数が14名となっております、それぞれ地区ごとにお一方ずつ、地区割りということになっているわけですが、現在の委員から減らさなければならないということ踏まえていただきまして、農業委員会におきまして、その地区を、例えば一地区1人といった人数を、2地区で1人で大丈夫であろうというようなことで縮減を図っていただき、現在の14名から9名になったということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 現在の定数以内というか、14名以内ということですか。それとも、現在の農業委員の数以内ということなんですか。そこはどっちなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 規定をされておりますのは、農業委員の現在の定数よりも少なくというふうなことでございます。

〔「14名以内ですか」の声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 現在の委員数は14名でして……すみません、ちょっとお待ちいただけますか。

失礼しました。

現在の定数は選挙委員が11名、推薦委員が5名でございますので、定数全体とすれば16名ということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、16名以内であればいいというふうに解釈してもいいんですよね。その中で、なぜ9名にしたかというのを聞きたいんです。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今回の定数の設定に当たりましては、農林水産省より現在の定数のおおむね半分程度というような基準、これはあくまでも目安となる基準でございますが、そういったものが示されております。そういったことを鑑みまして9名ということになったというものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、これは人数の選定委員会か何か開かれて、多分9名というのを決めたと思うんですけれども、この9名でこれからの天栄村の農業委員の仕事を担っていかれるというような判断をしたということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

改正後の農業委員会につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の2つに分かれまして、農業委員につきましては、基本的には農業委員会の総会において案件の議決を行う合議体として議案を決定するという活動が主体となりまして、現在、農業委員の皆様が行っている現場活動につきましては、基本的には推進委員の活動になるということでございます。したがって、農業委員の数につきましては現在よりも少なくとも十分に大丈夫であるというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 9名を村長が任命するわけですが、天栄村は広いし、湯本地区、大里、牧本、広戸と、いろいろ各方部がありますが、この9名の配分というのはほぼ決まっているんですか。それとも、全村で配分、特に決まっていなくて9名ということなんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

農業委員は公募をいたします。その公募の段階にあつては、地区割りをすることは好ましくないというようなこととされておりますから、募集につきましては天栄村が1つのエリアとして、全体で9名の公募をするということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） じゃ、全村一律に公募をするということで、その中から村長が適格な方を任命すると。公募の期間というのはどのぐらい、あと、どういうふうな方法で公募するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

公募の期間につきましては、おおむね4月上旬から1カ月間ということで想定をしております。募集の方法につきましては、村掲示板による掲示のほか、村内の各世帯宛ての公募のチラシの配布ということを考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この農業委員会並びに農地利用最適化推進委員の能率給、これが予算の範囲内ということなんでありますが、この予算の範囲内、私は詳しく予算書を見ていないんですけれども、ここの部分は大体幾らぐらいの予算なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

能率給につきましては、国から農地利用最適化交付金という交付金が入ってくるわけですが、それを原資として充てることとなっております。この交付金につきましては、最終的に年度末の3月までに農林水産省のほうで全国の農業委員会からの活動の実績、それから、農地の集約などの、あと遊休農地解消とか、そういった活動の実績をトータルしまして配分をされるということになっておりますので、今の時点で幾らかというふうなことは明確にはお答えはできないところでございますが、当初予算におきましては、おおむね1人当たり月額3,000円、その委員数掛ける月分ということで当初予算は計上をさせていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 予算はそういうふうな3,000円掛ける委員数掛ける月分ということな

んですけれども、これは村長の判断であげなかったり、2人分をあげたりというようなことになるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

農業委員、それから推進委員とも、その活動の記録につきまして帳簿をつけておきまして、それを国のほうに提出するというようになっておりまして、その実績に基づいて配分をされますので、それぞれの活動に応じて、交付金を能率給として配分していくということになると考えております。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第11号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第11号 天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村村営住宅等条例の一部を条例の一部を改正する条例。

天栄村村営住宅等条例（平成9年天栄村条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「1号棟、天栄村大字牧之内字小丸山10番地、2号棟、天栄村大字牧之内字小丸山10番地、3号棟、天栄村大字牧之内字小丸山10番地、4号棟、天栄村大字牧之内字小丸山10番地」を「1号棟、天栄村大字牧之内字小丸山10番地、2号棟、天栄村大字牧之内字小丸山10番地」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由をご説明申し上げます。

児渡の小丸山地内にあります村営住宅が老朽化したことにより、昨年度から2棟の解体工事を行っております。これに伴いまして、滅失する2棟を別表から削除するものでございます。

お手元にお配りしております議案第11号説明資料、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

42ページをお願いいたします。

上が改正案で、下が現行でございます。現行で住宅が1号棟から4号棟までございまして、そのうち3号棟、4号棟の解体工事を実施いたしました。改正案では滅失した2棟を別表から削除するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第12号 天栄村公共施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第12号 天栄村公共施設整備基金条例の制定について。

天栄村公共施設整備基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村公共施設整備基金条例。

（設置）

第1条 本村における公共施設の整備、改修及び維持補修事業に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、天栄村公共施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条 基金として積み立てる額は、天栄村一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、天栄村一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 村長は、公共施設の整備、改修及び維持補修事業の財源に充てるため、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由をご説明申し上げます。

本村の公共施設、小学校、給食センター等、建築後既に30年以上経過しております。その他の公共施設につきましても相当な年数が経過しており、修繕が必要なものが出てきております。これらが本村にとりまして今後の課題でもございます。改修、補修をするに当たりましては多額の費用が見込まれることから、基金を設置し、あらかじめ備え、その必要に応じて施設の改修、補修等を行うため、今回、積み立てるものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第13、議案第13号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第13号 大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の

変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条の規定に基づき、大平辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

59ページのほうをお願いいたします。

総合整備計画書（第2次変更計画）でございます。

福島県岩瀬郡天栄村大平辺地（辺地の人口242人、面積64.7平方キロメートル）。

#### 1、辺地の概況。

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称、大平。
- (2) 地域の中心の位置、字高戸谷39－8。
- (3) 辺地度数、284点。

#### 2、公共的施設の整備を必要とする事情。

##### (1) 辺地の地勢。

当該地域は、村の西部に位置し、標高1,500メートル以上の急峻な山岳地帯が隣接し、山間地の標高600メートルから700メートルのわずかな平地に集落が形成されています。また、気候が日本海式気候のため、冬期間の累計降雪量が4メートル以上に及ぶことがあります。

##### (2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情。

当該地域は、大川羽鳥県立自然公園を有しており、本村における観光の中心拠点となっています。当該地域の観光資源を有効に活用するとともに、地域住民の雇用の拡大、新規就農者や農業後継者の確保、交流人口増による社会経済活動の活性化などの経済効果が期待できるため、観光レクリエーション施設の拡充及び関連道路の整備が必要となります。

また、当該地域の道路につきましては、地域住民の生活道路にもなっていますが、道路の幅員が狭く、勾配が急なこととカーブが狭小のために、住民の安全確保に困難を来しています。さらには、除雪等による道路舗装が劣化しています。このため、地域内の道路の線形改良や長寿命化等を実施し、道路の整備を進める必要があります。

#### 3、公共的施設の整備計画。

平成27年度から平成31年度までの5年間。

施設名、事業主体名、区分、事業費、財源内訳の中の特定財源、一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額の順に申し上げます。

村道芝草鎌房線、天栄村、15億円、特定財源8億1,900万円、一般財源6億8,100万円、6億8,100万円。

村道鎌房2号線、天栄村、4億8,000万円、3億3,500万円、1億4,500万円、1億4,480万

円。

道の駅「羽鳥湖高原」、天栄村、5,900万円、ゼロ、5,900万円、5,900万円。

羽鳥湖高原交流促進センター、天栄村、5,000万円、ゼロ、5,000万円、5,000万円。

林道道木沢線、天栄村、6,000万円、ゼロ、6,000万円、6,000万円。

合計事業費、21億4,900万円、特定財源、11億5,400万円、一般財源、9億9,500万円、辺地対策事業債の予定額、9億9,480万円。

当初計画策定、平成27年3月12日。

第1次変更計画策定、平成28年3月3日でございます。

次のページをお願いいたします。

大平辺地総合整備計画、年度別計画でございます。

村道芝房鎌房線、村道鎌房2号線、道の駅羽鳥湖高原については変更はございません。

羽鳥湖高原交流促進センター、事業内容が空調設備改修、屋根ふきかえ、変更後の概算事業費で5,000万円、平成29年度1,500万円、平成30年度3,500万円でございます。

林道道木沢線、事業内容、改良、舗装でございます。

変更後の概算事業費、6,000万円、平成30年度で3,000万円、平成31年度で3,000万円、合計概算事業費、変更前20億3,900万円、変更後、21億4,900万円。

提案理由をご説明申し上げます。

この大平辺地に係る総合整備計画につきましては、国の法律、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、村におきましては大平辺地と称しまして、地域としては羽鳥、芝草を含む大平地区が地域指定を受け、国の財政的支援を受けているところでございます。

この総合整備計画に変更が生じ、第2次変更計画を作成したため再度上程し、議会の承認を求めるものでございます。

変更の内容といたしましては、追加の2つの施設、羽鳥湖高原交流促進センターにつきましては、空調設備改修を平成29年度、1,500万円、屋根ふきかえを平成30年度、3,500万円に計画しております。

また、林道道木沢線につきましては、平成30年度、31年度それぞれ3,000万円ずつでの改良、舗装を計画しております。

このように、年度別計画の見直しを行ったものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第14号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第14号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めます。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げさせていただきます。

3076、戸ノ内屋敷4号線、天栄村大字上松本字松田北11、天栄村大字下松本字松田北1。

提案理由についてご説明を申し上げます。

43ページの議案第14号説明資料をご覧ください。

まず、赤色で表示されている路線が、今回、認定していただきます路線番号3076号、戸ノ内屋敷4号線でございます。

次に、資料の47ページをお願いいたします。

戸ノ内丸山線の変更前、変更後の路線図でございます。青色で表示されているのが路線番号1の6号、戸ノ内丸山線として認定を受けている路線でございます。現在、戸ノ内屋敷内を経由するルートとなっております。しかし、東側に位置しております路線番号3027号、要田2号線の交通利用状況及び一体性を考慮いたしました結果、戸ノ内屋敷内を経由するルー

トを単独路線として提案し認定をいただくものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、議案第15号 村道の路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第15号 村道の路線の変更について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げさせていただきます。

2034、新、大里館ノ内線、天栄村大字大里字大里88-1、天栄村大字大里字熊谷82。

2034、旧、大里館ノ内線、天栄村大字大里字大里88-1、天栄村大字大里字館ノ内131。

5037、新、野仲戸倉山線、天栄村大字田良尾字野仲80、国有林1085林班ろ3小班。

5037、旧、野仲戸倉山線、天栄村大字田良尾字野仲80、国有林86林班ろ小班。

提案理由についてご説明を申し上げます。

44ページ、議案第15号の説明資料をご覧ください。

路線番号5037号野仲戸倉山線でございます。青色で表示されている路線が変更前、赤色で表示されている路線が変更後でございます。この路線は国有林内を通る併用村道でございます。福島管理署との併用協定林道位置図を確認をしていましたところ、併用協定位置よりも延長を長く村道認定をしていたことがわかりましたので、終点の位置を変更するものでございます。

次に、45ページの路線番号2034号大里館ノ内線でございます。青色で表示されている路線が変更前、赤色で表示されているものが変更後の路線でございます。大里館ノ内線の終点部が竜田川にかかります橋梁の手前で終点となっておりまして、橋梁部分が路線に含まれておりませんでした。今回、橋梁部分を当路線に含めて終点の位置を変更するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、議案第16号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第16号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法第10条第1項の規定により議会の議決を求めらる。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要の順に読み上げさせていただきます。

3027、要田2号線、天栄村大字下松本字要田75、天栄村大字下松本字観音山4-1。

提案理由についてご説明を申し上げます。

46ページの議案第16号説明資料をご覧ください。

青色で表示されている路線は路線番号3027、要田2号線でございます。この路線を廃止して、路線番号1-6、戸ノ内丸山線として道路管理をするものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第17号 平成28年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第17号 平成28年度天栄村一般会計補正予算について

ご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村一般会計の補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,358万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,045万2,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

71ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、イントラネット光ファイバ移設事業、157万4,000円。

地方創生事業、3,418万8,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、46万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、仮称湯本デイサービスセンター整備事業、4,410万3,000円。  
天栄ホーム整備事業、1億円。

4款衛生費、1項保健衛生費、放射能除染事業7,650万円。

6款農林水産業費、1項農業費、道の駅「羽鳥湖高原」整備事業、2,748万9,000円。

道の駅「季の里天栄」整備事業、3,096万3,000円。

農業基盤整備促進事業、3,506万円。

2項林業費、ふくしま森林再生事業、3億4,302万8,000円。

第3表 債務負担行為補正。

（廃止）

事項、中小企業制度資金利子補給事業（平成28年度貸付分）、期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額、34万6,000円。

国民金融公庫資金、一般資金・小企業経営改善資金、県商工組合中央金庫資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円

を限度とする。

事項、農業経営者育成資金利子助成事業（平成28年度貸付分）、平成29年度から平成38年度まで、限度額45万円。農業経営者育成資金。資金として1,000万円を限度とし、助成率は年1%以内とする。

事項、天栄村教育資金利子補給事業（平成28年度貸付分）、平成29年度から平成31年度まで、限度額80万円。教育資金。資金として2,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

（変更）

事項、特別経済対策利子補給事業（平成28年度貸付分）、補正前、期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額、23万円。長期安定補償、経営環境改善保証、緊急経済対策資金、関連倒産防止資金、小口零細企業資金、短期保証、小規模企業共済事業資金、日本政策金融公庫資金、県商工事業協同組合資金。資金として1億100万円を超えない金額を借りた場合、年利1%を超える分に関して利子補給をし、最大2%分を限度とする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。補正後、期間の変更はございません。限度額13万4,000円。

事項、東日本大震災対策利子補給事業（平成28年度貸付分）、期間、平成29年度から平成30年度まで、限度額163万1,000円。災害復旧貸付、災害関連保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金、資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。補正後、期間は変更ございません。限度額39万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。

（変更）

記載の目的、1、道路整備事業、補正前、限度額1,000万円。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。補正後、限度額970万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

2、農業施設整備事業、補正前、限度額2,400万円。補正後、限度額3,810万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

合計、補正前、限度額3,400万円。補正後、限度額4,780万円。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、補正額2,900万円。こちらは見込みによる増及び減でございます。

2 目法人分、補正額440万円。こちらも見込みによる増及び減でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額2,000万円。償却資産分の見込みによる増でございます。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額11万7,000円。確定による増でございます。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額2,781万2,000円。震災復興特別交付税の増でございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目衛生費分担金、補正額266万2,000円。見込みによる増でございます。

4 目、教育費分担金、補正額4万1,000円の減。

2 項負担金、3 目教育費負担金、補正額12万2,000円の減。こちらも確定による減でございます。

4 目農業費負担金、補正額34万3,000円の減。事業費確定による減でございます。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目農林水産使用料、補正額10万円。確定による増でございます。

4 目土木使用料、1万3,000円。5 目教育使用料、補正額19万3,000円。見込みによる増及び減でございます。

2 項手数料、2 目民生手数料、補正額5万5,000円の減。見込みによる減でございます。

6 目土木手数料、補正額8,000円。

次のページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額181万9,000円。この中で額の大きなものが1 節の保険基盤安定負担金でございますが、確定による増でございます。そのほか、見込みによる増及び減でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額1,104万1,000円。こちらも大きなものが2 節総務費補助金の中で地方創生拠点整備交付金の増でございます。こちらが、歳出でもご説明いたしますが、羽鳥湖高原生産物直売所、農林産物加工施設整備に係る交付金でございます。

2 目民生費国庫補助金、補正額407万9,000円。こちらも大きなもので、次のページ、2 節になりますが、臨時福祉給付金給付事業補助金で525万ほど追加による増でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額1万4,000円の減。

5目土木費国庫補助金、補正額1,684万1,000円の減。こちら社会資本整備総合交付金の見込みによる減でございます。

6目教育費国庫補助金、補正額11万9,000円。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額66万3,000円。こちらは見込みによる増及び減でございます。

次のページでございます。

4目消防費県負担金、補正額20万円。防災訓練の負担金でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額227万5,000円の減。こちら額の確定による増及び減でございます。

3目衛生費県補助金、補正額3億7,311万8,000円。額の確定による減でございますが、次の81ページ、除染対策事業交付金で見込みによる減ということで、ここで3億7,000万円ほどの減となっております。

4目農林水産業費県補助金、補正額5,270万6,000円の減。こちらも額の確定によります増及び減でございますが、2節農業費補助金で、農業系汚染廃棄物処理事業補助金、事業費確定による減ということで4,400万円ほど減となっております。

7目教育費県補助金、補正額1,000円の減。

9目労働費県補助金、補正額92万3,000円の減。こちらも額の確定によるものでございます。

次のページお願いいたします。

10目土木費県補助金、補正額59万7,000円。額の確定によるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額274万8,000円の減。額の確定によるものでございます。

3目土木費委託金、補正額20万3,000円。こちらも額の確定による増でございます。

4目教育費委託金、補正額289万2,000円の増。こちらも額の確定による増及び減でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、補正額1,000円の減。

2項財産売払収入、4目除雪車売払収入、補正額67万2,000円でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額はゼロでございますが、がんばれ天栄応援寄附金からこども未来寄附金への振りかえでございます。これはがんばれ天栄応援寄附金の中で、その使い道を、将来を担う子供たちの人材育成としてあったものをこども未来寄附金に組み替えるものでございます。

次のページお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額9,700万円の減。歳出予算確定により財政調整基金繰入金の額が確定したものでございます。

2目人材育成基金繰入金、補正額10万円の減。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額66万円の増。

6目東日本大震災復興基金繰入金、補正額1,766万3,000円。こちらも歳出の事業費が確定したことにより、基金からの繰入金が確定したものでございます。

7目こども未来基金繰入金、補正額30万円の減。こちらも額の確定によるものでございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額84万7,000円。それぞれ額の確定によるものでございます。

3目過年度収入、補正額996万5,000円。この中で主なものでございますが、療養給付費負担金ということで、27年度精算金が過年度収入として入ってきたものでございます。

22款村債、1項村債、2目土木債、30万円の減。事業費確定によるものでございます。

3目農林水産業債、補正額1,410万円。こちらは道の駅「羽鳥湖高原」の整備事業に係るものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

3時10分まで休みます。

(午後 3時00分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時10分)

---

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 86ページになります。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額4万円、額の確定によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額157万6,000円の減。11節需用費、法令集追録代、12節役務費、郵便料、こちらにつきましては見込みによる増、そのほかにつきましては額の確定による減でございます。

2目文書広報費、補正額31万1,000円の減、額の確定によるものでございます。

4目会計管理費、補正額4万円の減、額の確定によるものでございます。

5目財産管理費、補正額4,531万6,000円。こちらにつきましては、がんばれ天栄応援寄附金のほうで8,300万円ほどの寄附が現在ございます。その中で返礼品等にかかったもの、約

65%でございますが、その分をここでがんばれ天栄応援基金の積立金から減額し、一般会計の一般財源のほうに組み入れるものでございます。また、歳入でご説明いたしましたことも未来基金の積立金を計上しております。また、先ほど議案第12号でご議決をいただきました天栄村公共施設整備基金の積立金として1億円を予算化しております。

6目企画費、補正額990万5,000円の減。こちらにつきましては、大きなもので次のページにございますが、地域イントラネット接続機器更新工事に係ります請け差、また地方バス路線対策事業精算による減、その他確定による減でございます。

7目支所及び出張所費、補正額76万9,000円の減、こちら額の確定による増減でございます。

8目交通安全対策費、補正額8万5,000円の減、額の確定によるものでございます。

9目地方創生費、補正額2,533万8,000円。こちら委託料の中で羽鳥湖高原生産物直売所農林産物加工室整備工事に係ります実施設計、工事の監理業務、また工事請負費を見ておりますその分が増となっております。

また、19節新・農業人育成・確保支援事業補助金につきましては、見込みによる減となっております。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額57万円の減、こちら額の確定によるものでございます。

2目賦課徴収費、補正額42万円の減、額の確定によるものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額46万7,000円、確定による増でございます。

4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、補正額277万4,000円の減、額の確定によるものでございます。

92ページになります。

5項統計調査費、2目総務統計費、補正額41万2,000円、額の確定によるものでございます。

3目商工統計費、補正額6万2,000円、額の確定によるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額82万8,000円、額の確定によるものでございます。

2目老人福祉費、補正額393万1,000円の減。こちら大きなものでございますが、15節工事請負費におきまして、まず天栄ホーム用地造成工事請負費、こちら駐車場舗装予定の場所に現在、現場事務所が設置されているため、建物の工事完了後、平成29年度に舗装するため、今回減額としております。次のページにございますが、仮称湯本デイサービスセンター改造工事請負費、こちら請け差でございます。

また、17節公有財産購入費につきましては、調整池の用地購入費を土地開発基金に振りかえするための増額でございます。

次、3目老人福祉施設費、補正額54万4,000円の減、こちら額の確定によるものでございます。

4目福祉医療費、補正額54万円の減、額の確定によるものでございます。

5目障害対策費、補正額11万円、額の確定によるものでございます。

6目放射能対策費、補正額126万円の減、額の確定によるものでございます。

7目臨時福祉給付金給付事業費、補正額377万8,000円。こちら主なものでございますが、19節におきまして臨時福祉給付金給付事業交付金対象者の増による増額でございます。

次のページでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額3万6,000円の減、額の確定による増減でございます。この中で、てんえいジュニア応援金につきましては30万円の減、また、20節扶助費のこども医療費と国保（事業勘定）特別会計繰出金につきましては組み替えでございます。

2目児童福祉施設費、補正額83万3,000円の減、額の確定によるものでございます。

3目児童措置費、補正額306万円の減、これも児童手当額の確定による減でございます。

4目保育所施設費、補正額259万円の減、こちらも額の確定による減でございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額28万6,000円、額の確定による減でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額28万3,000円、額の確定による増減でございます。

2目予防費、補正額636万7,000円の減。こちらも額の確定によるものですが、大きなものとしたしまして13節委託料、母子保健事業と予防接種の事業委託料の確定による減でございます。

3目環境衛生費、補正額453万1,000円の減。こちらも額の確定によるものでございますが、28節繰出金におきまして国保（事業勘定）への繰出金が増、あと次のページでございますが、簡易水道事業特別会計への繰出金が減となっております。

4目健康増進事業費、補正額122万3,000円の減、額の確定による増及び減でございます。

5目保健センター施設費、補正額10万4,000円の増。額の確定によるものでございますが、この中で需用費、施設修繕費、こちら県保健センターの集団検診室ガラス壁の修繕に係るものでございます。

6目墓地公園施設費、補正額17万7,000円。こちら倒木撤去の委託料を予算化するものでございます。

7目放射能対策費、補正額3億7,165万9,000円。額の確定によるものでございますが、大

きなものとしては13節委託料で7,800万円ほど。また、次のページでございますが、15節工事請負費で2億9,200万円ほどの確定による減となっております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額380万7,000円。こちら須賀川地方保健環境組合の負担金、事業費の増によるものでございます。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額40万7,000円の減、額の確定によるものでございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額102万8,000円の減、繰出金額の確定によるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額60万4,000円の減、額の確定によるものでございます。

2目農業総務費、補正額13万3,000円の減、額の確定によるものでございます。

3目農業振興費、補正額282万1,000円の増。こちらにつきましては、次のページでございますが、15節の中で道の駅「羽鳥湖高原」整備工事請負費の増でございます。

4目畜産業費、補正額5,000円の減、額の確定によるものでございます。

5目農業施設費、補正額326万6,000円の減、額の確定によるものでございます。

6目水利施設管理費、補正額49万4,000円、額の確定によるものでございます。

7目国土調査費、補正額116万8,000円、額の確定による減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額64万4,000円の減、こちらも額の確定による減でございます。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額10万円の減、額の確定によるものでございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、補正額37万3,000円、額の確定によるものでございます。

13目放射能対策費、補正額4,541万円の減。こちら事業費確定による増及び減でございますが、13節委託料と15節工事請負費でございますが、農業系汚染廃棄物処理事業処理の委託料、あと工事請負費それぞれが減となっております。

2項林業費、1目林業総務費、補正額132万3,000円。こちら主なものでは、委託料の中でふくしま森林再生事業に係ります森林整備業務委託料ということで、事業料増加の見込みによる増が143万2,000円、また湯本スキー場圧雪車搬出委託料でございます。

次のページでございます。

2目林業振興費、補正額30万2,000円。こちら額の確定見込みによるものでございますが、職員手当等で時間外勤務手当、35万円ほど増となっております。これは、業務の中で村道の側溝の堆積物除去を新年度予定しておりますが、そのための申請書作成、また道路橋梁補修業務等、業務が重なったための増となっております。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額104万9,000円の減、こちら額の確定によるものでございます。

3目観光費、補正額219万5,000円の減、こちらも額の確定によるものでございます。

4目地域開発費、補正額112万1,000円の減、こちらも額の確定によるものでございます。

5目緊急雇用創出費、補正額54万4,000円の減、こちら額の確定によるものでございます。

6目放射能対策費、補正額50万円。こちら合宿誘致助成事業補助金として新たに追加するものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額7万3,000円の減、額の確定によるものでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1,018万5,000円。こちら次のページになりますが、13節委託料、1月、2月と雪が多かったためによります除雪委託料1,195万円ほどの増、また原材料費で塩カル、83万7,000円の増となっております。

2目道路新設改良費、補正額1,674万7,000円の減。こちら委託料で722万3,000円ほどの減、また工事請負費におきまして1,019万円ほどの減でございます。また、17節公有財産購入費、22節補償、補填及び賠償金につきましては、戸ノ内・丸山線に係る土地開発基金への繰り入れのための予算措置でございます。

3項河川費、1目河川費、補正額8万2,000円の減、額の確定によるものでございます。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額223万4,000円の減、額の確定によるものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額1,217万6,000円の減。こちら分担金の額の確定によるものでございます。

2目非常備消防費、補正額176万6,000円の減、額の確定によるものでございます。

3目消防施設費、補正額514万6,000円、こちらも額の確定によるものでございます。

5目防災行政無線管理費、補正額28万円の減、こちらも額の確定によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額4万5,000円、額の確定によるものでございます。

2目事務局費、補正額216万6,000円の減、こちらも額の確定によるものでございます。

118ページお願いいたします。

3目緊急雇用創出費、補正額22万8,000円の減、額の確定によるものでございます。

4目放射能対策費、補正額21万6,000円の減、こちらも額の確定によるものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額252万円、額の確定によるものでございます。

2目教育振興費、補正額50万9,000円、額の確定によるものでございます。

120ページお願いいたします。

3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額170万8,000円、こちらも額の確定によるものでございます。

2 目教育振興費、補正額30万6,000円の減、額の確定によるものでございます。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、補正額161万2,000円の減、額の確定によります増及び減でございます。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、補正額160万1,000円の減、額の確定によるものでございます。

2 目生涯学習費、補正額48万4,000円、額の確定によるものでございます。

4 目文化財保護費、補正額5万円。額の確定による減、また19節負担金、補助及び交付金で文化財保存事業のための補助金で13万5,000円ほど増となっております。

5 目伝統文化施設費、補正額52万4,000円の減、額の確定によるものでございます。

6 目生涯学習センター費、補正額116万3,000円の減、額の確定による増及び減でございます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額86万8,000円の減、額の確定によるものでございます。

3 目学校給食センター費、補正額184万2,000円の減、こちらも額の確定によるものでございます。

128ページでございます。

4 目天栄体育施設費、補正額61万6,000円の減、額の確定によるものでございます。

11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、1 目農業施設災害復旧費、補正額40万円の減。災害がなかったための減でございます。

12 款公債費、1 項公債費、1 目元金、補正額365万4,000円、額の確定によるものでございます。

2 目利子、補正額170万6,000円の減、額の確定によるものでございます。

14 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額80万1,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7 番、渡部勉君。

○7 番（渡部 勉君） ちょっとわからないところがあったので説明してください。

89ページの地方創生費の中の工事請負費、15節ですか、この羽鳥湖高原生産物直売所農林水産物加工室整備工事請負費、これ何か新たにこういったものをつくるということなんですか。説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

道の駅羽鳥湖高原の機能拡充基本構想に基づきまして、トイレの整備と、それから厨房機能の拡充という2つの整備を行うこととなっており、この加工室につきましては、厨房機能の整備を図るという内容でございます。現在、食堂の後ろ側というんですか、事務所と管理室などになっているスペースを食堂機能を備え、また、地元の農産物などを加工したお総菜を提供するような、そういった調理室をそのスペースに設けまして、事務所機能を今のトイレの場所に、トイレが壊して新しく外にできますので、今のトイレの場所に事務所の機能を持っていくというような内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） つまりこういうことですか。事務所が食堂の脇に今あるので、それを今あるトイレのところに持って行って、それで今、事務所で使っているところは、いわゆる総菜か何かの加工施設にすると、こういうことでよろしいですか。どんなもの加工する予定になっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 総菜のメニューにつきましては、今後、運営をしている道の駅のほうと協議をして進めて参りたいと思いますが、現在、食堂の機能が、お客さんが混みますと提供が間に合わないというようなこともございますので、そちらのお総菜の加工とあわせまして、お客様に出す食事の提供する厨房機能も充実をさせるということでございますので、お総菜につきましては、これから道の駅のほうと協議をしまして進めて参りますが、そういったことでまずは厨房機能の拡充を図るというようなことを主たる目的としております。よろしく願いいたします。

[「了解しました」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今、同じ質問なんですけれども、これ総工事費が2,831万で、実施設計料と監理委託料で何で500万もなっているんですか。20%できかないですよ。これ適正なやつなんですか。2,800万工事さ500万も設計料とあれ出したろう、おかしい話なんじゃないですか、これ。1,400万とこれ補助は新聞に出て、見たんですけれども、ちょっとそれお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

設計委託料につきましては、積算基準がございまして、その基準に基づきますところの工事費でいきますと、このぐらいの額になるということで、額としては基準に基づいた適正な額であるというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 普通、民間のうち建てても、3,000万なら5%は適正な価格だと、設計、監理をしてそれまで入っているんですよ、これ。大体2,800万の工事さ、500万も監理料と設計料でこないに取られるって適正な価格なんですか。公共事業っていつもそのぐらいなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

地方公共団体が発注する業務につきましては、同じ積算基準で積算をしておりますので、確かにその民間の感覚からするとかなり高い数字になるとは思ってはおりますが、適正な基準に基づいて積算をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の羽鳥湖高原直売所の改修なんですけれども、これ今年2,500万とってそれ使わなくて、今回この繰越明許で出していますよね。そのほか工事が何か二、三点あるんですけれども、この金の流れ、これが何かよくわからないですよ。これを具体的にわかりやすいように、最初予算とって、この工事、この工事やって、今年度どれだけ消化して、来年度の繰越明許は何ぼ出るんだというのをちょっときちっとわかりやすく説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず、道の駅羽鳥湖高原のトイレの新築工事につきましては、当初予算で2,100万円ということで計上しておりましたが、いろんな設計単価の上昇ですとか、そういったことでいろいろ協議をしながら、なるべく予算の範囲内でおさまるよということを進めて参りましたが、どうしても間に合わないということで、今回530万1,000円の増額補正をお願いしてお

りまして、トイレの新築工事に関しましては合計2,630万1,000円ということで、来年度に繰り越しをして実施をして参りたいということとなっております。

それから、厨房機能につきましては、今回計上させていただきました工事費が2,831万9,000円でございます、これもそのまま来年度に繰り越しをして整備をして参りたいということでございます。2,831万9,000円です、工事費につきましては。そこに実施設計が404万2,000円、それから監理業務が182万7,000円でございます、合計で3,418万8,000円の繰り越しでございます。

羽鳥湖高原、トイレにつきましては、工事費のほかに監理業務の118万8,000円も合わせて繰り越し参りますので、合計で2,748万9,000円という繰越額になって参ります。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 繰越明許が2,748万9,000円ですよ。ということは、これはトイレの改修工事が次年度になるということ。厨房等々の加工場の工事が、これが今年度中に、それどこに書いているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

71ページ繰越明許費の2款総務費の1項総務管理費の中の地方創生事業の3,418万8,000円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） もう一回お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

71ページの繰越明許費の表でいきますと、2款1項の地方創生事業の3,418万8,000円が厨房機能の繰り越しの金額でございます。

トイレの繰越額につきましては、6款1項の道の駅「羽鳥湖高原」整備事業2,748万9,000円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これに関してはわかりました。

それで、同じ繰越明許で道の駅「季の里天栄」整備事業、これは3,000万繰越明許になっていますけれども、これについては多分9月か6月の補正でとったと思うんですけれども、これなぜ繰越明許になっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

補正につきましては、9月で議決をいただいております。その後、現場の測量業務、それから農地転用、それから農振解除、それから開発許可などに係る許可申請業務もあわせて発注をいたしました。その中で測量につきましては、3月いっぱいまでに終了となりますが、その後の許認可業務につきましては、来年度まで繰り越して実施する必要があるということから、繰り越しとさせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） とすると、この3,096万3,000円というのは、その測量費を除いた分ということでもいいんですか、終わっている。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

契約がその測量業務と許認可業務の合わせた一つの契約になっておりまして、測量分につきましても出来高払いということで支払うことがございまして、そっくり一つの契約をそのまま来年度まで繰り越していくということでございます。完了している測量部分につきましても支払いが未済となることから、全体の額で繰り越しをするということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ同じ会社に委託したとか、それからこの測量部分と改良の手続の部分って、これ金額わかりますよね。全くわからない部分じゃないと思うんですけども、終わっている部分に関しては、今年度中に繰り越ししなくても決算で上げてもいいんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

確かに測量部分と、その許認可業務という部分で設計上分かれておりまして、それで金額が積算できることはできるんですが、3月31日までに測量は完成する予定ではございますが、まだ確定ではございませんので……

[「何が終わる」の声あり]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 測量です。測量業務も一応今月中の完成の予定でございますが、まだ完全に終わっているということではございませんので、繰り越しとさせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これ9月に決議されて、測量というのはそんなにかかるんですか。3月いっぱいにも終わらないぐらい大変なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

測量に関しましては、平場の部分だけではなくて山林部分の測量もございまして、所有者ごとの用地の境界を決める測量も入っております。その立ち会いが、雪の関係もありまして、まだ確定はしていないということでございまして。測量自体につきましては、ほぼ終了でございますが、そういった用地の確定業務ですとか、その辺がまだ地権者のほうの立ち会いもいただいておりますので、繰り越しをさせていただきたいということでございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この両道の駅、羽鳥湖高原も季の里も、本当に天栄村にお客さんを呼ぶという面では非常に大事な事業なので、これを両方とも、羽鳥湖高原の場合は春から計画があったり、いろいろ事情はあると思うんですけども、こういう事業をしっかりとその年度内にきちんと終わらすという考えでないと、だんだん遅くなって、事業が遅くなって、結局そんなような、そういう経済とかそういうのに影響するというふうに思います。やはり予算をとったなら、きちっと消化するような、今回、3月は予算の議会でありますので、そういうことはきちっと年度内に消化するという考え方でやっていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、124ページ、天栄村国際交流協会補助金、これ20万の減額となっておりますが、天栄村国際交流協会って今発足しているんですけど。この間、何かその設立準備委員会の人に来て、やっているんだとかという話聞いたんですけども、この国際交流協会の今現在どういうふうな状態になっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 生涯学習課長、小山富美夫君。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） お答えいたします。

村のよさを発信しながらも、他民族の文化や風土を学びながら交流し理解を深めるとともに、国際的視野に立った上で郷土回復を推進するために、本年度、天栄村国際交流協会の設立を目指して参りました。前回の12月定例会にもご説明を申し上げましたが、この協会の設立のために、前段階といたしまして、この趣旨に賛同していただける方で組織する準備委員会というものを本年の1月17日に開催をいたしまして、その新たな国際交流協会という団体

の趣旨や事業内容について協議をさせていただいて、ご理解をいただいたところでございます。

しかしながら、この会議の中で、設立に関しまして皆さん方にご異議はないということではいただいたんですが、この平成28年度に総会等を開催し、またその会の設立後にその事業の計画ないし実行に関しましては、3月までの時間がなかなか足りないということもございまして、平成28年度は準備委員会の会員の方々にその会員のほうをお集めいただきまして、この新年度早々にこの会を設立したほうがいいのではないかというご意見をいただいたところでございます。それに鑑みまして、また補助金等の支出に鑑み、また事業を実施した際のこの補助金の効果というものを考慮した結果、準備委員会の方々のご意見を尊重いたしまして、本年度は補助を見合わせることにした次第でございます。

ただ、平成29年度に、先ほど申しましたような、準備委員会の方々にご理解いただいたものですから、その早期の会を発足するめどが立ったということもございまして、平成29年度の当初予算のほうにも改めてこの補助金を計上させていただきまして、私ども村といたしましては、この団体に対しましてご支援をして参りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 102ページの放射能対策費の中で、ちょっと詳しく教えてほしいんですけども、工事請負費2億9,200万残ったということなんですけれども、これについては高トヤ地区を初め、村内の仮置場で何とか間に合うから、ほかの予定地区は要らないということで落としたということなんでしょうか。十分間に合うんでしょうか、そこで。これちょっとご説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

工事請負費につきましてでございますが、仮置場につきましては、基本的には各行政区ごと、そして各行政区ごとに適地が見つからない場合については、高トヤ等のほうに仮置場を設置させていただいております。各行政区の仮置場につきましては、既に完成しております。高トヤ地区につきましては、第2期工事ということで、今年度4月にご議決いただいた、先日1月の臨時議会で変更契約をさせていただきました。これにつきましても完成となっております。

ります。仮置場につきましては、全て仮置場の中で間に合うというふうなことでございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第18号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第18号 平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,193万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,680万1,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,684万円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

136ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額660万4,000円の減。1節から3節につきましては現年課税分、4節から6節につきましては滞納繰り越し分の減収見込みでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、補正額1,650万2,000円の減。2目高額医療費共同事業負担金、補正額1,000円の増。3目特定健康診査等負担金、13万4,000円の減。いずれも交付見込み額の確定による増減でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額543万円の増。交付見込み額の確定による増でございます。

4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額1,793万9,000円の減。交付見込み額確定による減でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、補正額1,000円の増。2目特定健康診査等負担金、13万4,000円の減。見込み額確定によります増減でございます。

次のページをお願いいたします。

2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金、補正額407万3,000円。交付見込み額の確定による増でございます。

2目子ども医療費助成事業補助金、補正額21万4,000円の増。こちらは国庫負担金の減額調整に伴い、今年度から県補助金として新たに申請されたための増額の補正でございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正額365万円の増。2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額3,767万9,000円の減。いずれも交付見込み額確定による増減でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額346万9,000円の増。1節の一般会計繰入金につきましては、法定繰り入れ分の確定による減でございます。2節保険基盤安定繰入金の増に関しましては、確定に伴う増でございます。

11款諸収入、3項雑入、2目一般被保険者第三者納付金、補正額21万1,000円の増。6目雑入、9,000円の増。確定による増でございます。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額27万8,000円の減。事務費の不用額によるものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴收费、補正額21万2,000円の減。同じく事務費不用額によるものでございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額4万7,000円の減。不用額でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額1,000万円の減。  
2 目退職被保険者等療養給付費、補正額1,600万円の減。いずれも給付見込み額の減による  
ものでございます。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、2 目退職被保険者等高額療養費、いずれ  
も給付見込み額の減による減額でございます。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正額252万円の減。給付見込み額の減による  
ものでございます。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、30万円の減。給付見込み額の減によるものでございます。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、補正額18万1,000円の減。額確定に  
伴う減でございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業拠出金、2 目保険財  
政共同安定化事業拠出金。すみません、高額、1 目につきましては6万3,000円の減。2 目  
につきましては423万4,000円の減で、いずれも額確定によります減でございます。

8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、補正額155万  
5,000円の減。事業費確定による減でございます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費、補正額5万7,000円の減。2 目疾病予防費、2,000  
円の減。事業確定に伴う不用減でございます。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、補正額13万  
7,000円の増。5 目一般被保険者還付加算金、補正額5万円の増。確定による増額ござい  
ます。

3 項繰入金、2 目診療施設勘定繰入金、補正額8万7000円の増。運営費確定による増でござ  
います。

11 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額1,713万3,000円の減。見込み額の減による  
減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳入、1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入、2  
目社会保険診療報酬収入、3 目後期高齢者診療報酬収入、4 目一部負担金収入、すみません、  
いずれも診療報酬の見込み額の減に伴う減額補正でございます。

2 項その他の診療収入、1 目その他の診療収入、補正額13万5,000円の増。自費診療代の  
増でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目手数料、補正額7万2,000円の減。診断書等の  
減でございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額244万6,000円。運営費の

増に伴う補正でございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額8万7,000円の増。同じく運営費の増に伴う増でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額5万5,000円の増。容器代等の増でございます。歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額20万8,000円の減。確定による不用減でございます。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額10万円の減。確定による不用減でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、2万円の減。2目医療用消耗器材費、3万円の減。3目医薬品衛生材料費、132万4,000円の減。4目委託料、15万8,000円の減。いずれも確定に伴う減でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額157万円の減。見込み額の減による減額でございます。

以上でございます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

4時20分まで休みます。

(午後 4時07分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時20分)

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第19号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第19号 平成28年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度牧本財産区特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117万8,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

152ページのほうをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額241万1,000円の減。これにつきましては、東京電力からの送電線下接近樹木伐採補償料ということで予算化させていただいておりました。これにつきましては、牧之内地内で国土調査を実施した地区、ただいま認証を申請している地区がございます。その認証後、面積が確定してから補償をさせていただきたいふうなことで話がありました。そのため、ここで241万1,000円を減額するものでございます。この分につきましては、新年度で対応して参りたいと考えております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額241万1,000円の減。基金積立金でございます。

よろしくご審議願います。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、議案第20号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第20号 平成28年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度大里財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ340万8,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

155ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、2款財産収入、2項財産売払収入、1目生産物売払収入、補正額312万6,000円。これにつきましては、ふくしま森林再生事業の中で森林整備を行いました。その際の間伐、除伐を実施しております。その素材売り払い収入ということで312万6,000円を計上させていただいております。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額312万7,000円。基金積立金でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、1,000円。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第21、議案第21号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第21号 平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額3,223万2,000円のうちで、歳出を補正する。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

158ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額404万6,000円の減。主に13節委託料の地質調査委託料が不用となったものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、404万6,000円の増。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第22、議案第22号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第22号 平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,314万1,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

161ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額29万3,000円の減でございます。過年度排水施設使用料の見込みの減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額140万円の減でございます。

11節、12節、13節が額の確定による減でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額110万7,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第23、議案第23号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第23号 平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,007万6,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

165ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、補正額122万4,000円の減。過年度排水使用料の見込みによる減でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額104万8,000円の減でございます。一般会計の繰入金の減でございます。

7款諸収入、2項加入金、1目加入金、補正額88万1,000円でございます。加入金の増でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額251万9,000円。3節、4節とも人件費の確定による減でございます。11節、13節、27節につきましても、確定による減でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、112万8,000円の増でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第24、議案第24号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第24号 平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291万2,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

169ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額15万円。現年度水道料の確定による減でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額15万円の減でございます。11節需用費の事業費の確定による減でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第25、議案第25号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正

予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

[参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第25号 平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,926万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億134万円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

173ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

（変更）

起債の目的、簡易水道施設整備事業。補正前、限度額7,000万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。補正後、限度額4,300万円。起債の方法、利率、償還の方法については変更なしでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額92万9,000円の減でございます。現年度使用料及び過年度使用料でございますが、現年度使用料が減の見込みでございます。過年度使用料については、16万円の増を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、補正額1,188万4,000円の減でございます。簡易水道等施設整備費国庫補助金の減額によるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額945万円。一般会計繰入金の減でございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、補正額2,700万円の減でございます。簡易水道事業債の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額96万3,000円の減でございます。15節工事請負費の減でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額4,830万円の減でございます。13節委託料、15節請負工事費でございますが、額の確定によるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案審議の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時44分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 平成29年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第4号）

平成29年3月10日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第26号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について  
日程第 2 議案第27号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について  
日程第 3 議案第28号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について  
日程第 4 議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算について  
日程第 5 議案第30号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算について

---

本日の会議に付した事件

日程第4まで

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

参事兼 建設課長	佐藤市郎君	参事兼 会計者 伊藤栄一君
湯支所本 長	星裕治君	天保栄 育所長 兼子弘幸君
学校教育 課長	櫻井幸治君	生涯学 習長 小山富美夫君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 事務局長	蕪木利弘	書記	星千尋
書記	大須賀久美		

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
- 

### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第26号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

- 住民福祉課長（森 廣志君） おはようございます。

177ページをお開きください。

議案第26号 平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,623万3,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長 添田勝幸。

180ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入歳出ともに額の確定による増及び減でございます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額190万円の増。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金586万円の増。

2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額38万3,000円の減。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額175万1,000円の減。2 目地域支援事業支援交付金、補正額47万6,000円の減。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正額88万円の減。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額1万2,000円の減。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額25万2,000円の減。2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額18万7,000円の減。4 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額3,000円の増。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額733万9,000円の減。

続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正額250万円の増、3 目地域密着型介護サービス給付費、補正額460万円の減。5 目施設介護サービス給付費、補正額100万円の減。8 目居宅介護住宅改修費、補正額40万円の増。9 目居宅介護サービス計画給付費、補正額50万円の増。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、補正額170万円の減。3 目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額288万円の減。6 目介護予防住宅改修費、補正額24万円の増。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、補正額2万円の増。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、補正額150万円の増。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額300万円の増。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額150万円の減。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目第1号被保険者保険料還付金、補正額3,000円の増。

以上でございます。ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第27号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第27号 平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,573万3,000円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

189ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入歳出ともに額の確定による増及び減でございます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額119万1,000円の減。2目普通徴収保険料、補正額132万6,000円の増。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、補正額49万7,000円の減。

3目広域連合分担金、補正額1万8,000円の減。4目保健事業費繰入金、補正額2万4,000円の減。

5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額6万3,000円の減。

5項雑入、1目雑入、補正額9万円の減。

歳出でございます。2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額35万4,000円の減。

3 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健事業費、補正額19万3,000円の減。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額1万円の減。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第28号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第28号 平成28年度天栄村水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成28年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額134万2,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額88万8,000円の減。

支出。第1款水道事業費、第1項営業費用339万円の減。

第2項営業外費用116万円の増でございます。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,685万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億379万3,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億1,199万5,000円」を「過年度損益勘定留保資金9,893万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、第1項企業債、補正予算額500万円の減でございます。

第2項負担金、補正予算額137万2,000円の減。

支出。第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額1,943万円の減。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

変更前。起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額3,000万円。

変更後。起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額2,500万円。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

196ページをお願いいたします。

平成28年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書で説明を申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益。1節でございます。使用料の見込みによる減でございます。2節につきましては、加入金の増でございます。これは賃貸住宅の加入によるものでございます。

2目受託工事収益、補正額205万4,000円の減。3節でございます、工事費、収益の事業費の確定によるものでございます。

3目その他営業収益、補正額1万円の増、手数料の増でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、補正予算額2万円の減、預金利息の減でございます。2目他会計補助金、補正額102万8,000円。一般会計補助金の額の確定によるものでございます。

5目長期前受金戻入、補正額16万円の増でございます。

支出。1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正額160万円の減。修繕費の確定による減でございます。

2目配水及び給水費、補正額15万円の減。1節、4節、8節につきましては、確定による減でございます。材料費につきましても確定による増でございます。

3目受託工事費、補正予算額204万円。3節、4節とも額の確定による減でございます。

4目総係費、補正予算額129万円の減。各節とも確定による減でございます。

5目減価償却費、補正予算額183万円の増でございます。構築物、機械及び装置償却費の増でございます。

6目資産減耗費、補正予算額14万円の減、構築物除却費の減でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額6万円の増。企業債利息の増でございます。

3目消費税、補正予算額110万円の増、額の確定による増でございます。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

収入。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、補正予算額500万円の減。企業債額の確定による減でございます。

2項負担金、1目負担金、補正予算額137万2,000円の減。負担金の確定による減でございます。

支出。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額1,893万円の減でございます。1節、3節工事費委託料の事業費の確定による減でございます。

2目固定資産購入費、補正予算額50万円の減。機械及び装置購入費の減、事業費の確定による減でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億5,400万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをご覧ください。

第2表債務負担行為。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（平成29年度貸付分）。平成30年度から平成31年度まで、34万5,000円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組

合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業（平成29年度貸付分）。平成30年度から平成31年度まで。122万5,000円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

農業経営者育成資金利子助成事業（平成29年度貸付分）。平成30年度から平成39年度まで。45万円。農業経営者育成資金。※資金として1,000万円を限度とし、助成率は、年1.0%以内とする。

天栄村教育資金利子補給事業（平成29年度貸付分）。平成30年度から平成32年度まで。80万円。教育資金。※資金として200万円を超えない金額を借りた場合、年利2.0%以内の範囲内で利子補給をするものとする。

### 第3表地方債。

起債の目的、1、臨時財政対策債、限度額1億円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

2、道路整備事業1,000万円。3、農業施設整備事業1,460万円。4、消防自動車購入事業650万円、計1億3,110万円。

4ページのほうお願いいたします。

歳入からご説明をいたします。

1款村税、1項村民税、1目個人分、本年度予算額18億6,014万7,000円、比較2,060万8,000円の増。増の理由でございますが、所得割額（普通徴収）につきましては1,400万円ほどの減の見込みでございます。一方、特別徴収につきましては3,400万円ほどの増の見込みとなっております。

2目法人分、本年度3,516万2,000円、比較337万7,000円。こちら法人割額で330万円ほど増の見込みとなっております。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億668万6,000円、比較1,912万8,000円の増。家屋につきましては1,100万円ほど、償却資産につきましては790万円ほど増の見込みでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,630万8,000円、比較85万5,000円の増でございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、本年度1,984万5,000円、比較86万1,000円。現年度課税分で83万円ほど増の見込みでございます。

4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度3,658万8,000円、比較31万2,000円。

5項入湯税、1目入湯税、本年度638万4,000円、比較24万6,000円。現年度課税分で増加の見込みでございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度2,632万5,000円、比較314万1,000円。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度5,673万4,000円、比較106万4,000円の減の見込みでございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度51万9,000円、比較28万円の減の見込みでございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度179万6,000円、比較6万2,000円の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度126万1,000円、比較14万2,000円の増でございます。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度9,387万7,000円、比較240万8,000円の増。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,170万6,000円、比較9万円の増でございます。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、本年度1,266万2,000円、比較21万8,000円の増でございます。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度928万8,000円、比較7万3,000円の減でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度159万5,000円、比較4万7,000円の減でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度18億6,439万6,000円、比較1億779万1,000円の増。こちらにつきましては、普通交付税で5,700万円ほど減の見込みでございますが、震災復興特別交付税のほうで1億6,000万円ほど増の見込みとなっております。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度92万4,000円、比較1,000円の増。

13款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度85万円、比較64万6,000円の減でございます。

2目農業費分担金、本年度1,000円、比較ゼロ、存目計上でございます。

3目総務費分担金、1,000円の存目計上でございます。

4目教育費分担金、本年度1,000円、比較6万円の減。こちらも存目計上でございます。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、比較350万7,000円の減でございます。

2目民生費負担金、本年度1,177万7,000円、比較453万6,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

3目教育費負担金、本年度21万7,000円、比較390万9,000円の減。こちらにつきましては、預かり保育料を民生費のほうで見ているため、ここで減となっております。

4目農業費負担金、本年度1,000円、比較261万7,000円。こちらにつきましては、地区負担金、あるいは元気な産地づくりの負担金がなくなったために減となっております。

5目衛生費負担金、本年度10万7,000円、比較20万9,000円の減でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度222万4,000円、比較2,000円の減でございます。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、比較6,000円の増でございます。

3目農林水産使用料、本年度125万円、比較4万5,000円の増でございます。

4目土木使用料、本年度1,186万8,000円、比較9万円の減でございます。

5目教育使用料、本年度150万3,000円、比較1万8,000円の増でございます。

6目衛生使用料、本年度26万4,000円、比較13万2,000円の減でございます。

2項手数料、1目総務手数料、本年度322万6,000円、2万円の増でございます。

2目民生手数料、本年度12万4,000円、比較1万8,000円の増。

3目衛生手数料、本年度47万6,000円、比較12万5,000円の減でございます。

4目農林水産手数料、1,000円の存目計上でございます。

5目商工手数料、本年度1,000円、存目計上でございます。

6目土木手数料、本年度5万円5,000円、比較3万4,000円の増でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,185万5,000円、比較34万7,000円の増でございます。

2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、比較19万6,000円の減でございます。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、存目計上でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度3,391万円4,000円、比較366万8,000円の増。こちらにつきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金で50万円ほどの増、あと地方創生推進交付金で300万円ほどの増となっております。

2目民生費国庫補助金、本年度1,404万9,000円、比較1,068万2,000円の減。こちらは臨時福祉給付金補助金がなくなったための1,000万円ほどの減となっております。

3目衛生費国庫補助金、本年度19万1,000円、比較ゼロ。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度1億2,150万円、比較1,808万5,000円の減。こちらは農業基盤整備補助金の額がなくなったための減となっております。

5目土木費国庫補助金、本年度1億5,199万7,000円、比較4,589万4,000円の増。こちらは社会資本整備総合交付金の増によるもの、また福島再生加速化交付金の3,000万円ほど出てきたものによるものでございます。

6目教育費国庫補助金、本年度48万8,000円、比較9万4,000円の増。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度16万9,000円、比較4万円の減。

2目民生費委託金、本年度173万3,000円、比較2万3,000円の増。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度7,009万5,000円、比較295万9,000円の増。こちらにつきましては、2節の障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費負担金の増等でございます。

2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円、比較9万8,000円の減。

3目土木費県負担金、本年度1,000円、存目計上でございます。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、比較9万9,000円の減。こちらは今年度、地方防災訓練がございましたので、その負担金がなくなるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度18万2,000円、比較1万6,000円の減。

2目民生費県補助金、本年度4,101万9,000円、比較90万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金、本年度3億9,827万2,000円、比較4億9,325万7,000円の減。こちらは4節除染対策事業交付金で、昨年、8億円ほどあったものが3億9,500万円に減となっているものでございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度6億762万7,000円、比較481万6,000円の増。

5目商工費県補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

7目教育費県補助金、本年度613万7,000円、比較613万6,000円の増。こちらにつきましては、2節の社会教育費補助金613万6,000円となっておりますが、この後説明させていただきます。これは昨年度、委託金で入っていたものが今回、補助金のほうに変わっているものでございます。

次のページをお願いいたします。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、存目計上でございます。

9目労働費県補助金、本年度1,171万6,000円、比較762万7,000円の減。こちらにつきましては、震災等対応雇用支援事業補助金がなくなったものでございます。

10目土木費県補助金、本年度557万2,000円、比較48万2,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度1,185万8,000円、比較1,015万7,000円の減。こちらにつきましては、昨年度、参議院議員選挙通常選挙の委託金1,000万円ほどあったものが今回なくなったものでございます。

2目農林水産業費委託金、本年度387万2,000円、比較40万8,000円の増。

3目土木費委託金、本年度481万9,000円、比較52万2,000円の増。こちらは3節の除雪費委託金が40万ほど増えているものでございます。

4目教育費委託金、本年度244万3,000円、比較401万5,000円の減。これが先ほど見ていただきました19ページ、教育費県補助金のほうで社会教育費補助金613万6,000円となっておりますが、ここにありました放課後支援事業委託金、学校支援事業委託金がそちらに移ったものでございます。

5目衛生費委託金、本年度1,000円、比較12万8,000円の減。こちらは県民健康診査住民データ作成委託金が減となったものでございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,370万5,000円、比較104万6,000円の増。これにつきましては、2節物品貸付収入で光ファイバ通信設備貸付料、こちらが増えたものでございます。

2目利子及び配当金、本年度59万2,000円、比較9万3,000円の増。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較405万9,000円の減。これは昨年度、大山住宅団地の売り払い金を計上していたものがなくなったためのものでございます。

2目物品売払収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

4目除雪車売払収入、本年度1,000円、29万9,000円。昨年度、除雪車売払収入を見込んでいたものがなくなったものでございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度1,300万円、比較1,299万9,000円。がんばれ天栄応援寄附金を当初から見込んだものでございます。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、存目計上でございます。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目湯本財産区特別会計繰入金、本年度146万3,000円、比較、同額でございます。

2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度1,900万円、昨年度と同額でございます。

す。

3目風力発電事業特別会計繰入金、本年度1,000円、存目計上でございます。

4目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度12万3,000円、比較1万円の減。

5目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3,000円、昨年度と同額でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1億6,000万円、比較3,000万円の減でございます。

2目人材育成基金繰入金、本年度130万円、昨年度と同額でございます。

3目減債基金繰入金、本年度1,000円、存目計上でございます。

4目地域福祉基金繰入金、本年度1,000円、比較で9,999万9,000円でございますが、こちら存目の計上でございます。

がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度590万円、比較1,447万2,000円の減。こちらにつきましては、昨年度は、がんばれ天栄応援寄附金として寄附があったものを全て基金繰入と見ておりましたが、今回、お返しの品等でかかるもの、経費は別に控除した上で基金のほうに積み立てるための減額となっているものでございます。

6目東日本大震災復興基金繰入金、本年度1,200万円、比較3,228万3,000円の減。

7目子ども未来基金繰入金、本年度200万円、比較90万円の増でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度6,000万円、昨年度と同額でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度40万円、昨年度と同額でございます。

2目加算金、本年度1,000円、存目計上でございます。

3目過料、本年度1,000円、存目計上でございます。

2項村預金利子、1目村預金利子、本年度7万5,000円、昨年度と同額計上でございます。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、本年度1,000円、存目計上でございます。

4項雑入、1目弁償金、本年度1,000円、昨年度と同額計上でございます。

2目雑入、本年度1,147万3,000円、74万8,000円の増でございます。

3目過年度収入、本年度1,000円、昨年度と同額でございます。

22款村債、1項村債、1目総務債、本年度1億650万円、比較650万円の増。こちらは2節消防自動車購入事業債を今年度新たに見込んでいるものでございます。

2目土木債、本年度1,000万円、昨年度と同額でございます。

3目農林水産業債、本年度1,460万円、比較940万円の減。これにつきましては、昨年度は、道の駅「羽鳥湖高原」の整備事業として2,400万円ほど予算計上しておりましたが、今年度は、羽鳥湖高原交流促進センター整備事業として1,460万円を見込んでおります。その見込み額が減となっているものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） それでは、ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休みます。

(午前10時51分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

---

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 28ページをご覧ください。

続きまして、歳出でございます。

なお、歳出につきましては、それぞれ担当する課長から説明することとしております。

なお、説明に当たりましては、前年度との比較で増減の主なもの、あるいは29年度の新規事業、あるいは拡大とする事業といったものを重点的に説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,184万3,000円、比較39万9,000円の減。この中で増となるものにつきましては、職員手当、あと需用費の中で広報の印刷のページ数を増やすということで、ここで16万ほど。また、会議録調製委託、この辺で増となっております。あと減となるものが、4節の共済費37万円ほど減となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度同様でございます。

30ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億7,364万6,000円、比較937万9,000円の増。増となるものにつきましては、給与で200万円ほど、職員手当で300万円ほど増となっております。共済費では100万円ほどの減となっております。あと、14節でございますが、14節で法令システムの使用料ということで、本年度、事務を進める上で法令等の検索をするためのシステムの使用料ということで46万7,000円ほど上げさせていただいております。また、15節工事請負費で防犯灯設置工事ということで、防犯灯のLED化を年次計画で進めるため、今年度370万円ほど増額させていただいております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年と同様でございます。

[企画政策課長 北嶋さつき君登壇]

○企画政策課長（北嶋さつき君） 続きまして、2目文書広報費です。本年度予算額423万6,000円、比較17万円の増です。13節委託料におきまして、村勢要覧ということで委託料を計上しておりますが、第5次総合計画策定の関係で29年度より作成をするものでございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 3目財政管理費、本年度683万7,000円、比較5万3,000円

の増。ほぼ前年と同様の予算でございます。

4目会計管理費、本年度55万6,000円、昨年度と同様の予算でございます。

5目財産管理費、本年度1億402万7,000円、比較563万7,000円の減。こちらにつきましては、次のページになりますが、13節委託料の中で昨年度、公共施設等総合管理計画策定業務委託ということで648万円ほど予算化させていただいておりました。これがなくなったための減でございます。そのほかにつきましては、ほぼ昨年と同様でございます。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） 続きまして、6目企画費、本年度予算額9,131万6,000円、比較2,457万円の増となります。主なものにつきましては、次のページ、13節委託料でございます。一番上にありますイントラネット保守管理委託料、こちらがセキュリティー強化関連の費用が増額となっております。その下、3段目の光ファイバ通信設備保守管理委託料、こちらにつきましても、価格の改定によりまして100万円ほど増えております。同じく13節の委託料の一番最後になります震災の記録誌作成委託料、こちら新規になりますが、震災の足跡を残すため作成するものとしております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

15節工事請負費になります。2番目の地域イントラネット接続機器更新工事請負費になります。こちら平成15年度から機器の導入を行っておりますが、昨年を引き続きまして、老朽化しているところを緊急度の高いところとして、今回計上しておるものでございます。

19節負担金、補助及び交付金、こちらが一番上に載っております地方バス路線対策事業補助金、昨年度より100万円の増としております。

続きまして、その下のところ、一番下、こども未来応援事業補助金150万円。こちらにつきましては、村内の小・中・高校生等を対象にいたしまして、お子さんたちの夢やチャレンジを応援するための新たな事業を計上しております。内容につきましては、応募していただきまして、選考会を行いまして、50万円の3件程度で見込んでおります。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 続きまして、7目支所及び出張所費、本年度2,146万9,000円、94万5,000円の増。主な理由としましては、8節報償費、こちらは湯本地区外部専門家報償なんです。こちらは総務省で行っております地域活性化の取り組みに関する知識やノウハウを有する外部専門家を招聘しまして、指導・助言を受けるものであります。そちらの報償に12万5,000円、そちらの費用弁償に15万となっております。

次のページをご覧ください。

また、主な理由としましては、環境整備委託料に50万、自動車借上料で41万8,000円。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 43ページ、8目交通安全対策費、本年度190万3,000円、比較27万5,000円の増でございます。こちらにつきましては、15節工事請負費でカーブミラー設置工事でございますが、昨年より20万ほど増額した額で予算を計上しております。そのほかにつきましては、昨年と同様でございます。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） 続きまして、44ページをお願いいたします。

9目地方創生費、本年度予算額2,513万3,000円、比較306万円の増です。主なものとしまして、13節委託料におきまして、移住定住促進事業委託料200万を計上しておりますが、こちらは150万円を移住・定住にかかわっていただいているふるさと子ども夢学校へ、50万円は新たな移住者向けのサイトをつくるということで計上しております。

その下の環境調査委託料、こちらにつきましては、新たな住宅団地構想に係ります事前の調査に係る経費でございます。

19節負担金、補助及び交付金、こちら新・農業人育成・確保支援事業補助金につきましては、受け入れや参入者、支援センターの運営費も入っておりますが、そのほかにも、去年は別な交付金で入ってございましたが、田舎暮らし体験ツアーの補助金、あとは空き家の住宅改修の部分も含まれております。下の新生活・住まいづくり応援助成金ということの300万の計上でございますが、こちらは村内に新たに定住する目的で住まいを取得された方に助成金を交付するものとなっております。

続きまして、10目ふるさと納税費、こちらの目につきましては、新たな目を作成しております。本年度予算額1,328万5,000円、比較1,268万1,000円。

8節の報償費のほうですが、こちらは報償費等となっております、返礼品、配送料が含まれておるものでございます。その下の11需用費、こちらはパンフレット等の印刷費でございます。

12節役務費、こちらは受領証明書などを発送するための郵便料となっております。

13節委託料、こちらは運営サイトに支払う手数料となっております、寄附金額のおよそ12%分となっております。

25節の積立金でございますが、こちらは1,300万の寄附金を見込んだ形での約35%分、経費を引いた残りを積立金とするものとしております。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 2項徴税费、1目税務総務費、本年度6,457万3,000円、比較711万5,000円の減。主な理由としましては、2節、3節、4節の人件費で258万円ほど減となっております。

次のページをご覧くださいと思います。

次に、13節の委託料でございますが、昨年、今後の評価替えのための宅地とゴルフ場の評価としまして、土地鑑定評価委託業務を含む委託を計上しておりましたが、新年度は時点修正に係る鑑定評価となったために440万ほど減額となったためでございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの計上をしております。

2目賦課徴収費、本年度916万5,000円、比較154万5,000円の減です。主な理由としましては、1節の報酬としまして、相続人等不在等の固定資産税の手続を進めるために50万円ほどの額を計上しております。

次に、19節の負担金、補助及び交付金につきましては、昨年、納税貯蓄組合連合会の補助金のうち、納税貯蓄組合奨励金の一部の見直しを行いまして、完納に伴う奨励金の廃止を行いまして、組合の運営費としたことによりまして187万7,000円ほど減額となったものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの計上をしております。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額2,555万9,000円、比較9万1,000円の減、戸籍住民基本台帳及び窓口事務に係る経費でございます。ほぼ前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度72万1,000円、前年度と同額の予算計上でございます。また、参議院議員通常選挙費、広戸川沿岸防災溜池土地改良区総代選挙費、矢吹西部土地改良区総代選挙につきましては、来年度ございませんので廃目とさせていただきます。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） 続きまして、2款総務費の5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。こちらは新たな統計調査が入るということでの計上となっておりますが、総務費に関しては同額となっております。

2目総務統計費、本年度予算額24万円、比較42万5,000円の減。こちらにつきましては、統計業務が1つ減ったことによります減になります。

続きまして、3目商工統計費でございます。本年度予算額8万5,000円、比較1万8,000円の増、こちらにつきましては、商工の調査が増えたことによります増となっております。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度58万2,000円、昨年度と同額の計上となっております。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、本年度予算額5,892万円、比較744万3,000円の増。主な増の理由でございますが、2 節、3 節、4 節の person 費が、昨年 6 名から今回 7 名で計上されているための増でございます。

次のページをお願いいたします。

2 目老人福祉費、本年度予算額 1 億4,838万8,000円、比較9,321万4,000円の減。主な減額の理由ですが、19 節の負担金、補助及び交付金で昨年度予定しておりました天栄ホーム増床工事の助成金 1 億円が今年度予算からなくなったことによるものでございます。新たに事業といたしまして、13 節委託料の高齢者いきがい活動支援事業委託費として、湯ったりミニデイ、水中ウォーキング、いきいきサロン等を新年度も開催する予定でございます。その下、同じく 13 節委託料になりますが、第 8 次高齢者保健福祉計画と第 7 期介護保険計画の策定期になっておりまして、これの委託料を 730 万ほど計上させていただきました。

次に、15 節の工事請負費ですが、こちらは、こちらのほうのデイサービスセンターの特殊浴槽が耐用年数を超えておりまして、いつだめになるかということがありまして、今回、特殊浴槽の交換のための予算を計上させていただきました。

あと、18 節備品購入費なんですけど、まず樹木粉碎机 82 万 1,000 円につきましては、シルバー人材センターのほうで樹木の剪定や伐採等を請け負ってやっているんですけど、現状、伐採した木材をシルバーの役員の方が自分の土地に置いているという状況が続いております。そのために粉碎机を購入いたしまして、それをシルバーのほうに貸与することによりまして、チップ化するという事で堆肥や何かに使えるということで、一応購入を予定しております。

あと、一番下、GPS 徘徊探知機につきましては、先日申し上げたとおりでございます。

次、58 ページをお願いいたします。

3 目老人福祉施設費、本年度予算額 430 万 8,000 円、比較 116 万 5,000 円。主な減の理由でございますが、11 節の需用費で施設修繕費が 48 万 9,000 円の減、15 節工事請負費で老人センターの改修工事費が 61 万 9,000 円減となったことにより、減額の予算となったものでございます。

続きまして、59 ページをお願いいたします。

4 目福祉医療費、本年度予算額 8,228 万 6,000 円、比較 1,376 万 7,000 円の減。これにつきましては、19 節の負担金、補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合負担金が減額になったための減でございます。

5 目障害対策費、本年度予算額 1 億 2,070 万 6,000 円、比較 1,112 万 7,000 円の増。これにつきましては、主な増の計画なんですけど、13 節の委託料、障害者計画策定業務委託料というのがございまして、これも今年度第 4 次障害者計画と第 5 期障害福祉計画を策定する年になっているため、この分を計上させていただきました。あと、それに伴いまして、委員の報酬等

を計上させていただいたものでございます。

あと、同じく20節扶助費で障害児施設措置費の給付費及び障害者自立支援給付費が、対象者がふえたための増となっております。

6目放射能対策費、本年度予算額587万9,000円、比較25万1,000円の減。これにつきましては、11節修繕費が今回かからなかったということで、その分減額をさせていただきました。

61ページの米印ですが、臨時福祉給付金給付事業費につきましては、28年度で事業は完了していることから、今年度は計上がなくなったものでございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額5,967万7,000円、比較160万2,000円。これの主な増なんですけど、7節賃金の臨時技能員、これは保育士の分になるんですけど、今まで住民福祉課としましては、保育士の賃金は、へるすびあのわんぱく広場の保育士3人分を計上しておりましたのと、あと広戸小の児童クラブの支援員の7人分を計上していたわけですが、新年度から天栄幼稚園と湯本幼稚園の預かり保育に係る保育士の賃金を3款のほうで計上するという事になったための増額というふうになっております。

63ページをお願いいたします。

2目児童措置費、本年度予算額8,768万2,000円、比較310万2,000円の減、中身でございますが、20節の扶助費、児童手当ですが、これは対象者の人数が、受給者の人数が減ったことによりまして減額というふうになっております。

〔天栄保育所長 兼子弘幸君登壇〕

○天栄保育所長（兼子弘幸君） 3目保育所施設費、本年度7,000万3,000円、比較654万2,000円の増でございます。主な理由としましては、2節、3節、4節の人件費で679万6,000円の増。7目賃金で55万の減となっております。また、需用費におきまして、給食用食器の更新並びに施設修繕でフェンスの補修等を予定しております。そのほかにつきましては、前年度の予算とほぼ同程度の計上となっております。

次のページをご覧ください。

4目放射能対策費、こちらは安全・安心な保育所給食を提供するため、年間を通じて食材の放射能を測定するものです。本年度40万4,000円、比較25万4,000円の増でございます。主な理由としましては、11節需用費の検査用材料費の増によるものと、12節役務費で測定機器の校正手数料が新たに発生したためです。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 67ページ、1番上の米印でございますが、児童福祉施設費につきましては、湯本保育所の予算でございましたが、28年度をもちまして廃所となったことによりまして、本年度の予算の計上はなくなったものでございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、本年度予算額492万3,000円、比較376万円の減。2節、

3節、4節の人件費の減に伴うものでございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額1,000円、比較23万9,000円。県の補助であります被災賃貸住宅助成金が終了したことに伴いまして、存目というふうになっております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額5,179万1,000円、比較564万4,000円の増。主な増の理由でございますが、7節賃金で、湯本地区のひとり暮らし高齢者の訪問を元看護師さんをお願いしてやっただけにしていることによりまして、それが去年は途中の補正で行ったんですが、今回は当初予算から計上させていただいたということになります。あと、19節負担金、補助及び交付金の中で、一番下になります公立岩瀬病院産婦人科開設初期費用等負担金440万3,000円が、今回新たに計上されたことによるための増というふうになっております。

2目予防費、本年度予算額2,602万2,000円、比較259万2,000円の減。主な減の理由でございますが、13節の委託料、予防接種事業委託料が190万、19節負担金、補助及び交付金で予防接種交付金が106万3,000円ほど減になったものによるものでございます。

3目環境衛生費、本年度予算額6,393万円、比較2,466万3,000円の減。主な減の理由でございますが、28節の簡易水道事業特別会計繰出金が2,100万ほど減額になったものによるものでございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。

4目健康増進事業費、本年度予算額1,400万8,000円、比較55万円の減。減の主な中身でございますが、19節負担金、補助及び交付金の中で、人間ドック費用助成交付金が100万ほど減額していると。この人間ドックにつきましては、社会保険の扶養になっている方を対象に28年度から新たに立ち上げた事業なんですけど、ちょっと28年度が少なかったもんですから、ちょっと減額の計上をさせていただきました。

5目保健センター施設費、本年度予算額1,587万9,000円、比較208万1,000円の減。減の主な理由ですが、11節の需用費で灯油代及び施設修繕費が約200万ほど減額となっているものでございます。

6目墓地公園施設費、本年度予算額76万7,000円、比較1万1,000円の減。ほぼ前年度と同額計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 7目放射能対策費、本年度4億1,305万1,000円、比較4億9,753万3,000円の減。除染事業につきましては、新年度、仮置場の管理を中心に行ってまいります。今回、減の主な要因でございますが、次のページになります13節委託料におきまして3億4,400万円ほどの減となります。これにつきましては、前年度、地区除染事業の委託

料で3億2,000万ほど見ておりました。これがなくなっております。新年度につきましては、進捗の管理の委託、また、仮置場の水質調査等の委託、あと除染土壌等仮置場設置工事設計委託とありますが、こちらにつきましては、全て仮置場から搬出された場合の原形復旧のための設計費を見ているものでございます。

また、15節工事請負費につきましては1億4,800万円ほどの減となっております。現在、新年度3億4,000万円ほどの工事請負費を見ておりますが、これにつきましては、仮置場内でのフレコンの移動とシートの設置、また、仮置場から搬出されて物がなくなった場合の原形復旧の費用、それらを見ております。そのほかについては、ほぼ前年と同様でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時36分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 77ページをお開きください。

2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度予算額1億6,033万8,000円、比較1億664万1,000円の増。この増につきましては、19節の須賀川地方保健環境組合負担金1億3,627万9,000円計上してありますが、これが1億600万ほど28年度より増えました。中身につきましては、新ごみ処理施設の整備費及び新最終処分場整備事業費というふうになっておりまして、これは歳入の11款地方交付税の震災復興特別交付税として全額措置されるものでございます。

2目し尿処理費、本年度予算額1,645万2,000円、比較62万円の減。減の中身につきましては、19節負担金、補助及び交付金のし尿処理料が減ったためでございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度予算額62万6,000円、比較1万円の減でございます。ほぼ前年度並みの予算の計上となっております。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度予算額2,022万1,000円、比較1,472万8,000円の減でございます。水道事業会計繰出金の減でございます。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度1万3,000円、比較ゼロ。前年同様の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度1,143万円、比較617万8,000

円の増でございます。1節の報酬でございますが、農業委員が7月に改選となるため、7月の1カ月分の報酬につきまして、新旧それぞれの委員に支給されることとなります。そうしたことから、基本給につきましては、会長、副会長2名の合計3名でございますが、13カ月分の計上でございます。委員につきましては11名とありますが、改選後は6名となるため、その6名分につきましては13カ月分、残りの5名につきましては7月までの4カ月分の計上となっております。あわせて、新設されます農地利用最適化推進委員報酬として9名分を計上しております。また、能率給につきましては、月額3,000円を9カ月分、18名分の計上としております。これらを合わせまして、前年度比237万円ほどの増額となっております。

3節の職員手当、それから次のページでございますが、7節の賃金のうち臨時事務補助員賃金につきましては、昨年度までは緊急雇用創出事業において1名分を計上しておりましたが、本年度は農地関係の交付金による雇用となるため、この費目での計上としております。その分が増額となっております。

次のページの19節負担金、補助及び交付金の一番最後の項目でございます。機構集積協力金等交付金50万円でございますが、これは農地中間管理機構に農地を貸し付けた方への支援金でございます。1名の計上をしているところでございます。

2目、本年度5,276万5,000円、比較185万円の減でございます。主に所属職員の人件費でございます。前年度比185万円の減額でございます。

3目農業振興費、本年度1億7,957万2,000円、比較2,765万2,000円の減でございます。減額の主な要因でございますが、昨年度、道の駅「羽鳥湖高原」のトイレ整備に係る委託料300万円、それから工事請負費が2,100万円、これらがなくなったことにより減となっております。また、負担金、補助及び交付金において、元気な産地づくり整備事業補助金としてキュウリのパイプハウス、それからライスセンターへの色彩選別機整備などへの補助、約1,700万円があったことにより、その分が減少しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

15節の羽鳥湖畔オートキャンプ場施設修繕工事請負費でございます。これは、シャワー用の給湯器、6台ございますが、28年度で2台を交換済みでございます。本年度は残りの4台、それからシャワー設備の交換、また、故障のため使用できない状態にあります身体障害者用のトイレ1基の交換、それと子供用の便器でございますが、これは今、和式便器でございます。それを洋式に交換するという内容の工事でございます。

次のページをお願いいたします。

下から3番目になります。産地生産力強化総合支援事業補助金でございます。昨年度10万円、本年度60万円と50万円を増額計上しております。これにつきましては、人・農地プランに位置づけられました振興作物のうち、国・県の補助基準に満たない少額の機械・資材の導

入経費について、原則2分の1以内、25万円を上限に補助するという新規事業の分でございます。2件分、50万円の計上としております。その2つ下、一番下の多面的機能支払交付金でございますが、19地区取り組んでございますが、そのうちの7地区において施設の長寿命化に取り組むということがございまして、昨年度より1,100万円ほどの増額となっております。

次のページの上から2番目です。土壌分析推進事業補助金でございます。これも新規事業でございますが、米の食味向上に向けまして、水田の土壌分析をする費用について1圃場当たり3分の2以内、上限3,000円を補助するもので、150圃場分を計上しているところでございます。その下の農業後継者研修補助金でございますが、後継者の意欲、それから知識の向上並びに情報共有・交換の機会として実施する研修への補助を新規として計上しているものでございます。

4目畜産業費、本年度46万9,000円、比較3万7,000円の減でございます。おおむね予算、前年度と同様の計上となっております。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 5目農業施設費、本年度予算額1億7,029万円、比較3,403万1,000円の減でございます。主な減額の理由でございますが、13節委託料でございます。農業基盤整備促進事業費におけます測量設計委託料の減額等でございます。また、15節工事請負費でございますが、これも同じく農業基盤整備事業費の工事費の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金でございます。農業用特定管水路特別対策負担金というようなことで、沖内地区ですが、これが事業が28年度で完了したということでの減額でございます。また、農業基盤整備事業の湧水暗渠工事につきましては、繰り越しのため計上がされておりませんので、その金額が落ちたものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年度並みの予算計上となっております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 6目水利施設管理費、本年度1,470万2,000円、比較333万6,000円の減でございます。竜生ダムの管理経費でございます。減額でございますが、次のページの19節負担金、補助及び交付金の防災ダム事業負担金につきまして、昨年度は400万円ございました。これが本年度40万円に減額となったためでございます。そのほかの経費につきましては、おおむね前年度同様の計上でございます。

〔税務課長 内山晴路君登壇〕

○税務課長（内山晴路君） 88ページをお開きください。

7目国土調査費、本年度2,285万4,000円、比較1,403万4,000円の減でございます。主な理由としましては、2節、3節、4節の人件費のほうで37万4,000円ほどの減となっております。

次のページの13節でございますが、昨年は3地区を計画し、また一部の作業工程を外部委託というようなことで計上しておりましたが、本年度は2地区として計画したため、昨年度に比較しまして1,440万ほどの減額となっております。また、新年度につきましては、湯本第24地区の継続と広戸第25地区、沖内地区の2地区として計画しております。そのほかの予算につきましては、ほぼ例年同様の計上しております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 8目水田農業構造改革対策費、本年度1,530万円、比較372万8,000円の増でございます。一番上の水田利活用推進助成金でございますが、これは飼料用米に対する助成でございます。本年度は、飼料用米による生産調整の達成に向けまして、昨年度より40ヘクタール多い120ヘクタール分、600万円を計上しているところでございます。

3番目の水田農業経営規模拡大支援助成金でございますが、これは5年間以上の賃借権を新規に設定し、水田農業の経営規模を拡大した農業者に面積に応じて助成金を交付するというものでございます。本年度が最終年度となります。17.1ヘクタール分の計上しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、本年度513万5,000円、比較219万3,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金の一番下の項目、青年就農給付金事業補助金でございますが、本年度、新たに2名の認定新規就農者が認定される見込みとなっております。合計3名に対し給付金を補助することとなります。1人当たり150万円で、その3名分450万円の計上でございます。

10目開発センター費、本年度79万1,000円、比較5万2,000円の減でございます。おおむね前年同様の計上となっております。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度1,944万9,000円、比較1,405万3,000円の増でございます。増につきましては、15節、次のページでございます。15節の工事請負費の交流促進センターの空調整備工事請負費が増となったものです。工事の内容でございますが、平成10年度に設置をいたしました冷房設備が、経年劣化によるコンプレッサーの故障のため、正常な運転が現在できない状態でございます。また、暖房設備につきましてもオイル漏れ等が頻発しており、経年劣化が激しい状態でございます。そのため、これらを撤去して、今度は各部屋ごとに個別のエアコンを設置しようとするものでございます。合計7台の設置を予

定しております。財源につきましては、辺地債1,460万円を予定をしているところでございます。

12目放射能対策費、本年度1億7,868万5,000円、比較1億9,465万1,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上のため池底質除去処理事業委託料でございますが、いわゆるため池の除染の費用でございます。本年度は3カ所分、1カ所当たり5,000万円で1億5,000万円の計上でございます。その下の19節負担金、補助及び交付金の一番上、東日本大震災農業生産対策交付金でございますが、農協の農産物加工場の雑排水処理設備の修繕に対する補助でございます。744万3,000円、これは全額国及び県の補助でございます。村でのかさ上げはございません。

減額の要因でございますが、昨年度は放射能に汚染されました原木ほだ木の処理事業がございまして、その分が減額となったものでございます。

米印の緊急雇用創出費、本年度ゼロ、比較140万8,000円の減でございます。本年度計上なしということでございます。

2項林業費、1目林業総務費、本年度5億4,007万8,000円、比較2億1,716万2,000円の増でございます。

次のページの13節委託料の上から3番目、年度別計画作成・総合管理業務委託料から森林整備業務委託料まで、これらにつきましては、森林の放射性物質の低減や間伐などの森林整備を行うふくしま森林再生事業の経費でございます。年度別計画作成・総合管理業務につきましては3地区分、同意取得につきましても3地区分、森林整備業務につきましては2地区分を計上しているところでございます。

19節負担金、補助及び交付金の一番下でございます。イノシシ捕獲管理事業補助金92万円でございますが、これは狩猟期間におけるイノシシ捕獲に対する補助でございます。40頭分の計上としております。

次のページをお願いいたします。

一番上の天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金、これらは狩猟期間以外のいわゆる有害鳥獣捕獲に対する補助でございます。1頭当たり2万円の合計100頭分の計上でございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 2目林業振興費、本年度予算額1,320万5,000円、比較428万3,000円の増でございます。主な増の理由でございますが、2節、3節、4節の人件費の増によるものと、13節でございます。委託料でございます。治山事業測量設計委託料としまして230万円ほど計上いたしました。これにつきましては、住宅の裏山の崩落のおそれがある

るといようなことでの調査委託でございまして、受益者が1割負担でございまして。そのほか、除草業務委託料として110万円ほど計上しております。そのほかにつきましては例年どおりの計上となっております。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 3目放射能対策費、本年度10万円、比較ゼロ。原木の購入に対する補助でございまして、前年度と同額計上でございます。

3項水産業費、1目水産業総務費、本年度51万4,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。昨年同様の計上でございます。

2目商工業振興費、本年度729万円、比較47万1,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金のうち利子補給事業につきまして、前年度から約40万円の減となったものでございます。そのほかにつきましては、昨年度と同様の計上でございます。

3目観光費、本年度1,417万9,000円、比較99万7,000円の減でございます。8節報償費につきまして、本年度講師謝礼30万円が計上しておりませんので、そこで減額となっております。

それから、次のページの14節使用料及び賃借料でございまして、このうちの自動車借上料で約40万円ほどの減となっております。

それから、次のページの19節負担金、補助及び交付金でございまして、昨年度まで計上のごさいましたふくしまDC関連の負担金、本年度計上がございませぬので、約32万円ほどの減となっているものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

4目地域開発費、本年度952万5,000円、比較61万4,000円の減でございまして。地域おこし協力隊、それから古民家の関係の経費でございまして。11節需用費におきまして、消耗器材、それから施設の修繕費がそれぞれ14万円の減となっております。

次のページでございまして。

14節使用料及び賃借料のうち建物賃借料につきまして、1件湯本の教員住宅をお借りしているということで、昨年度から36万円の減額計上としているところでございます。

5目緊急雇用創出費、本年度1,171万8,000円、比較54万8,000円の減でございまして。本年度につきましても、緊急雇用によりまして合計4名の臨時職員の雇用を予定しております。

6目放射能対策費、本年度760万円、比較70万円の減でございまして。一番上の風評被害対策商品券発行事業補助金につきまして30万円の減。それから、3番目の天栄村サポーター一

業補助金につきまして20万円の減となっているところでございます。その上の風評被害対策商工業振興事業補助金でございますが、天栄元気祭に対する補助100万円、それから、昨年度から実施をいたしました天栄村清酒で乾杯などへの補助60万円を計上しているところでございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1,023万8,000円、比較3万2,000円の増でございます。ほぼ前年度並みの計上となっております。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億6,855万3,000円、比較6,663万8,000円の増でございます。主な増の理由でございます。13節でございます。生活関連道路整備工事設計委託料としまして、村道の2路線について設計委託をするものでございます。350万円ほど計上してございます。その下、側溝堆積物除去調査設計委託料でございまして、これに1,000万円の計上をしております。

次のページをお願いいたします。

15節でございます。工事請負費でございます。先ほど言いました生活関連道路整備工事費でございます。2地区ほど側溝等の改修をするものでございます。その下でございます。側溝堆積物除去請負工事でございます。今回は湯本地区の側溝の堆積物を除去するというようなことでの予算計上となっております。そのほかにつきましては、前年度並みの予算の計上となっております。

2目道路新設改良費、本年度予算額2億1,715万4,000円、比較903万9,000円の減でございます。主な減の理由でございますが、13節委託料でございます。不動産鑑定評価業務委託料としまして、村道の土地買収単価の見直しを図るというようなことで230万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費でございます。主な理由でございますが、道路附属物改修工事請負費でございます。これにつきましては、照明器具の劣化によりまして改修をするというようなことでございます。また、児渡・滝田線道路改良工事でございますが、これを今年度工事を実施するというようなことで4,400万円ほど計上してございます。

あと、18節備品購入費でございます。現在、建設課で使用をしております災害車が老朽化により故障等が連続しておりますので、道路緊急車両を買いかえるというような予算の計上でございます。

1目河川費、本年度予算額349万2,000円、比較22万円の増でございます。これにつきまし

ては、15節工事請負費、除草工事委託費の増によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

4項住宅費、1目住宅管理費、比較426万8,000円の減でございます。これにつきましては、19節負担金でございます。木造住宅耐震改修補助事業費でございます。200万円の計上でございます。また、28年度に実施いたしました賃貸住宅建設補助金も2,000万円の計上をしております。

以上でございます。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 108ページでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億1,918万4,000円、比較1,217万6,000円。こちらにつきましては、須賀川地方広域消防組合分担金でございますが、平成28年度確定分担金と同額を計上いたしました。

2目非常備消防費、本年度2,793万2,000円、比較208万7,000円の減。この中で、新年度消防活動支援隊発足のため、需用費の中で長靴、12節役務費の中で保険料、18節備品購入費の中でジャンパーとアポロキャップ、およそ170万円ほど予算化しております。これが増となる分でございます。また、昨年度、ポンプ操法がございまして、今年はありません。その部分で報償費で50万円ほどの減額。また、昨年、県中地方総合防災訓練を実施いたしました。それがなくなった部分で213万ほど需用費、使用料及び賃借料で減となっております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年と同様でございます。

3目消防施設費、本年度3,849万4,000円、比較2,051万4,000円の増。こちらにつきましては、まず消防防災施設工事ということで、13節委託料と工事請負費のほうで580万ほど予算化しております。これは、昨年度に引き続きまして火の見やぐらの撤去工事、新年度は湯本地区を実施いたします。また、委託料と工事請負費でございますが、南沢防災池取水工改修工事ということで委託料、工事請負費を計上しております。また、18節備品購入費の中で、消防ポンプ自動車、小型ポンプつき積載車1台の予算化をしております。そのほかにつきましては、前年と同様でございます。

4目水防費、本年度2,000円、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度823万1,000円、比較270万8,000円の増。これは13節委託料の中で防災行政無線再免許申請業務委託料、これが今回新たに出ております。また、19節の中で県総合情報ネットワーク負担金でございますが、新年度、機器更新があるということで、ここで177万円ほど増となっております。そのほかにつきましては、前年とほぼ同様でございます。

[学校教育課長 櫻井幸治君登壇]

○学校教育課長（櫻井幸治君） 111ページをご覧ください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度127万4,000円、比較2万8,000円の減でございます。教育委員会の諸活動に要する経費でございます。減額の主な要因といたしまして、昨日の議案第1号においてもご説明申し上げましたが、4月より新教育委員会制度がスタートすることにより、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くため、1節報酬につきまして、前年度まで計上していた教育委員長分が教育委員分へと変更になったものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同額の計上でございます。

2目事務局費、本年度9,797万4,000円、比較87万4,000円の減でございます。学校教育課関係職員の人件費や学校教育課が所掌する事務事業に係る経費でございます。

内容でございますが、114ページをご覧ください。

11節需用費の施設修繕費におきまして、教員住宅の大規模な修繕が終了したため、260万円ほど減額となっております。13節委託料におきましては、外国語指導助手派遣業務委託料758万円を計上し、ALT2名を派遣の形で招致し、小・中学校や幼稚園の英語指導に携わり、子供たちが英語に触れ、興味を持たせることで英語能力やコミュニケーション能力を養い、将来、英語が好きな子供たちを育成することで、ほかの子供たちとの格差が生じない、天栄ならではの特色ある教育を提供するものでございます。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

116ページをご覧ください。

3目放射能対策費、本年度50万9,000円、比較38万9,000円の増でございます。学校給食の安全・安心確保のため、給食用食材のモニタリング検査に係る経費でございます。モニタリング検査につきましては、消費者庁により対応している放射能簡易分析装置により実施しておりますが、この装置に係る校正費用費が村負担となったため、12節役務費において手数料38万9,000円を計上したことが増額の要因となっております。

その下の米印、緊急雇用創出費でございますが、小・中学校における特別支援教育支援員を4名雇用しておりましたが、平成28年度をもって緊急雇用創出対象事業ではなくなりましたので、廃目となっております。

なお、支援を要する児童・生徒がおりますので、引き続き村単独経費として、本年度は各小・中学校の学校管理費のほうへ人件費をそれぞれ計上しております。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度5,662万1,000円、比較627万3,000円の増でございます。小学校の管理運営に係る経費でございます。先ほど緊急雇用創出費でご説明いたしましたが、3節職員手当等、7節賃金において特別支援教育支援員の人件費447万3,000円を計上しております。また、11節需用費において、次のページになりますが、施設修繕費として、広戸、牧本小学校のランチルームの壁や床が衛生上修繕が必要になったことから、前年度よ

り修繕費133万9,000円の増額となっております。

118ページをご覧ください。

前年度の広戸小学校校舎老朽化危険箇所修繕工事に引き続き、本年度は大里小学校を予定しており、13節委託料において調査設計業務及び工事監理業務委託料を140万4,000円、15節工事請負費として802万7,000円を計上しております。また、同じく15節の工事請負費においては、小学校における太陽光発電高圧計器の交換に伴う経費として64万8,000円、次のページになりますが、19節負担金、補助及び交付金において、東北電力が行う工事の負担金として75万円を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

2目教育振興費、本年度1,628万6,000円、比較350万4,000円の増でございます。小学校の教育効果を高めるための経費でございます。前年度、湯本小学校で実証授業をして、子供たちの学習意欲など、実践効果を得ているオンライン個別英会話レッスンを本年度、小学3年生から6年生を対象におおむね20回程度、全校で実施する予算として、12節役務費においてネット回線専用料36万3,000円。

次のページをご覧ください。

13節委託料において英会話レッスン委託料448万円を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,837万8,000円、比較176万6,000円の増でございます。中学校の管理運営に係る経費でございます。小学校管理費と同様に、3節職員手当等、7節賃金において特別支援教育支援員の人件費154万4,000円を計上しております。

122ページをご覧ください。

こちら小学校管理費と同様に、中学校における太陽光発電高圧計器の交換に伴う経費として、15節工事請負費として43万2,000円、19節負担金、補助及び交付金において、次のページになりますが、東北電力が行う工事の負担金として50万円を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

2目教育振興費、本年度1,322万1,000円、比較546万6,000円の減でございます。中学校の教育効果を高めるための経費でございます。

減額の主な内容でございますが、次のページをご覧ください。

18節備品購入費におきまして、前年度は中学校の教科用図書が4年に1度の改訂でしたので、指導用図書の購入費614万7,000円が予算化されており、この分が減額の要因となっております。また、中学校においても、小学校振興費と同様にオンライン個別英会話レッスンを中学校全生徒を対象におおむね10回程度実施する予算として、12節役務費においてネット回線専用料18万2,000円、13節委託料において英会話レッスン委託料110万2,000円を計上して

おります。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度8,500万9,000円、比較2,423万4,000円の増でございます。幼稚園の管理運営に係る経費でございます。4月より湯本幼稚園が開園いたしますので、その人件費や運営経費、127ページの15節工事請負費におきましては、現在、湯本保育所にある遊具を移設するための園庭整備及び遊具移設工事請負費を含め1,071万1,000円を計上しております。また、天栄幼稚園においては、前のページになりますが、13節委託料において、園児の登園・降園における安全・安心の確保から、独自の通園バス運行に向けた委託料として1,635万円を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 127ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額3,768万円、比較20万2,000円の減でございます。こちらは8節の報償費につきまして、放課後子ども教室のコーディネーターの勤務時間の見直しによる減が主な要因でございます。その他につきましては、ほぼ例年どおりでございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。

2目生涯学習費、本年度予算額516万3,000円、比較73万3,000円の増でございます。こちらは、つなぐ英語教育推進事業といたしまして、村内の中学校と早稲田大学国際教養学部によります英語を媒体とした交流事業を予定しております。その事業に要する経費といたしまして、8節報償費、9節旅費、11節需用費に予算を計上しております、それが増額の主な要因でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 130ページをご覧ください。

3目湯本公民館費、本年度227万7,000円、比較42万6,000円の増。主な理由としましては、8節の報償費、各種教室謝礼なんです、こちらヨガ講座、スキルアップ講座ということで新しい講座を開設しますので、その分の増となっております。また、11節需用費の車両修繕費で、今回車検がありますので、そちらのほうの増となっております。そのほかにつきましては、ほぼ例年どおりの予算計上でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 132ページをお願いいたします。

4目文化財保護費、本年度予算額39万9,000円、比較4万4,000円の減でございます。こちらは、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

続きまして、5目伝統文化施設費、本年度予算額686万6,000円、比較95万2,000円の増で

ございます。こちらは、133ページでございますが、15節の工事請負費につきまして、ふるさと文化伝承館に水道水を供給するポンプ場の設備を改修する工事に要する経費を今回200万ほど計上したことが増額の主な要因でございます。その他に関しましては、昨年度とほぼ同様でございます。

続きまして、134ページをお開き願います。

6目生涯学習センター費、本年度予算額878万3,000円、比較167万9,000円の減でございます。こちらは、前年度に生涯学習センターの脇の自転車置き場と掲示板の設置工事を実施いたしましたが、本年度はその工事等が予定していないことが減額の主な要因でございます。

続きまして、135ページをお開き願います。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額1,188万円、比較52万8,000円の増でございます。こちらは、136ページになりますが、18節備品購入費につきまして、羽鳥湖畔マラソン大会時に使用する周知看板等の破損が多くなったため、本年度更新を予定しております。その購入費56万9,000円が増額の主な要因でございます。その他に関しましては、ほぼ前年並みでございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 137ページをご覧ください。

2目湯本保健体育費、本年度132万1,000円、比較261万8,000円の減。主な理由としましては、昨年、湯本テニスコート解体工事費で285万円を計上していたこととなっております。

次のページをご覧ください。

本年度、新たに湯本体育館駐車場の外路灯設置工事が入ってきました。そのほかの費用につきましては、ほぼ昨年並みの計上となっております。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3目学校給食センター費、本年度4,479万2,000円、比較76万4,000円の増でございます。学校給食センター管理運営に係る経費でございます。ほぼ前年度並みの予算計上ではございますが、新規として、施設が築35年を迎えることになり老朽化が進んでいると同時に、耐震構造や学校給食衛生基準の床が乾いた状態で使用するドライシステムではないため、また、調理員の問題等も含め、給食センターの建てかえが必要であることから、140ページになりますが、13節委託料において、給食センター基本設計業務委託料300万円を計上しております。そのほかの予算につきましては、ほぼ前年度並みの計上となっております。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 続きまして、141ページをお願いいたします。

4目天栄体育施設費、本年度予算額827万6,000円、比較108万9,000円の減でございます。

こちらは、前年度に天栄村総合農村運動広場の駐車場の区画工事と屋内運動場、こちらは老人センターの脇の、主にゲートボールで使用している施設でございますが、そちらのほうの修繕を行いました。本年度はそういった工事等を予定していないことが減額の主な要因でございます。その他に関しましては、昨年度とほぼ同様の金額でございます。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 142ページでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度予算額40万円、比較ゼロ。前年度並みの計上となっております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年と同様に存目の計上でございます。

〔生涯学習課長 小山富美夫君登壇〕

○生涯学習課長（小山富美夫君） 2目社会教育施設災害復旧費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ円。こちらも昨年度と同様、存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億4,911万9,000円、比較365万3,000円の減。

2目利子、本年度3,573万6,000円、比較582万7,000円の減でございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費1,000円。存目計上でございます。

2目建物取得費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度656万円、比較5万円の減。

以上をもちまして、平成29年度一般会計の予算の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。2時50分まで休みます。

（午後 2時29分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 126ページ、通園バス委託料とありますが、運行開始の期限は決まっているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 運行開始なんですけれども、予算が認めていただき準備ができ次第運行して参りたい、そういうふうに考えております。できるだけ早く。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） それではバスを利用される園児、それはやっぱり年中、年長さんということなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 現在のところ、そのような形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） バスを利用される方、その個人の負担金というかその持ち出し分というのは、個人から徴収するという感じなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 湯本のほうにもスクールバス走らせておりまして、そちらのほうも負担金というような形で徴収しておりますので、現在、福島交通で通っている金額よりは低い金額で今考えております。ただ、今、アンケート等では40名というふうな人数にはなっております。あと、どこでどういうふうに乗るかというふうなことについては、再度最終的な人数等々、あと最終路線、そういうふうなものが決定次第、先ほどお話ししましたように福島交通で負担しているお金よりは低い金額で対応していきたい、そういうふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 幼稚園の職員の方から、仕事量が増えるとかという、そういう反発多分あったと思うんですけれども、その辺はクリアできたんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） いろいろ幼稚園のほうと、そのやりくりを、臨時の方も含めてやりくりを考えて、さほどそんな形の多忙化、そこら辺については解消できるのかなと、そういうふうに思っています。ただし、勤務時間のやりくりについては若干臨時の方にも協力していただいて対応していきたい。あと、幼稚園の教諭の先生方についても、その旨大きな負担

にならないような形で、今、園のほうとも対応を考えているところですので、そんなに心配することではないかなと。今現在はそんな形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、76ページ、13節委託料、除染事業進捗管理委託料、除染土壌等仮置場管理委託料とありますが、この管理委託は、その工事の請負業者がやるんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

委託料の中で、除染事業進捗管理委託料、こちらにつきましてはコンサルタントのほうに現在委託しておりまして、その中で毎週仮置場のほうの管理等を実施しております。

あと、もう一つ、その下、除染土壌等仮置場管理委託料、こちらについては水質調査等を実施しておりますので、これはそのコンサルタントとは別なところ、水質調査専門のところに委託をして実施しております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、56ページ、18節、GPS徘徊探知機とありますが、これはその該当者になる方の家族だけが見られるというか確認できるものなんでしょうか。警察、消防、また役場とかと連動というか連携して確認できるという形なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

今、考えていますのは、対象者の方が発信機をつけて、セコムなんですけど、セコムさんのほうと契約しまして、セコムさんのほうに連絡をして、「今、じいちゃんがないんだけど、どこにいるか」とかということで、セコムさんの本部のほうで探してくれるというふうな形の予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） そうすると、その対象者の方が見受けられなくなった場合に、家族がセコムに連絡してということなんでしょうか。家族は随時見られないということ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

GPSにつきましては、パソコンを使える方でしたら見るのは可能みたいです。ただ、

やっぱりこれも制限がありまして、2回までは無料で見られるんですが、3回目以降は有料というふうになってきますし、仮にパソコンを使えない人だと自分でセコムさんに電話して、「いないんだけど、どこにいるか」ということを随時調べてもらうというふうな形になってくるかと思います。もし、対象者がいなくなったといったときは、役場のほうに連絡をいただければ、役場のほうでもそちらに連絡とって探すというのも可能でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、92ページ、ため池底質除去処理事業委託料とありますが、村内にため池というのは、そもそも何カ所あって、昨年も多分実施したとは思いますが、実施した場所と今年の新年度の実施予定の場所をちょっと教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

対象となる8,000ベクレルを超えるため池は、村内で12カ所ございました。そのうちの3カ所につきまして28年度実施をしております。地区につきましては、南沢地区で2カ所、大里東部で1カ所ということでございます。また、29年度につきましては、大里東部の3カ所を実施するという予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） これはもう毎年3カ所ずつで4年計画でやるということでしょうか。県内全般を見ますと進捗状況が悪いとかとされている中で、村では計画どおりに進むと思いますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

早期の完了に向けまして補助金の確保に努めながら最低でも年度に3カ所ということで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 3番、大須賀溪仁君。

○3番（大須賀溪仁君） 以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 110ページの18節備品購入費の消防ポンプ自動車878万6,000円と計上してありますけれども、これはどこの分団のどこの班ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

現在考えておりますのは、前、補助事業あった中で4台、5台と一緒に購入してきた経過がございます。現在は、その補助というものが無いものでございますから、一緒に購入した中で、その程度等を見ながら1台、今回更新を考えていきたいと思っております。今の段階では、どこの分団、班というところまで、まだ決めておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうしたら、毎年これ予算計上するということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

計画的な更新が必要だと考えております。ですから、一度に何台というふうにはなかなかいかないものですから、毎年1台ずつなら1台ずつということで考えていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 可搬のポンプはわかったんですけども、自動車ポンプ2台あるでしょう。これはまだ計画には入っていないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

最近、2台につきましては更新を行って、ほかの2台につきましては古くなっているものがございます。これにつきましては、今の段階ではポンプ車につきましては、前回、防衛施設庁の補助で入れている経過もございますので、そちらのほうと協議を進めながら、できるだけ比較的早い段階で更新できるよう協議のほうをしていきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 更新時期がかなり過ぎていていると思うんですけども、2台は補助金の問題ありますから、なるべく早目に更新してもらえばありがたいかなと思っております。

これは質問終わります。

続きまして、44ページ、19節、新農業人育成・確保支援事業補助金1,650万と計上しておりますけれども、これどんな事業をやるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

[企画政策課長 北嶋さつき君登壇]

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

ただいまの補助金の内訳についてでございますが、まずは、農業関係でいいますと、新規就農者支援センターというものを立ち上げまして、そちらに350万円、受け入れ者支援ということで、受け入れていただく農家の方々の支援等を含めまして120万円、それから、参入者支援ということで、農業に意欲のある方々をお迎えして、その方々を補助するということの事業費で600万円、そのほかに田舎暮らしの体験ツアーということで、農業体験を絡めた事業で250万円、そのほか最後になります、空き家の修繕、片づけということで農業に関連した方々をお迎えする際の修繕費も含めた形で、こちらの事業費を計上しているものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ新規の参入者600万と計上しているんですけども、これ予定はあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

現在、28年度につきましては見込みどおりにはいかなかったんですが、産業課のほうからも情報をいただきまして、2件確保できそうだということと、あと1件あるということで、3件を想定はしているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ3件予定あると聞いたんですけども、それはどういうふうにしてその補助金を出すんですか。例えば、全然農家やったことなく初めてやる人に補助するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

こちらの新規就農者支援センターにおきましては、やはり本気で農業を始めたいという方を迎えるためにつくったものでございますので、最初の年からすぐは生活ができるほどの農業というふうにはなかなかいかないと思うんですが、いろんな状況の方がいらっしゃいますので、ある程度経験をされている方もいらっしゃるかもしれませんし、全くの初めての方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方を受け入れるという部分の支援で研修をさせたりというところの金額と、あとはその参入者支援というところで、そういった方々がいろんな機械設備等も含めまして、住まいの部分、中古の住宅を改修したりというところも含めまして、そちらを総合的に入れ込んだ金額で、参入者支援に関しては600万円を計上しているものでございます。

どういった内容かというのは、その方によっていろいろなものですから、作物もいろいろ違っていたり、設備もいろんなものがありますので、今のところ、この方にこの金額でというふうに決めているわけではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 住宅借りる人もいると今言いましたよね。それから、農業機械とか補助したり何だりして何パーセント補助するつもりなんですか。例えば、トラクターを買うとか、何ていうんですか、余り畑大きくなくても、その小さい耕すやつを買うとか何かというのを限りなく、その金額が例えば300万なら300万のうち何パーセント補助するつもりなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

ただいまの件ですが、具体的にまだ要綱を決めているものではございませんが、約半分、国の補助金、県の補助金も充てているものですから、そこら辺も踏まえまして半分程度は負担をいただくかなというふうには考えているところではございます。これから、そういった要綱等を定めていくということとしておりまして、その具体的な何パーセントというのは決定しているわけではございませんので、ご了解願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） でも、これ初めてやる人が、何パーセントだかわからないのに、計算も何も設備投資しようがないんじゃないんですか。今から決めておかないと、例えば、国から、県から何パーセント来て、村で何パーセント補助して、これだけになりますよと言って、それで新規事業を始めるわけでしょう、農業として。だから、それを決めてやらないと、設備投資やって、お金幾らかかるんだかわかんないうち始まるわけにいかないでしょう、これ。本当に早急に決めてもらってやらないと、やる人が不安だと思うんですよ。3件あると言いますけれども、金に余裕ある人だか何だかわからないですけれども、設備投資の部分で幾らかかって、やっぱりみんな人生設計をするわけですよ。だから、どれぐらいで売り上げ上がって、何年後には、今は最初はお金はもらえないかもしれないけれども、最終的にはこれで何年後には収入を得たいという、その生活設計ができないでしょう。だから、それを早目に、その何パーセント補助するんだかを決めてもらってやらないと、不安でしょうがないと思うんですよ。その点よろしくお願いします。

次に、116ページ、12節の役務費、手数料、放射性物質測定機器校正手数料でございますけれども、これさっき自治体のほうで負担するというふうになったと言っていましたよね。自治体が何で負担しなくちゃいけないんですか。これ東電のあれなんじゃないんですか。こ

れ何も原発がなければこういうことなかったと思うんですけども、これ何年続けるんですか、そして。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

機械については消費者庁より貸与しているものでございますが、今までは自家消費とかそういうもので、何と申しますか、そっちのほうの機械も消費者庁で借りているものがございます。

28年度は補正で対応したんですけども、28年度より自家消費分の検査に係る校正費用は対象となるが、学校給食とかそういった広く、何というんですか、広域なもの以外のものについては対象ではなくなったということから、村の負担となったものでございます。

なお、先ほど議員のほうから申し上げたとおり、東電の事故がなければこういう費用は発生しなかったものなので、こちらのほうの請求ですか、東電のほうの請求は村側からまとめて請求するような形になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これまとめて請求するって、前のやつもらっているんですか。前は全然自治体負担はなかったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

前、私、学校教育課のほうにもおりましたので、その当時のことをご説明をさせていただきます。消費者庁からの貸与ということで、去年、一昨年ぐらいまでは県のほうで費用を持っておりました。その後、それがなくなったということで市町村のほうに来たところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 前のやつ払っていたのかと、もらっていたのかと、請求したやつをもらったのかと聞いているわけだ。

○参事兼総務課長（清浄精司君） 失礼いたしました。この校正費用につきましては、村で出したのが、28年度が今回初めてになるかと思えます。それ以前のものについては県のほうで費用負担していただきましたので、請求するとすればこれからということになりますので、まだ入っているという状況ではございません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ県で打ち切ったということは、やることないんじゃないのと思えますけれども、どう思われますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） この放射線の問題につきましては食だけじゃなくて、放射能のレベル測定ございますね、その辺についても、各県もそうですし市町村の中で、例えば、今現在、天栄においてはモニタリングがございます。それで一応代替しているわけなんですけれども。今までは毎回、毎回、敷地を測っていたんですけれども、そうすると今6年が経ち、最終的にはその最終判断が各市町村とかそういうふうな部分に任されてきているものも事実ございます。その辺については放射線の問題でございますので、打ち切るのもなかなか、いろんな外部のいろいろなお考えもあるものですから、その辺のところ、放射線のレベルもそうなんですけれども、そんな形で我々天栄村においては各学校のほうに、全部というわけに、毎日というわけにはいかないんですけども、1カ月に1回はというふうな段々段階的に減らしている部分はございます。

その辺で、食関係についても後で調べてはみますけれども、その辺で最終判断が、6年、7年とこういうふうな形になってくると、国のほうではここで一応ストップする、県のほうではここでストップするというような形で、最終的にはその辺、県、市町村の判断になるのかどうかは後で確認はしてみますけれども、この問題につきましては、今、議員おっしゃるように最終的には東電のこういう事故がなければこういう問題も発生しなかったわけですから、その辺については後で原子力担当のほうとも十分精査をしまして、この辺のところどういう形になっているのか、あるいは請求すればきちっともらえるのか、その辺をきちっともう一度精査して、確認して参りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは、金額は大した、38万9,000円だから騒ぐような問題でもないんですけれども、県で自治体に負担してくださいという時点で、なぜなんですかとはい聞かなかったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

校正費用が村の負担となったときになんですけれども、確認等は、申し訳ございません、私のほうは確認しておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 課長、こういうときはちゃんと聞かないとだめだと思うんですよ。本当にこれ自分のところでもやらなくてもいいんだか何だか、自治体に任せると言われても、これ38万9,000円なんだけれども、それ請求して東電からもらえるという可能性はないでし

よう。そういうのを、理由を、なぜ自治体に任せるんですかということ聞いてもらわないと、金額の問題ではないと思うんですよ。その辺よろしくお願いします。

では、次の質問いきます。

114ページ、13節の外国語指導助手派遣業務委託料758万と計上していますけれども、これどういうことするんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長 増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 業務内容なんでございますけれども、あくまでもALTというふうなことです。英語助手というふうなことで直接授業はできません、免許の関係上。それで、各学校のほうに行きまして先生とともに子供たちに英語の授業、あるいは英語活動等含めて学校の計画に沿ったカリキュラムの中で先生と共同して英語の授業に当たる、そういうふうな形です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ何人派遣する予定なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 32年から新しい指導要領が実施される予定でございます。そして、30年からそれが前倒しというふうなことで、各小学校のほうに英語が教科化されるというのは報道でも出たとおりでございます。そういうふうなことで、今までは1名、中学校が英語教科があったということで、小学校はなかったということで、1名で対応していたんですけども、来年度からは2名体制で各小・中、あと幼稚園に、2名体制で英語の充実に努めていきたい、そういうふうな形で考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。一生懸命頑張ってください。

以上で質問終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） まず、10ページなんですけど、債務負担行為の中で平成30年度から32年度までに80万の債務負担行為を行うことになっておりますが、これは28年度貸し付け分を30年度からこの利子補給をするということだと思っておりますが、そのようなことか。また、この80万というのは、3年間の総額を80万ということなのか。そして、この教育資金というのは、どういった、教育資金って間口広いと思いますが、授業費から入学金からいろいろあると思うんですが、どういった人を対象に、どのような内容で貸し付けをするのか、この辺を説明

願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

天栄村教育資金利子補給事業についての質問でございますが、対象となる方でございますが、奨学生、借りる学生及び保護者が本村に引き続き1年以上居住している住民であり、村税等を滞納していない、あとは教育に関するほかの奨学補助金等を村から受けていないこと、あと奨学生が属する世帯の前年度の合計所得金額が350万円未満の世帯であることなどの要件がございます。

融資の金額につきましては、大学に在学の場合、1人につき200万円以内、短大の在学の場合だと150万円以内、高等学校、専門学校、高専ですね、それに準じる教育機関に在学する場合は1人につき100万円以内ということで、教育資金が融資を受けた金額がその金額を超えるときは限度額までということが対象となっております。

奨学金の内容につきましては、そのような内容でございます。

○6番（揚妻一男君） 聞いていることと違う。まず、この80万は3年間で、村で出す3年間の金額、補給金かどうなのか。それと、今内容を聞いて、大学、高校、それぞれにあるんだろうというふうに思いますけれども、この教育資金の内容がちょっとわからない。どういったものなのか。

○学校教育課長（櫻井幸治君） すみません、教育資金の内容ですね。

では、教育資金の内容につきましては、この事業は学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、短大、大学とありますけれども、その学校に新たに入学する奨学生の教育資金として融資を金融機関から借り入れた場合に、村民に対して支払った利子の一部を村が補給するものでございまして、借り入れの年額の2%を限度とするものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 3時30分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時35分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お時間をとらせていただき申し訳ございませんでした。

申し訳ございませんが、もう少々時間のほうをいただきたく、後ほど回答したいと思いま

すので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 了解しました。後から答弁願いたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

40ページのこども未来応援事業150万なんですけど、これ小・中学校の子供のことはわかったんですが、どのような事業内容、どのような事業をやるのか、まず教えていただきたいと思っています。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

この天栄村こども未来応援事業につきましてですが、小学生、中学生、高校生から、本人、お子さんたちが今将来に向かって考えている夢などをかなえるために、そのためのチャレンジ、今何かやってみたいことということをお子さん方から募集いたしまして、それを実現に向けて村で補助するというような内容なんですけど、なかなかほかの市町村でもやっているところはないのでございますが、例えば、バレリーナになりたいとか、何かそういった夢があるとすると、1件につき約50万の補助を考えてはいるんですけど、上限で50万を考えてはいるんですけど、そういったことの応援ということで、それが旅費になるのか補助金になるのか委託料になるかは、ちょっと定かでは、その方の内容によっては変わってはくるんですけど、そういったものを村として、また、そういったお子さんを募集することによって、もちろん保護者の同意は必要にはなってきますが、そういった方々を募集した中で、夏休みとか、冬休みぐらいまでの間に実行していただけるように、村のほうで事前に選考を、選考委員会といいますかつくりまして、そういった選考を絞り込んで3件くらいを応援していきたいなということ考えているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大変すばらしい取り組みなんですけど、これはそれぞれ小・中・高校生からそういった、こういうものをやりたいということ公募なりそういうことをして、村で選択するんでしょうけど、1人50万まで出すということは3人分ということですね。かなり相当の人数おると思うんですけど、それだけのことをやるのに150万で間に合うんですか。50万も出して、どうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

やはり金額的に150万で足りるのかということだと思っんですが、1人ということでもなく、グループでも結構でというふうには考えております。ただ、内容を見て審査した中で3件に絞り込めるかどうかというのも、まだ未確定なところもありまして、やっていく中で、もしうまく回っていけば、対応、さらにこうもう少し考えていかななくてはいけないというふうには考えてはいるんですが、現在のところは、この3件分で50万でというふうには考えているところがございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 相当あるといいと思うんですが、やはりこども基金等もあるわけですから、やはりいいそういう取り組みについては、今後、補正とるなりひとつ大いに頑張りたいと思います。

それから、44ページのふるさと納税の返礼品の金額でございますが、先ほど、報償品等ということで613万1,000円。また、この目、ふるさと納税の費用として1,328万5,000円見えていますね。ただ、ここからがんばれ天栄応援積立基金のほうに455万5,000円とるということは、実際の費用が870万くらいになると思うんですよね。これだけの費用で間に合うのかどうか。平成30年度は、ふるさと納税の寄附金をどのくらいで見ているんだか。その辺からまず教えていただくとともに、今年の実績から見ると費用が余りにも少ないんじゃないかなというふうに見ておりますが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

29年度におきましては、寄附金額を当初1,300万ほどで見込んでおります。その金額の65%ほどを経費として見て計算しているという内容につくっておるんですが、現在、やはり議員のおっしゃるとおり、経費はこれで見込みとして大丈夫なのかというところがございますが、新年度に向けまして経費をできるだけ削減するような方法ということで、いろいろ今考えているところがございます。取り扱っている品目の見直しですとか、ポイントとかを見直すのはなかなか大改革になってしまいますので、もう少し経費を削減できるような方法を今考えております。

総務省のほうからもいろんな、返礼品についてちょっと加熱し過ぎているんじゃないかと、さまざまなこれからのご指摘もあるかと思っておりますので、それらも踏まえながら再度経費については削れるところはもう少し削って、返礼品のところになりますが、内容を精査していきたいというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 別に私、削れとは言っていないんですよ。ただ、これで間に合うのか

ということを知っているんですよ。ほかから出るんですか、あと。この科目で全部賄うということですか、これ。返礼品とまたいろんな、ここにあるけれども、電算委託料とかもいろいろありますけれども。これで全部であれでしょう。積立金というのは、これは費用じゃないんでしょう。そうすると実質の費用は870万くらいでしょう。それで間に合うのかと聞いているんです。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

当初の見込みで寄附金額を算定しておりましたのは、28年度においての当初の金額がなかなか、前半分はサイトが確定していなかったものですから、金額を1,300万で、過少ではありますが、当初はこの金額で見積もらせていただきました。この後の動向によりまして順次、また補正を組ませていただくような形は考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 去年のを見ながら組んだということですね。でも、実績は、もっと相当な実績挙がっているわけですから、今年も、今年並みのふるさと納税をしていただくように頑張ってもらわなきゃならないと思っているから、もう少し上がるのかなと思っていたんですが、弱目に見ておくと。わかりました。

それでは、60ページでございますが、民生費、障害者自立支援給付金8,990万3,000円計上されておりますが、この事業内容、何か説明詳しくなかったようですので、詳しく事業内容について説明を願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

障害者自立支援給付費でよろしいんですよね。

〔「はい」の声あり〕

○住民福祉課長（森 廣志君） これにつきましては、居宅介護の生活のほうの介護、あと施設入所、あと就労支援等のやっている方で、障害者の方で、今現在その給付を受けている方が36名いらっしゃいます。36名分の中身で訓練等の給付費が25名、補装具等の給付を受けている方が8名いらっしゃいます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 障害者関係なんだろうけれども、その人らのこれ、金額が余りにも大きいものですから、どういった事業をさせておるんだか、その事業の内容をわかれば教え

ていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

障害者日常生活用具給付費につきましては、ストーマ用装具を使っている方が12名いらっしゃいます。そのほかに移動支援ということで、障害者の方が移動するときにヘルパーさんをお願いして移動支援を受けている方が、今のところ4人いらっしゃいます。あと、日常生活支援でいいますと、結局、障害者の方の自立を促すために、少しでも横から給付の手伝いをしていくというふうなことになっているものですから、その給付に関する障害者の自立支援給付費というふうになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これはやっぱりあれなんですか。ヘルパーというか補助者に対する費用という形なんですか。お支払いする給料分といいますか、そういうのに使われるということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

障害者の方が自立していくために補助をするわけですが、例えば、障害者の方が就労支援ということで、例えば、こういうのも障害者の方がつくっているわけですが、こういうところに障害者の方が1人勤めていますと村の負担が出て参ります。だから、施設や何かの通所や何かの補助金というふうに考えていただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） わかりました。

それでは、次に、79ページなんですけど、農業委員が今度変わるわけですよ。今まで公選から村長の選任と推薦という形でなるわけで変わることなんですけど、この報酬についての中で、委員なり協力員、これらの報酬を決めたときに農業委員会の中で決めたという話、課長がされたと思うんですけど、この農業委員ばかりじゃなくてほかの、消防団を含めて民生委員とか教育委員とかあるわけですが、こういった委員の報酬については、これはこれらを検討される審議会みたいなものつくって決めるということはないんですか。その部門に任せたみたいな話ですが、これは今までもそういうことで決まっていたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

天栄村特別職報酬等審議会条例というふうな条例がございます。この中では、「村長は、議会の議員の議員報酬の額並びに村長、副村長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提示しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」というふうなことでございます。

常勤の場合には、この審議会の中で審議していただいて議会に提出することになります。今回、農業委員のほうは、常勤という、この中には入らないということで、その審議会のほうにはかかっておりません。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 農業委員の報酬について高い、安いは別としまして、さきに合併の話が出たときに、村も財政が容易でないというようなことで、特別職含め議員、それから各それぞれの委員も、一律1割くらいカットしたと思うんですが、そんなことで来たわけです。その中であって、今回、農業委員だけが前と報酬同じというんですが、今度活動費というのが上乘せになるというようなことになりましたが、大した金額ではないという話ですが、多少なりともこれは上乘せになるわけです。そういった中で、今度協力委員もできて仕事も減った中で同じということはどういうものかなと。同じよりも幾らか上がるわけです、活動費分が。

ですから、これもきちんとしたやっぱり審議会でもつくとしないと、今、ちょこっといろいろ見ましたが、特に私、この各委員の中の民生委員の報酬が余りにも低いんじゃないかと思うんですよ。今、調べたところ、会長が6万、副会長が5万7,000円、委員が5万4,000円というような中です。この農業委員会の中でこれだけの報酬出さないとする人がいないだろうというような話も出たようですが、この民生委員の給料安いのと、なぜこういう一番安い委員の選任と申しますか、これらのことについて議員が歩いてお願いしてくるわけなんです。なぜ議員が民生委員だけを選んでこなきゃならないのかと。この辺ちょっと、一番安いから議員に任せるのかどうか知りませんが、ちょっと内容がおかしいんじゃないのかなと思ひまして。もう一度これを見直しする必要はあるんじゃないかと思うんですが、村長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員やっぱりおっしゃるように、民生委員、児童委員の方との比較をすると確かにそういう感じはしますが、今回はこの農業委員、あとは推進委員というふうな形をとりまして、いかにその農地を集積させるかと、これがやっぱりなかなかならなかったと。国からの方針で、これをもっと現場に出向きながら推進をしてほしいという意向があつて、今回その農業委員

会制度が変わったというようなことがございますので、その分多く農地に出向いて、あとは農業の振興に努めていただくというようなことで私は理解したのですが、議員にもそういったことでご理解をいただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 農業の集積について何とかしたいという気持ちはわかります。でも、各委員は、これを選ばれたからには自分の仕事を全うしなきゃならないと思ひているわけですよ。その中で、同じ村から委託される委員の中で報酬にこのような差があつてはちょっとまずいんじゃないのかなと思ひから村長にお聞きしたんですが、これらを今後は是正しなきゃ民生委員の仕事も容易でないと思ひますよ。このような金額とは今まで知らなかつたんですが、ほかの委員に比べるとかなり安いから、今後検討していただきたいと思ひんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

民生委員の方々には、大変やっぱりご苦勞されているというようなことで私も聞いております。その中で報酬、大分やっぱり比較すると低価格だというようなことでございますので、今後はそういったものについて見直しをして参りたいと思ひておりますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ぜひ全ての委員、もう一度報酬について検討していただきたいと思ひます。

それから、最後、103ページなんですが、ここの土木費の中で最後のところにあります、湯本の側溝堆積物除去調査設計業務委託料1,000万上がっているわけですが、これは補助事業か何かでやるわけですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

[参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇]

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今回提案いたしました堆積物除去でございますが、福島再生加速化交付金というような事業がございまして、その中で国より2分の1の補助が出るというふうなものでございます。

また、市町村のその以外の負担分については震災復興特別交付税交付金により交付するというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、これは全額交付金と補助で賄えるという事業ですね。そう

いうふうに理解してよろしいですね。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

そのように解釈しております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 全額、補助なり交付金で賄うということなら結構なんですけど、余りにも、1,000万もかけて側溝の設計調査をするんだったら、このくらいのやつを村で頼んですぐできるんじゃないかなと。これ事業費が入っていないわけですからね。あくまでこれは設計と委託料でしょう。

でいいんですね。じゃ、違うのか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 今回の補助事業でございますが、総務課で発注いたしました除染でできなかったものについての道路の側溝を清掃するようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと私も見過ごしたところがありました。

事業費は5,000万かかっているのが載っていましたが、全てこれは補助事業でやるということに理解してよろしいんですね。はい、わかりました。

あと、あれだね。先ほどのことについては出ないようだったら再度質問させていただきま。とりあえず、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 93ページの年度別計画作成・総合管理業務というのがあるんですが、林業費の中で。これ委託料が3地区、あと森林整備業務委託料が2地区ということなんで、具体的にどここの地区だかお願いしたいと思いますが。行政区で構いませんので。

あと、どういようなことやるのか、内容、間伐だけにするのか、あといろいろあると思うんで、そこらもわかれば、わかる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

年度別計画作成・総合管理業務委託料でございますが、これは今年度発注する予定の3地区でございます、まだ具体的な場所は選定はしておりません。ちょっとそこはご了解いた

できればと思います。

それから、同意取得につきましても同様でございます。今年度の計画でございます。まだ特定はしておりません。

それから、森林整備業務委託料につきましては、昨年度、年度別計画と同意取得をいただいた下松本地区と、それから南沢地区、この2カ所の整備をするものでございます。内容につきましては、放射性物質の森林からの流出を抑制するもの、それから間伐、除伐、それから必要に応じて作業道の整備も行うというような内容でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） わかりました。

では、次に、107ページの土木費の河川費、これは河川の除草工事請負費だと思うんですけども、これはどこの河川でしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

これは県より補助をいただいて実施するものでございまして、釈迦堂川、竜田川の2河川について除草をしております。昨年は釈迦堂側につきましては上松本の荒井前付近でございます。竜田川につきましては丸山の塩平付近になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今の点はわかりました。

では、次に、118ページの15番の工事請負費の中で何カ所も出ているんですけども、太陽光発電機の変圧器の撤去工事、各小学校、今回は大里小学校だと思うんですけども、あと中学校も出ていたんですね。そうすると、これ平成22年に太陽光導入したと思うんですけども、そのときのやつがもう3年、4年で寿命が来ちゃって交換するのか。あと、ちなみに太陽光発電やったんですけども、実際年間どのぐらいの発電量があったのか、それがわかればお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

太陽光の高圧計器の交換に伴うご質問だと思いますが、太陽光のメーター器、受電のメーター器とありますが、そちらのメーター器、使用期限が定められております。それが来年度、使用期限が切れてしまうために、その前に交換するようなことになります。その工事費として今回29年度の予算に計上したわけでございます。

あと、発電量につきましては、各学校との合計で約100万円ほどとなっております。

大里小学校の校舎老朽化の工事費につきましては、28年度で広戸小学校も行ったんですが、校舎のベランダの手すりの部分、そちらのほうはモルタルを使用しております、そちらが経年劣化により剥がれてくると落下するおそれがあるということもございまして、そちらのほうに金属製のカバーをつけると。モルタルが落ちないように、その中でおさまるような形にするというような工事でございます。

---

### ◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

なお、3月13日は村内中学校の卒業式のため、午後2時から開会いたします。

（午後 4時14分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 5 号 )

平成29年3月天栄村議会定例会

議事日程 (第5号)

平成29年3月13日 (月曜日) 午後2時開議

日程第 1 議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算について

日程第 2 議案第30号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1まで

出席議員 (10名)

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 淨 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	内 山 晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森 廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤 市 郎 君	参 事 兼 管 理 者	伊 藤 栄 一 君
湯 本 支 所 長	星 裕 治 君	天 栄 村 兼 子 弘 幸 君	保 育 所 長

学校教育課 櫻井 幸治 君 生涯学習課 小山 富美夫 君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼事務局長 蕪木 利弘 書記 牧野 真吾  
書記 大須賀 久美

---

### ◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後 2時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。

---

### ◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第29号 平成29年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

昨日、質疑未了となっておりました6番、揚妻一男君の質疑に対する答弁より開始いたします。

学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） 初めに、6番議員のご質問のご回答にお時間をいただきまして、大変ありがとうございました。

10ページの第2表、債務負担行為の天栄村教育資金利子補給事業のご質問2点につきましてお答えいたします。

初めに、1点目の利子補給金の80万円は3年分の補給金であるのかとのご質問でございますが、天栄村教育資金利子補給事業補助金交付要綱第6条に、利子補給の期間は在学する学校の正規の就学期間となっております。ここでは、将来にわたり債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めておかなければならないため、次年度以降における債務として全体の限度額を定め、平成30年度から32年度までの3年間を補給するものでございます。

したがって、お尋ねの80万円は平成30年度から32年度までの3年間の利子補給の限度額でございます。

次に、2点目の各金融機関から借り入れた教育資金であれば全て認めるのかとのご質問でございますが、こちらにおいても、天栄村教育資金利子補給事業補助金交付要綱第3条に、利子補給の対象となる融資として日本政策金融公庫、農協、市中銀行、その他これに準ずる

機関から借入れをした教育資金となっておりますので、申し上げた金融機関での教育資金であれば全て対象とするものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 内容については承知しました。

そこで、天栄村教育資金利子補給事業のご案内というのをいただいたんですが、ここに補給対象となる期間というのは、奨学生が在学する学校の正規の就学期間内と載っております。3年ということは、大学生は4年なんですよ。期間が3年ということだから、1年分はどうかというのかなというようなことで、3年ということでもいいのかなどうか、そこを確認したいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

大学生、4年でございますけれども、仮に平成29年度に大学入学で資金のほう借りたとします。29年度分につきましては、歳出予算のほうで計上しておりますのでそちらで対応するというので、次年度以降のものにつきましては、債務負担行為のほうで資金のほうを補給の対象として見るというような形になっておりますので、最長4年ということでご理解いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何かちょっと今わからないんですけども、最後の1年は……いやいや、私が聞いているのは、例えばこれ、29年度ということは今年ですよ。今年の方は一般予算からとっておるということでもよろしいと。だから3年あればいいということなんですよ。ということは、こういった資金は継続ずっとしていくべきなものじゃないのかなと私は思うんですが、これをつくるのに、このまた次、3年過ぎたらまた同じようなことで継続していくということなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

今回29年度の債務負担行為は、29年度貸付分として30年度から32年度までということでご掲載しております。来年度につきましては、30年度貸付分で同じようなことで31年から33年度までの債務負担行為として計上していきたいと思っておりますので、毎年計上するような形というように形になっていくと思っておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私の勉強不足だったんですよ。平成27年度から既にこれやっておる

わけですね。その中で現在までにどのくらいの利子補給の申し込みがあったのか、ちょっとその辺、数を教えていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

当事業につきましては、平成26年度から実施しております。申し込みの件数なんですけど、ゼロ件でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ゼロ件ということなんですけど、これらの申し込みについての相談はどのくらいあったんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

相談のほうなんですけど、二、三件はございました。ただ、要件のほうを見ますと合致しないのでということでお帰りになられたケースがありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） せっかくすばらしい事業なんだろうけれども、この対象となる要綱を見ますと所得制限があるわけなんですよ。恐らくこの辺が問題になっているんじゃないのかなと思うわけでございます。今までそれやっていてゼロと、相談者も2件くらいだというような中で、今回もここに上がってきたんですけど、やはり需要の調査と。相談も受けているわけですから、所得制限が一番問題になっているんだかどうかはわかりませんが、何が問題だったんだか。せっかくのこういった事業をつくっても申し込みゼロでは何にもならないわけですから、どういった問題があったのか、その辺、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、所得制限が一番のネックとなっております。この350万未満というのは母子家庭等を想定したということで、当初設立されたような経緯があります。今後は、よりよいものにしていくためには改善も必要ということなので、努力していきたいと思えます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 問題点も把握していると思うんですよ。そして80万というのは、貸付

金額から見ますと、2%として4,000万円の教育資金の借りに間に合うような利子補給金額ですよ。ですから、この辺の需要額というか、そういったものを含めてきちんと予算に上げるべきじゃないのかなと。どういうことで80万という金額を上げたんだかわかりませんが。

課長、まだ新しいから、なったばかりで成り行きもちょっとわからないんだと思うんですが、今後はやはりこういった点をよく調べて、村の限りある予算の中でやはり需要額を調査して、また問題点を洗い直して、要綱なりを改正しながら、せっかくつくっているんだから私たちは利用していただきたいと思って賛成しているわけですよ。ですからもう少し真剣に、いい事業なんですから、村民の方が喜んで活用できるような事業に持って行っていただきたいと思います。

それで、そのことをお願いしますので、ひとつ取り組みの意気込みについて、これは村長からだな、村長が考えたんだろうから、今の状況を見ましてやはりもう少し考える余地があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この事業につきましては、震災後、皆さんやっぱり農産物の買い控え等々あったり、経済的に厳しいというような状況もあって、先ほど担当課長からお話がありましたように、母子家庭、ひとり親家庭、そういう家庭が増えてきて経済的に厳しいですよと、そういう中で高校に行く、大学に行く、専門学校に行く、そういうような部分で村として利子補給の部分を補えば、子供たちにもそれなりの学びの場を与えられるというようなことで取り組んできて、今聞いたようにまだ1回もそれが無いというような状況の中で、もう少し子供たちの教育に使えるような形で、所得制限という部分ももう一度見直して、使い勝手よくなるような方向で検討して、よりいい制度として使っていただけるように進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） せっかく村民のために考えた事業であります。ひとつ有効活用をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 45ページの13節のふるさと納税電算委託料というのを、これをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

[企画政策課長 北島さつき君登壇]

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

13節のこの委託料につきましてですが、こちらは今、ふるさと納税を運営しております運営サイト、インターネット上から入っていけるサイトがあるんですが、そちらのさとふるというところのサイトを村では利用契約しております、そちらに支払っている委託料の金額になります。寄附金額に対して約12%分を委託料として、さとふるさんというところに支払っているものになります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） その啓発活動に、その例えばそのインターネットとか、そういうところにお払いするという、そういうお金でよろしいんですか。

では、次に25節の積立金、がんばれ天栄応援基金積立金455万とありますけれども、たしかこの前、何かふるさと納税は8,000万を超えたとお聞きしましたけれども、その8,000万の内訳、あとはふるさと納税の返礼品、あとパンフレット代、あと輸送料、そういうのを、もし、前にそういうことをお聞きしますからということで一覧表にしておいてくださいというのを、それは一覧表にしてもらえましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

[企画政策課長 北島さつき君登壇]

○企画政策課長（北島さつき君） お答えいたします。

一覧表のほうはつくっております。

内訳につきましては、こちら29年度分ということでございますので、当初予算についてなんですが、44ページから10節ふるさと納税費ということで、8節の報償費が返礼品と配送料ということになっております。その次に旅費、その後45ページからの需用費でパンフレットの印刷です。

8,000万につきましては、返礼品につきまして、申しわけございません、送料も含めた形ではあるんですが、4,400万ほどの予算で今、動いておるところでございます。あと、受領証明書等の郵送代ということで52万ほど、それから広報、パンフレット、それは増刷させていただいた分で18万7,000円、それから13節等の委託料、さとふるさんへの支払いが1,054万8,000円ということで、経費が約5,500万ほどかかっております。その残りにつきまして、がんばれ応援寄附金ということで振りかえるわけなんです、その中で、さらに子供たちに使うという部分を別に計上をしておりますので、そちらは28年度につきましては補正予算のほうで計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 説明はわかりましたけれども、私の言いたいのは、結局それを一覧表

にしてわかりやすくして、そして全部経費を引いて、そして、結局は天栄村で使えるふるさと納税の金額は幾らで、ここに積立金455万5,000円とありますけれども、このほかの金はどうなったんですか。

だからそれを一覧表にしてもらって、そしてわかりやすく、ふるさと納税はふるさと納税で特別会計でやったほうがよろしいんじゃないですかと前には言ったんですけれども、そういうふうな考えは村長はないんですか。結局、ふるさと納税はふるさと納税で、ふるさと納税のいったお金でその中で返礼品から、あとパンフレットだとか、別会計でやったほうがよろしいんじゃないですかと、私そういうふうにこの前全員協議会の中で言ったんですけれども、そういう考えはないんですか。

455万というのは、これが残金が455万というわけじゃないでしょう。後がよくわからないので、それを前にわかりやすく一覧表にしてくださいと言ったんですけれども、その一覧表はできているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 財政担当のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

先日、全員協議会のほうでも、わかりやすくしたほうがいいんじゃないかというふうなご意見をいただきまして、村のほうとしてもできるだけわかりやすくしたいというふうなことで、今回お手元の予算書でございますが、44ページ、45ページ、ふるさと納税費ということで目を新たに設けました。

この中で、まずふるさと納税の寄附金として当初で1,300万円ほど見込みました。そして、あとこちらのほうでも、ほぼ1,300万円近い金額なんですけど、報償費、旅費、需要費、役務費、委託料が返礼品及びほかの事務に係る費用ということで、こちらで計上させていただいております。これで約65%分、1,300万円の65%分になります。そして15節積立金455万5,000円でございますが、これが35%分ということで、実際かかった経費、28年度で約65%ぐらいの経費がかかっているというふうなことでございますので、かかる部分はこれで支出のほうで見させていただいております。そして残り35%分ということで455万5,000円、これをがんばれ天栄応援寄附のほうに積み立てるというふうなことで、このような形で整理させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 結局、平成28年度のはまだ出ていないということですね。わかりました。

ではもう1点だけど、パンフレットをまた作り直すと、そのパンフレットは作り直したんですか。もっとわかりやすくするとか何かとこの前言っていましたが、パンフレ

ットはつくり直しはしたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

28年度のパンフレットにつきましては、9月ぐらいには増刷ということで、全面変わったわけではないんですが、中身の表示の仕方等を変えましてつくり直してはおります。わかりやすくという点では、細かいところを直しておりますので。29年度はこれからでございますので、写真の入れかえですとかというのを含めまして、これから行います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） この点につきましてはわかりました。

では、69ページの19節の公立岩瀬病院の看護学院の負担金補助金ですよね。ここに公立岩瀬病院高等看護学院費分賦金というんですか、前年度421万1,000円です。今年度は399万5,000円になりましたんですけれども、あくまでもこの看護学校というのは、岩瀬公立病院の看護学校の負担金ですよね。それに対して、前に私が公立病院の病院議員やっていたときに、過去10年間の公立病院の管内、あと公立病院以外、例えば郡山とか宮城県とか茨城県とか、その比率を出してもらったことがあるんですよ。そのときに、天栄村も鏡石も長沼も岩瀬も玉川も須賀川も、全部出してもらったんですよ。あとそのほかもね。

そのときに、天栄村が過去10年間で22名か23名の方が岩瀬公立病院学校の受験をしているんですよ。それで、3名ほど受けても1名も受からなかった年とか。だから要するに、天栄村がそのときに400万の負担金を出したにもかかわらず、天栄村からは1名の看護学校に入学した子がいなかったんですね。そのときに、相楽新平管理人に、この看護学校は地域の医療の貢献のためにつくるという学校なんですかと。なぜかという、地元から採用すれば、その方々は卒業すれば地元で貢献するんですから、地元を優先に採ってほしいということ、その当時管理者の相楽新平管理者に私、質問したんですよ。

なぜかという、郡山とか宮城県とか山形県というのは、負担金は一銭も出していないんですよ、看護学校に対して。だから私の言いたいのは、負担している地域から、ある程度推薦入学というようなふうをとってもらいたいということを希望したんですけれども。優秀な人材を集めるという学校じゃなくて、地域の優秀な人材を育てる学校じゃないんですかということ、地域のね。そういうふうに出時質問したんですけれども、その後、検討はしてみますとは言ったんですけれども、その後の理事会のほうで話が出たり、村長はそういう話はお聞きしていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も今ほど、橋本克也市長になりましてからはそういった話は一度も出ておりませんので、今聞いた話は聞いていないというような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あそこの看護学校というのは寮制なんですよ、4年制で。そしてその負担金というのは、今年は399万5,000円ですけれども、去年は421万出しているんですよ。そうすると、400万から300万というと大学2名上げるぐらいの金を負担しているわけですよ、天栄村で。

それで今、今日の中学校のスライドを見ていると、看護師になりたいという人が結構いましたよね。今日スライド見ましたよね。将来看護師になりたいという方が、私見ただけでも五、六名、天栄中学校の生徒さんで看護師になりたいという方がおりましたので、私が言いたいのは、なるべくですよ、村長さんのほうからも理事会のほうで、結局は地域、天栄村の中学生が今度は須賀川管内、郡山管内の高校に行って、それから今度は今の岩瀬看護病院に入学するんですけれども、そのときに過去10年、5年間でもいいですけれども、何名の方が天栄の方は看護学校に受かっていますか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

申し訳ありませんが、公立の看護学校への合格者を市町村別にはちょっと調べていなかったもので、この次まで調べておきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） では村長にお聞きしますけれども、過去ここ10年間で天栄村出身の方が岩瀬公立病院の看護学校に何名受験をして、何名合格されているか。そのときに、その看護学校の補助金を出していない地域から、郡山、宮城県、山形県、そっちのほうからも来ている方が結構多いんですよ、入学。郡山あたりは10名志願するとほとんど100%ぐらい当たるんですよ。何か知らないですけれども、岩瀬管内の人らは残念ながら入学できないんですよ。

それで、私は当時の管理者におかしいんじゃないかということ言ったんですよ。補助金を出している地域が優先的に採ってもらわないで、補助金を出さない、結局は郡山なり、宮城県なり、山形県なりの人らが入っているということは、その人らはそこを卒業しても地域の医療には貢献しないんじゃないですか。卒業すれば地元に戻っていくんじゃないですか。これでは何のための、村で負担金している意味がないんじゃないですかと私、そういうことを当時の管理者に言ったんですけれども、今、村長さんはそういう話は全然していない、今の

橋本市長さんとそういう話をしていないというけれども、そういう話もして、今、話したとおりに天栄村から過去10年間で何名受験して何名受かったかというのも、後で調べておいてください。

負担金が400万なり出しているわけですから、大学2名毎年上げるぐらいの天栄村は負担出しているんですから、やっぱりそれは村長さんも強く、天栄村のほうからも推薦というわけじゃないけれども、その辺はやっぱり分担金出しているんですから、ある程度のことは言ってもいいと思うんですけれども、村長さんのお答えをお聞きいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も理事者の一人として会議に出しておりますので、そういう機会がありましたらそういったことは聞いてみたいと思います。

また、この看護学校につきましては、公立病院の附属というようなところで、構成市町村がその費用負担をしている中での案分の費用だと私は認識しておりますので、そういったところも踏まえてちょっと確認してみたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 相楽市長もそんなことを言っていました。でも、あくまでも各市町村が負担金出しているんですから。そういうことなんです。だから、その辺もある程度の、天栄村の今日の中学生も何か看護師になりたいという人が、5名、6名の人があれを持ってスライドでやっていたから、その辺をお聞きして、なるべく、別に余りにも差がある場合はそれは別としても、ある程度の同じぐらいの方だったら、天栄村優先とかそうじゃなくて、それは村長からやっぱり地域、私の言いたいのは、看護学校に入学して卒業すれば地域の医療に貢献するんですよということですから。よそから来た人は、入学しても地域に戻らないで、また宮城県なり山形県なり郡山のほうに行っちゃうんですよ、そういうことを言いたかったんですよ。だから、なるべく地域の負担金、分担金を出しているところは優先的にお願いしますということをやったならば、検討してみますということでした。そのことを継続していないということですよ。その辺を、今度は理事会のほうで諮って、そういうことを今後どうなるか後で教えてください。あと先ほど言ったように、10年間で何名志願して、そして何名採ったというのを後で教えてください。

じゃ、次に入ります。

83ページ、この羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理委託料というのが500万ですよ。そしてオートキャンプ、今度15節に羽鳥オートキャンプ場施設修繕工事請負費340万4,000円ですか。すると計800万かかっているわけですよ。私の言いたいのは、今、羽鳥オートキ

キャンプ場に対して年間のお客さんというんですか、ほどのぐらい来て、そして売り上げはどのぐらいあるんだか教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議いたします。

（午後 2時37分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

オートキャンプ場の利用者数でございますが、平成27年度の数でございますが、約1,900名の入場者でございます。1,900名です。収入の合計が約770万円、費用の合計が約740万円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしますと、これ管理委託料に500万。これ、毎年毎年経営的にはどうなっているんですか。黒字経営になっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理料の500万円を含めまして、大体収支がとんとんということでございます。これは過去二、三年同じような傾向でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、ここ三、四年はとんとんでやっているということですね。赤字にはなっていないということよろしいんですね。間違いないですね。

あと一つ聞き漏らしたので、70ページの21節の貸付金1,200万、医師養成奨学金というのがありますけれども、これは何年度まであるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

医師養成奨学金の貸付金でよろしいですか。これは月10万ということで1年間で120万という計画をしております、今、1名の方が借り入れをされているんですけれども、4年間の予定になっていますので、今、大学の3年生、あと3年間あると思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは添田村長になってからですか、これをつくったのは。そうすると、あと何年間あるの。3年間。そうすると、今、1名の方が奨学金を貸付金ということで。そして、これ去年もあつたはずですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

27年度からできた制度でありまして、27年、28年というふうに2年間貸し付けをしていまして、29、30のあと2年ですね。あと2年だと思います。失礼しました。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、あと2年ですよ。今、3年と言ったけれども、あと2年ですよ。去年もあつて今年もあつてあと2年ですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） すみません、説明不足です。医学部は6年間もちろんございますけれども、貸し付けは途中からでしたので、今申し上げましたようにあと2年間でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何、6年間なの。ああそうか、医大の場合は4年間で、あとインターンがあるからということで6年間ということで……あと3年残っているということなの。その辺、よくわからないんだけど。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

医学部につきましては、大学そのものが6年間通うようになります。ただ、この制度ができたのが、本人が大学3年のときですか、にできましたので、大学の1年、2年はこの制度が利用できなかったわけです。ですから、大学の3年、4年というふうに利用していまして、あと5年、6年、あと2年間この制度を利用して貸し付けをするというふうな形になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） わかりました。私の質問は終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 44ページの、ちょっと一般質問でもお話ししたんですが、この中の地方創生費の中の新生活・住まいづくり応援助成金ということでちょっと説明いただいたんですが、要するに新築をした人に対する補助というふうな話だったんですが、もう少し詳しくちょっと説明してください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

今ほどのご質問についてでございますが、趣旨はやはり転入、定住ということ、Uターンの方も含めた形での定住が目的の制度でございます。主に子育て世代ということで、現在のところ40歳未満の結婚されているご家庭を想定しております。

住まいを取得した場合、賃貸ではなくて村内で住宅を取得した場合、新築、中古とありますが、取得した場合に助成金として補助するというふうに考えております。

金額につきましては、新築、中古、もしくはUターンで増改築する場合も認めたいと思っております。その基本額が50万、20万、10万と今、想定しております。そこに転入者であることの加算とかUターンでの加算、あとはお子さんがいる、いないという部分での加算と、あと村内の事業者さんが行った場合の加算ということも含めまして、最大で新築でUターンで来られた場合の方につきましては170万を、お子さん3人いた場合ということで30万を限度にはしているんですが、そういったことで170万になります。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと聞こえなかったんですが、いわゆる新築の場合とか増改築の場合、村内の業者を利用した場合の工務店、大工さん、そういったものを利用した場合の加算もあるということですね。わかりました。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ここで暫時休議いたします。

3時5分まで休みます。

（午後 2時51分）

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時05分）

---

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 140ページの委託料なんですけれども、前に説明、課長のほうからあ

ったんですけれども、この給食センターの基本設計業務委託料、以前はセンター内の修繕も必要だということで金額を上げたんですけれども、修繕費は修繕費で前のページに入っているんですよね。90万6,000円というのが多分修繕費だろうと思うんですけれども、この300万円の基本設計業務委託というのは、業者の委託料で丸々かかるという金額なんですか。そのところ、ちょっと詳しく説明お願いしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

委託料の300万につきましては、来年度、基本設計業務委託ということで業者のほうに委託する金額でございます。建物の設計の基本設計等の300万となります。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、あくまでも業者の委託料じゃなくて、建物に対する設計業務委託というだけなんですね、この300万。それに対してのかかる修繕費が90万6,000円なんですか。ここの修繕費はどこを直す修繕費なのか。ありますよね、修繕費。この中身をちょっと教えてもらいたいです。

○議長（廣瀬和吉君） 学校教育課長、櫻井幸治君。

〔学校教育課長 櫻井幸治君登壇〕

○学校教育課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

11節の施設修繕料のことでございますけれども、こちらの修繕につきましては、現在利用している機械等のふぐあいを直すものの修繕費に充てるものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、建物の修繕費ではなくて器具類、機械類の修繕費のための90万6,000円ということですね。あくまでもセンターに係る基本設計業務というのは、建物そのものに係る設計の見積もり委託というような形ということになっているんですね。わかりました。

じゃ、あともう一つ、83ページの19節、昨年度も私のほうで質問したんですけれども、多分これ季の里でブランド米お買い上げいただいた消費者に対しての補助金なんだと私は解釈していたんですけれども、そこら辺、またお願いしたいんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

19節負担金、補助金及び交付金の中の天栄ブランド購入補助金についてでございますが、

この補助金につきましては、天栄ブランド農産物のPRと地場産農作物の消費拡大、生産者の生産意欲の向上を図ることを目的に、旅館や飲食店などの事業者が村内の道の駅から購入するブランド農産物の購入に対して補助金を交付するというものでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） ということは、一般の消費者が買っては該当にならないということなんでしょうか。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 一般の方に対しては補助制度はございません。よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 中身はわかったんですけども、そういう商売をやっている方が購入したブランド製品に対しては補助するという形なんですけれども、あくまでもブランドというのは多分、天栄米、ヤーコン、長ネギ、この3つのブランドだと思うんですけども、実際に確かに米は需要あります。野菜も需要あるんですけども、長ネギは需要あるけれども、ヤーコンだのは余り、作付がだんだん減ってきて需要がないんですけども、米の取り扱い、季の里で取り扱う天栄ブランド米、これは一般の方があそこへ参加できないので、あくまでも資格者みたいな形で、あそこでは2名の方しか米は卸していないんですよ。そのやつを前に私も言ったんですけども、そこを何とか改革できないのかと。そういう改革はしないで、今のままでずっとやるつもりなんですか。お考えをひとつよろしくお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

天栄米につきましては、特別栽培のコシヒカリという基準を今現在設けております。ですので、今その2名の方ということでございましたが、特にその2名の方だけということではなくて、今後も道の駅を利用したいという方があれば、そちらのほうで登録をいただければそちらで取り扱いは可能であるというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 取り扱っていただけるのはありがたいんですけども、それはやっぱり担当部署として村民に、農家の皆さんに浸透するようなPRをしてもらいたい。希望のある方は届け出れば出せますよと。そうすれば、いろんなふるさと納税に対する返礼品でも、統一の袋を使って皆さんに振り分けることもできると。

そういうふうな改革をしていただかないと、あくまでも天栄天栄ブランド米ブランド米と、

皆さんは一生懸命農家の方を指導してやっていますけれども、農家の方は売り先は決まっているんですよ、農協と業者と。どこにも出せないんですよ。だから、どういうふうにしたらばやっぱり天栄のブランド米を季の里に集めて、そういうふうによくの皆さんのやつを対応できるかと、そういうふうな方向性で考えを持ってやっていただかないと、今までどおりの形になりますよ、流れとしては。やっぱりそのところは少し改革をして、皆さんに天栄の生産農家に徹底した通知をして、皆さんに大いに参加していただくというような方向づけを持って考えていただきたいと。

あと、振興公社でしたっけか、今度発足するのは株式会社天栄村振興公社でしたっけ、名前が。

今度出資をして行政と農協と商工会ですかね、3つの組織の負担金の出資を集めて株式会社天栄村振興公社として、これから4月から多分始まるんだろうと思います。それに対していろいろ手続上の書類、定款、もしくは規約等とか、そういう書類等があるかと思うんですよね。そういう書類はどこまで、行政として役場でもそれは扱うようになろうと思うんですけれども、議会のほうにも一部それは提出していただくということではできないですかね。考えは。お願いします、お答えを。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

株式会社天栄村振興公社の定款についてでございますが、保証人の認証も終わりました登記の手続も進んでおりますので、議会のほうに資料としてご提出をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、書類ができ次第、ひとつよろしくをお願いします。

あとは今度、一応名目としては株式会社天栄村振興公社として活動していくわけなんですけれども、会社方式として。でも、助成等に関しては今までどおりの流れでいくということなんです。やっぱり予算書、みんな上がっていますけれども。今すぐは黒字を出して運営できるというわけじゃないから、助成はある程度は仕方ないと思うんですけれども、補助関係は今までどおり、助成金、補助金等に対しては今までどおり、例年どおりの予算でやっていくというような考え、方向づけなんですかね。よろしくをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定管理料につきましては、今の期間3年間ということで議決をいただいております、

今年度につきましては当初予算に計上させていただきましたとおり、今までと同額ということで、新たな株式会社に対しても指定管理料をお支払いをするというようなことで考えております。

来年度以降につきましては、今年度で指定管理が満了となりますので、また公募等の手続を踏まえて、また希望者から事業計画書をご提出をいただいて、その中で金額については積算をしていくということになりますので、同じ金額になるかどうかというのはその事業計画書の数字によってでございますので、そこはご了解いただければというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） とりあえず、一応課長の説明では3年間という話なんですけれども、3年間以降のやつはまだ未定というような形だろうと思うんですけれども、どこまで助成していくのか、先が見えないような事業で何となくおっかないような運転、操業みたいな感じがします。

そういう形で、これから4月からは事業に対して運営していくんだろうと思いますけれども、議会の立場としては今までどおり現地調査とか監督的な感じでやっていけるのかどうか。一応、名目としては株式だから別個になっちゃうんですよね。本来であれば、企業であれば一つの組織になっちゃうものですから。これはまた違うような。だから前に率直な話があったけれども、業務上の問題でやっぱり会社にしないとだめなんだというような説明もありましたけれども、ただ名前だけ変わって中身が全然変わらないでは、なかなか先の見えないような株式会社になるものですから、だからこれからもやっぱり議会としても携わっていけるのかどうか、そこら辺の見解をお伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 答えいたします。

今後、また指定管理者ということで株式会社振興公社に対しては指定するという事になれば、これまで同様、議会の皆様にもチェックをしていただくというようなことで、そこは変わらず続いていくということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、今までどおり対応できるということで、わかりました。会社方式になりますと、どうしても金を出しても口は出さないという形になりかねない部分も出てくるんじゃないかと思っ、うるさい人だと言われるのも困りますので、そこら辺はきちんとやっぱり会社の役員の方に意思疎通をしていただいて、これから運営してもらいたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） まず108ページの消防活動支援隊、これ多分来年度ですか、29年度初めての事業になるんだと思いますが、全然説明なかったんですけれども、総務課長、さらっとだけ説明したんですけれども、もっと詳しく説明していただけませんか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

非常備消防費の中で、予算の中で説明をさせていただいたところでございますが、消防活動支援隊ということで各班、上限10名ぐらいまでで各行政区の区長さんにまずお願いをしながら、募集という形で新年度進めて参りたいと考えております。

その中で担っていただく作業でございますが、基本的に地元のみのお出動となります。そして火災が発生した場合にはポンプ車、積載車を出していただいたりして、消防団員と同じような活動をしていただくというふうなことを考えております。

そのために、原則OBの方が対象になるかと思われませんが、OBの方に対しましても現役時、機械の操法、機械の使い方の指導訓練は受けていただいておりますが、新たに今回、支援隊に入っていただくに当たりましては、分署、分遣所等で新たにまた使い方、指導していただきながら、安全優先という形で携わっていただきたいと考えております。

そしてその服装ということで長靴、あとジャンパー、アポロキャップ、あと保険代というふうなことで、大体170万円を当初で予算化しているところでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） この消防活動支援隊、これは湯本地区の場合ですと、本当に日中勤めに出ている方も多くて消防団員が1人か2人ぐらいになって、もう前々から何かOBを活用する方法はないかなということで、大変いいことだと思うんですが、これは年齢とかは何歳以下とか、そういうのはまだ決めていないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

年齢等につきましては、これから消防団のほうとも協議をしながら決めていきたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） それで170万の保険、見積もっているということなんですけれども、

やはり消防、火災現場等々行くと事故、けが等が一番心配なんですけれども、これは例えばけがしたり、最悪亡くなったりということもあるかと思うんですけれども、そういう場合には、一般の消防団員と同じような補償というのは考えられるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

補償の内容につきましては、これから詰めて参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） せっかくこういういいものなのに、補償等、やっぱり一番大事なのはそこなんですよね。出動手当とかそういうのは別として。それはあるの。出動手当とか手当の面はどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

出動手当につきましては見ておりません。ボランティアというような形でご協力いただける方というふうなことで、各行政区のほうにお願いをしたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。その補償の面だけ、やっぱり最大限の補償があるというふうなことでないとなかなか手を挙げる人がいないかなと思いますので、そちらのほうをよく検討して、できるだけ多くのOBが参加してもらえるようによろしくお願いします。

次に、先ほども質問あったんですけれども、83ページのブランド産品購入補助金、これについてですけれども、今、2直売所で販売している業務用のブランド品ということなんですけれども、28年度は出ているのかな、27年度でも構いませんが、ブランド品別の、それから両道の駅別の取り扱い料、補助金、それを今わかれば出していただきたいのと、それでお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

平成27年度の数字をご報告をさせていただきます。

まず品目別でございます。

ヤーコンにつきましては7万520円、長ネギでございますが3万5,664円、お米につきましては58万628円、合計で68万6,812円でございます。

施設別でございますが、道の駅季の里天栄につきましては29万4,944円、道の駅羽鳥湖高

原は39万1,868円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） これは、今、金額出していたものは、補助している金額ですよ。先ほどもお話にあったんですが、これ、両道の駅に限るんですよ。

実際今、天栄米は多くの農家で特別栽培のコシヒカリ、栽培されて農協にも出荷されておられると思うんですけども、やはり天栄村のブランドの天栄米をもっと広く売するためには、例えばの話、JAで例えば業務用を売ったのも、これやっぱり入れなくちゃまずいんじゃないですか。それから例えばの話、ヤーコンとか長ネギも、例えば一般の商店で業務用に売ったというようなものも入れなくちゃ、何か天栄村が出資している株式会社振興公社だけ、羽鳥湖高原だけという話はちょっとおかしいと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このブランドの補助ということをもそもも決定したのも、これは震災があって原発事故があった中で、天栄村の農産物、これがやっぱりなかなか売れない、買い控えをされたというような部分と、ブランド化を一生懸命推進していく中で天栄村の各温泉旅館、宿泊施設、そこを調べたところ、なかなか皆さん、使っていただけなかったと。もっと安いものを使っていたというようなことだったものですから、まず初めにブランド化を推進していくには、地元で消費して初めてこれがブランド化されるというようなことで、まず温泉、宿泊施設、村内のそういったところに、どういった形で使っていただけるかというようなことでお話したところ、天栄米、ブランド化したものはどうしても価格が高いと。じゃ、その差額を村で持ちましょうと。

村の中では3大ブランドがあります。ヤーコン、長ネギ、こちらも大変苦戦しているというようなことで、こちらも含めて、その中で村内の飲食店、食堂等もヤーコン、長ネギ、お米等も使っております。今後は、村内の各商店であればこういったものを取り扱っていただけるような形で、もっと広めて参りたいというような思いでございますので、そこは見直しをしながらさらに普及させていきたいと。

ただ、JAに関しましてはなかなかその中で、はたけんぼにも置かせてほしいという話もしたんですが、なかなかそこはエリアがあって厳しいと。今もその交渉はしています。ただ、今後このブランド化を進める、あとは農家の方々、この天栄米のブランドになれるような、今、そういう仕組みづくりも進めておりますので、今後さらに発展できるような取り組みをしているというようなことをご理解をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今、両道の駅だけでなく商店、それからJAにもそういう話をしているということで、そういう部分であればぜひそういうふうに広げていって、天栄村の産品を広く使っていただけるように。

もちろん、天栄村内で天栄米を使わないというのが一番のネックなんですよね。旅館でも多分、私が知る限り二、三件しか使っていないんじゃないかなと思います。それは何でかといえば、今、村長が言ったとおり、高いんです。だったら、天栄村でほかに天栄米つくっている農家いっぱいあるし、農協に出している農家もいるし、農協で扱っている天栄米もあるんですから、それを天栄米として扱って今のところないかもわからないですけども、それをもっと安く旅館等々に販売できるような体制、ぜひとっていただければ天栄村でつくっている天栄米、もっともっと天栄村内で消費できるんじゃないかなというふうに思っております。

じゃ、次の質問に行きます。

95ページ、わかさぎのお話なんですけれども、ことしわかさぎ、今シーズン、冬シーズン休漁ということだったんですけれども、それについて説明と、それから、これ稚魚を放流するというので今後この羽鳥湖のわかさぎ釣り、どういうふうに持っていくのか。中にはやっぱりことし休漁したので、もうやらないべとか、わかさぎやったって全然釣れないんだと言う人で、そういう話が結構郡山では広まったりしているんで、金をかけて稚魚を放流してもどういう具合かわからないんですけども、減って結局金払って羽鳥湖の氷の上に行っても全然釣れないという声も多いので、今後、このわかさぎ釣り、どういうふうに持っていくのか、方針を伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

今シーズン中止になった原因でございますが、夏場の渇水によりまして卵の孵化ができなかったというのが一番大きな原因だというふうに、漁協のほうからご報告をいただいております。

今後の考え方でございますが、今シーズンも同じような状態ですと、夏場の渇水で孵化ができないというような懸念もされることから、漁協のほうと、卵の孵化ではなく稚魚としてどこからか購入できないかというようなことも、お話をしていきたいなというふうに思っております。近々漁協のほうとその辺を詰めて、冬場の大変大きな観光資源でございますので、ぜひ来シーズンはわかさぎ釣りが可能となるよう、漁協のほうと協議をして参りたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 稚魚の放流ということは今後考えていくということなんですけれども、実は今ちょうど3月13日、6年前の震災のときに羽鳥湖の堤防、かなり壊れました。そのときに、多分ご存じの方もいるかと思うんですけれども、湯本地区からは、羽鳥ダムの水を農業用の用水として使う、必要な時以外はなるべく水をためないでほしいという要望がかなり出ていました。その関係もあって、夏場とか結構渇水状態にしているのかなというふうに思っていたんですけれども、渇水にして水位がなくなると、多分ブラックバスとかの影響もあったりして、そういう影響もあるんじゃないかなと思うんですけれども、今後、要するに湯本地区の住民の地震とかの考え方を考慮に入れながら、それとわかさぎの孵化というのを、大変難しいかとは思いますがぜひ考慮に入れながら、毎年毎年お金使ってわかさぎの稚魚を入れても、そういうのであれば湯本の地区民からもそういう苦情も出るかもしれませんので、その辺、よく考えていただきたいなと思います。

次の質問に入ります。40ページの、おとといも質問ありましたことも未来応援事業補助金のことなんですけれども、この間聞いただけでは何か私、まだびんとこないんですけれども、要するに子供たちの夢を応援するために3組50万円ずつの補助金を出すということなんですけれども、もっと具体的に説明していただけないか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えいたします。

天栄村子ども未来応援事業ということで、29年度より実行に移したいと思いついておりましたが、詳細につきましてですが、具体的には子供さんたちに応募用紙、こういった企画に参加していただけるための応募用紙を配るということでまずはPRをして参ります。小学校1年生から高校3年生ということで、全村にまきたいというふうに考えております。ただ、その書き方等もありますので、そういった書き方の例なんかも加えながら、学校さんのほうにもお願いしながら、まず応募のほうをさせていただきたいと思っております。

より具体的なもの、実現的なものということで、選考の際にはそういったことが含まれてくるとは思うんですが、その応募用紙の中に、将来の夢をかなえるために今、チャレンジしてみたいことを書いてくださいと。どのような場所とか、どんなことをしたいかというのを具体的に書いていただけるということがまず前提かなというふうに考えております。そのために必要なお金、例えば人とかお金、ものというものを自分なりに考えていただいたものも含めて書いていただいて、ご家族の保護者の方の承認もいただきながら、とりあえずは郵便なり等で応募していただいて、その後選考ということになります。そちらにつきましては、どのぐらいまず数が応募していただけるかわかりませんので、その状況にもよりますが、選

考委員会というものを設けながら、まず何点に絞っていくかも決めながら、最終的には予算の範囲内ということにはなるかと思うんですが、より実現できるようなものということと、本人さん方の意思確認というのも紙だけではわかりませんので、ある程度絞った中で来ていただくなりして、ご家族とお子さんと一緒にお話を聞きながら、ある程度選考していきたいというふうに考えております。

金額もあります、人数につきましては3件とは言いましたが、グループである方もいらっしゃるかもしれませんが、金額が少ない方もいらっしゃるかもしれないので、その辺は流動的には考えてやっていく予定ではおります。

時期的なものもあるんですが、夏休みとか冬休みなどでできるものが時期的にはいいかなというふうにスケジュール的には考えております。

最終的には、村内の皆様にもある程度知っていただいたほうが、こういう例えば人が知っているとか、こういう事業をやるんだったらこういうところあるよとか、教えていただけたり情報いただけると助かるかなと思ひまして、そういったある程度決まりましたら、ご本人さんの了解も得ながら、ホームページとかで公表させていただきながら、村内で応援できるような援助、助言でもいいんですがアドバイスをいただくと助かるかなというふうにも考えております。

その後、最終的に実行した中で最終、3月ぐらいになりますか、学校の時間でないときに発表といいますか、報告をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今のお話で言いますと、子供たちの夢をかなえるために今、何かチャレンジ、体験したいというものがあればということなんですけれども、例えば前の話でバレリーナになりたい。多分、いろんな子供たち、いろんな夢を持っていると思うんです。いろんな夢といったら多分なりたい職業だと思うんですけれども、そのために体験すると、結局体験、中学校の子供たちとか小学校の子供で職場体験とか、そういうのとかなくなっちゃうんじゃないかな。

それで、募集要項あるんですけれども、小学生と高校生ではかなり内容の緻密さとか全然違ってくると思うんですけれども、そういうのを選考するというのはかなり難しいんじゃないかな。もっと言えば、夢を選考してこの夢がいいとかというのができるのかな。

今、応募用紙を配ると言いましたけれども、これ学校は全然関係ないんですか。学校を通して応募用紙を配るとかという話ではないんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

学校を通して配付かどうかということですが、時期的にこれからになりますと年度末ということで、学校さんに迷惑かかるやもしれないところも懸念はしているところですが、まずは一度、話は学校のほうに、教育委員会を通してになるかと思いますが、させていただきながら、あとはどういう方法がいいかも教育委員会さんともお話ししながら進めて参りたいというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、まだ教育委員会、学校教育課のほうとは詰めていないということですね。

何か質問のほうもすごいつかみどころがないんですよ、はっきり言って。というのは、これ恐らく体験するということは、体験の料、体験代というか、バレリーナだったらバレースクールに夏休みの1週間体験入学みたいな、その入学料だけの話だと思うんですよ。それって、この趣旨とはちょっと違うのかなというふうに思うんですけども、その辺よく詰めて、もう一回詰めて4月なり5月なりに説明願ってから執行してほしいなという気持ちがあるんですけども。詰まってからですね。今の段階ではまだちょっとわからないので、それどうですか。もうちょっと具体的に詰めてからというのはやっていただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、私どももちょっと初めてなことでございまして、煮詰まっていないというもおっしゃるとおりでございますので、再度、内部でももう一度考え方を詰める形は持っていきたいというふうには思っております。要項のほうも一応つくってはございますが、やるということの方向性はそのままやりたいとは思っているんですが、中身の細かいところについては再度詰めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 例えばなんです、学校を通してやるということになれば、恐らく隣の友達はどういう夢出した、誰がどういうふうな夢出したとなるし、恐らくそういうのは情報は筒抜けになると思うので、後から文句の出ないように。それをすごい心配しているんですよ。

点数だったらもうはっきりばんばんと決められますけれども、この夢に対して何を補助するんだ、何を援助するんだというのは非常に難しい。バレリーナが夢で、じゃ、実家を継ぐ農家、百姓やるというのは夢じゃないのかというと、それも大きな夢なんですよね。どっちを応援するんだといったら、どっちと決めづらいでしょう。やっぱりその辺よく考えて、もしかしたら、これはとりあえずは私は賛成しますけれども、4月かそのぐらいによく詰めた

後に出した案がだめだったら、執行するなど言うかも知れないですけども、きちっとその辺考慮して具体的な案をつくっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） それでは、最初に56ページをお願いいたします。

3目の老人福祉費の中で13節委託料ですね。その中で、地域包括支援センター事業運営委託料ということで836万上がっております。この地域包括支援というのは何回も話としては聞いておるんですが、なかなかのみ込めないというか事業についてわかりづらい面がございますので、具体的にどのような事業を指して包括支援センターでやっているというようなことなんでしょうか。その上段のいきが活動ですか、これですとわかるんですけども、わかってきましたが、この包括支援センターについての具体的な事業内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

まず地域包括支援センターの考え方などでございますけれども、地域包括支援センターにつきましては、そこのへるすびあの隣、デイサービスセンターの事務所の中にごございます。ぱっと見はわからないんですが、一応デイサービスセンターの事務所の中が3つの事務所に分かれていると考えていただいて、デイサービスセンターの事務所の中に、1つはデイサービスセンターの職員がいる、もう一つはケアプランセンターてんえいというケアプランをしているセンターがある、あともう一つはこの地域包括支援センターというセンターがあるというふうに、あの中に3つのセンターがあるというふうになります。

その中でデイサービスセンターにつきましては、前の議会のときにも答弁させていただきましかつても、村としては指定管理等をお願いして、全部岩瀬福祉会なんですけど指定管理をお願いしてまして、指定管理料としては黒字経営なものですから、村としては一銭も出してないというのが現状でございます。

次に、ケアプランセンターてんえいというのは、岩瀬福祉会がつくっているケアプランのためのセンターなものですから、村としては一切かかわっていませんし、補助金やなんかも一銭も出しておりません。

次に、地域包括支援センターなんですけど、これにつきましては包括支援センター設置そのものが村のほうで、岩瀬福祉会をお願いして設置してもらっているというふうな形になっております。ですので、包括支援センターの職員に関する賃金、あと運営費、全てが村のほう

で委託料ということで払っているというふうになっております。だから、その中には相談業務やなんかもありますし、いろんな、今やっているのだと認知症カフェということでコンチャンカフェとか、あと体操カフェとか、あといきいきサロンとかというのがあるんですが、このような事業もその委託の中に一緒になって入っているというふうになっておりまして、金額の大きいのは人件費の部分が大きいということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、これ830万上がっていますね。予算計上されていますから、この人件費の部分が大部分を占めているということに理解してよろしいんですか。事業そのものをもう少し具体的に、事業はこういうものを行っているんだというような事業、今コンチャンカフェというのを1つだけ言いましたけれども、それ以外は事業としてはやっていないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

一般的に事業と申しますと、例えば介護予防とか寝たきりにならないための事業とかというふうになってくるんですが、包括支援センターにつきましては、相談業務等が一番のメインになって参ります。ですから、本当に生活のことから介護のことから全ての相談を包括のほうで受けてやってくれているというふうになっていきますし、人件費につきましては、包括支援センターには今現在3名の方がいらっしゃいます。3名分がこの金額になってきているというふうになります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この老人福祉に関するいろいろな事業については幅が広いといいますが、大きなくりにあるものですから、なかなかわかりにくい点もあるし、幅も広く感じるようなことがございます。

それで、その点はわかりましたが、次のページ、57ページ、20節の扶助費の中で寝たきり老人等介護激励手当、243万計上されておりますが、これは私も一般質問で質問いたしました在宅介護に対する助成金かと思われませんが、そうであればこの説明と、介護認定が、数字的に幾らの方が介護している場合に、この激励金を受けられることになるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） すみません、お答えいたします。

まず、介護者激励手当の受けられる条件なんですが、介護認定を受けているとか受けていないとかというのは特別、条件としてはなっておりません。結局寝たきりの方、あとは認知

症、それに準じた認知症の方、常時その方を介護している場合、その介護者に対して激励金ということで支給するというふうになっておりまして、一応、寝たきり状態が3カ月以上継続している方、その場合、その方を介護している人に対して激励手当が支給されます。

それが先日、条例改正で承認いただきました月額8,000円だったんですが、4月から1万円とさせていただくというふうになったわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、これ1万円ずつどういうふうな金額の支援はするんですか。1家庭1万円、あるいは……第一、これ何名該当する家庭というか、人数いますか、この予算計上で。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、あくまでも在宅で3カ月以上介護していた場合ということになってきますので、その間に入院されたりとか、入所されたりとかというふうになれば、その月なりその期間は省かれます。ですから、あくまでも見ていた月数ということになってきますので、一応条例ですと毎年9月と3月に6カ月分ずつ支給するというふうになっているんですが、人によっては、6カ月の間のうち3カ月は入院していたので3カ月分だけを出すとかというふうになってきます。

直近の昨年9月支給で言いますと、昨年9月に支給された方が22名の方、これは寝たきりの方じゃなくて介護している方ですけども、支給を行いました。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、3カ月以上寝たきり老人で介護受けなくちゃならないということになりますから、この年度内でも治ってしまう人もいれば、新たに3カ月以上入院して介護受けるような状態になる人もいるということでございますから、年間の予算はこれで計上してありますけれども、流動的という部分に理解してよろしいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） どうしてもやっぱりそういう方なんで、病状が安定しているとは限りませんので、議員おっしゃるようによくあくまでも予算的な金額でありまして流動的でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 先日、私、一般質問のときにも在宅介護という点でちょっと触れましたけれども、どうしてもやはり寝たきりの方がいて在宅で介護している場合には、大変家庭

的にも家族も負担がかかるというようなことで、援助を拡充してやるべきではないかというようなことを申し上げましたんですが、今回1万円であっても2,000円上がったということですからよろしいかと思いますが、これは年々やはりこういう方が多くなるといいますので、予算の見直し等も含めて拡充して行ってほしいなというような要望をしておきたいと思います。

それでは次に移りまして、99ページ、4目の地域開発費の中で1節の報酬で、地域おこし協力隊報酬ということで576万計上されております。これは昨年も地域おこし協力隊で3名の予算で計上されたけれども、結局は1名が来られなくなったということで減額補正上がりました。ことしもこれ、何名の予定で予算計上しておるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

3名分として計上させていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） これ、今も私、質問で申しましたとおり、昨年やはり3名の予算をとって、最終的には減額補正で1名分減額補正されました。今回も同じように3名を上げて、また同じようになる可能性はないんですか。どのようにして、これ募集するのは天栄村でぜひ協力隊としておいで願いたいというような、募集期間に申し込みすると思うんですが、ただ漠然と事務所のほうにお願いするだけ一方的にやるだけで、それ以上の要請ということはやらないんですか、去年の例も踏まえまして。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

募集の方法でございますが、この地域おこし協力隊に関する経費でございますが、国の特別交付税の算定対象となっております、そういったことからその募集、それからあっせん調整については、一元的にそのセンターが行うということになっております。そのセンターからのあっせん紹介を受けた方を採用した場合に、その交付税の対象になるということでございますので、基本的にはそのセンターのほうに募集のほうはお任せをしているというふうなことでございます。来年度につきましても、そういったことで募集をしていきたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） ですから、向こうさんに全てこちらから要請しただけで、あとは一方的にお任せしているというようなことだけで済ませるということなんですか。

といいますのは、28年度もそのとおり1名来られなくなっちゃったわけですから、同じようなことにまたならないかと。せっかく予算をとって、また同じように減額補正で1人来ませんでしたなんていう、同じことを繰り返してはいけないでしょうということを私は心配しているものですから、それを聞いたんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

28年度についても全く応募がなかったということではなくて、3名ぐらいの方は天栄村で活動してみたいんだというようなお申し出はございましたが、やはり住まいの状況ですとか、もろもろの条件がその人の要望とかみ合わずに、残念ながらこちらにお越しになることはなかったというようなことでございます。ですので、センターに任せていたから全く応募がないということではなくて、今年度につきましても多分、天栄村の条件を見て応募はあろうかと思えます。そういうところで、こちらの条件整備も踏まえまして、なるべく希望される方のニーズに合ったような条件を整えながら、ぜひお越しをいただけるように頑張ってお参りたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この点については、同じようなことが繰り返されないようによろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、次にちょうど90ページ、一番上の19節青年就農給付金事業補助金450万計上されております。これは3名分と言いましたけれども、これを受けるに対しては何かどのような条件があるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

給付の要件でございますが、まず年齢がございます。原則45歳未満というような要件が1つございます。それから、本村において農業経営基盤強化促進法に基づく認定を受けた者であることというようなことが条件でございます。いわゆる認定農業者になるというようなことでございます。大きな要件としてはその2つ。それからもう一つが、認定農業者になりますと自動的に人・農地プランへの位置づけというのは発生して参りますので、その農地プランに位置づけられていることも要件でございますが、大きく45歳未満、それから認定農業者になること、それから人・農地プランに位置づけられること、この3つが大きな要件でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 農業に対する後継者不足で大変農業も厳しい時代でございますが、このように若者が農業に携わってくれるということは、非常に村としても喜ばしいことだと思いますが、青年就農者であってもこの3名の方は大体このような作物をつくりたいというような話はちょっと聞いてはおりますけれども、そういう作物をつくらなくても、親御さんと今度一緒に農業をやるようにやって、そのままその作物を継承するだけでも認められるんですか。といいますのは、田んぼをやっていた方が田んぼだけ一緒にやると、新規作物はやらない。やるのも条件に入っているというようなこともあるんですか。ではなくて、田んぼをやっていたから田んぼをそのまま両親と続けるだけでも認められる、あるいはそれでなくて、天栄村のブランド物か新規作物を導入することが1つの条件でなくても必要であるというようなことも加味されるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その農地につきまして、親の所有しているもの、そこを借りて農業を営むといった場合は、給付期間5年間あるわけなんです、その5年間の間に所有権を自分のところに移転しなければならぬというようなこともございます。

それから、生産したもの、それから資材なんかも青年就農者、その方の名義で出荷、それから仕入れをしていただく必要があるということでございますので、親と一緒に同じ作物を行うといった場合には、なかなかこれは厳しいということでございます。親とは独立をして別な作物なりで自分の名義で取引をしていただく必要があるということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今の説明ですと5年間と言いましたね。5年間ということは1人当たり150万ですね、助成金が。といいますと、150万は大した金額だと思いますが、これ5年間続けて150万ずつもらえるんですか。例えば、そうでなくても最初は就農をいたします。そして2年くらい農業に携わったけれども、いい会社に勤め口が見つかった、途中で。2年で会社に勤めたという場合はどのようになりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

今のケースですと、そもそも認定農業者という資格から外れてしまいますので、会社のほうに就職した時点で、そこから以降は給付は停止されるということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、農業を外れて会社のほうに勤めちゃったといいま

すと、そこまでの分はもらえるんですね、2年なら2年、3年なら3年やっていたうちは。5年間やるというような条件だから、違反しましたから一番最初からの助成金を返してくださいよというようなことにはならないんですね。そこら辺、もう少し聞かせてください。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

すみません、給付の停止につきましては、ちょっと手持ち資料ございましてお答えしたんですが、遡及して返還の対象になるかどうかというのにつきましては、ちょっと時間をいただいて後ほどお答えをさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 今回の件については、後でじゃ、私のほうに内容をお聞かせ願ひたいと思います。

それでは111ページ、最後にお願ひしたいと思いますが、1目教育委員会費の中で第1節の教育委員報酬が4名上がっております。今回、教育長さんがめでたく議会で承認されて、今度、教育委員長も兼ねるといような方向になったわけですが、このようになって、従前とは教育長の仕事と申しますか、内容、変わらないんですか、変わったんですか、全然以前と同じといようなことなんでしょうか、その説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

大幅に変わります。

まず一番は責任の問題で、やはり今まで責任の明確化、その辺がなかなか教育長にあるのか教育委員長にあるのか、その辺の明確化がなされていなかったんですけども、新教育委員会制度になれば、全責任が教育長にあるといふようなことで、一番大きなことは責任の明確化でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 責任は重大になったというのは理解できますけれども、仕事上、例えば教育委員会というものがありますね。教育委員会の中での仕事の仕組みと申しますか、分担と申しますか、今どのように教育委員長と教育長さんはやっていたか、私らは存じませんので、その点をもう少し具体的にお聞かせ願ひれぱと思ふんですけれども。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えいたします。

今現在でありますと、私も教育委員の中の1名でございます。そういうようなことなんですけれども、新しい教育委員会制度になりますと4名の教育委員と教育長というふうなことで、今までは事務局のいろいろな事業に対して、各教育委員の方々からも意見等々もらいながら、責任が私を含めて5人の教育委員の方々の責任のもとに教育委員会が運営されているわけなんですけれども、新教育委員会制度になりますと、事務局関係のいろいろなさまざまな業務に関しては全て私の責任になります。

そういうふうなことでありますので、今までの教育委員さん方につきましては、逆に教育委員会のこれからいろいろさまざまな事業、あるいは教育の見解、そういうふうなものについて、村民の目線からしっかりとチェックをして指導助言等々をいただく、そういうふうなところが大きく変わるんじゃないかなと私は思っております。また、そういうふうな制度でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） わかりました。以上で私の質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時24分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 6 号 )

## 平成29年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成29年3月14日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第30号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 議案第31号 平成29年度牧本財産区特別会計予算について
- 日程第 3 議案第32号 平成29年度大里財産区特別会計予算について
- 日程第 4 議案第33号 平成29年度湯本財産区特別会計予算について
- 日程第 5 議案第34号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第35号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第36号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第37号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
- 日程第 9 議案第38号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第39号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
- 日程第11 議案第40号 平成29年度天栄村介護保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第41号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第42号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第43号 平成29年度天栄村水道事業会計予算について
- 日程第15 陳情審査報告
- 日程第16 閉会中継続審査申出
- 日程第17 議案第44号 天栄村農林水産物直売所食材供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第45号 天栄村羽鳥湖オートキャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第46号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について
- 日程第20 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総務課長	清 浄	精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	内 山	晴 路 君
住 民 福 祉 課 長	森	廣 志 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 建 設 課 長	佐 藤	市 郎 君	参 事 兼 会 管 理 者	伊 藤	栄 一 君
湯 支 所 本 長	星	裕 治 君	天 保 育 所 長	兼 子	弘 幸 君
学 校 教 育 課 長	櫻 井	幸 治 君	生 涯 学 習 課 長	小 山	富 美 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 事 兼 議 会 長 事 務 局 長	蕪 木	利 弘	書 記	牧 野	真 吾
書 記	大 須 賀	久 美			

---

### ◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第6号をもって進めます。
- 

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第30号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

- 住民福祉課長（森 廣志君） おはようございます。

特別会計予算書の1ページをお開きください。

議案第30号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,217万5,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,760万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本

年度予算額 1 億8,880万4,000円、比較2,354万6,000円の増。1 節から 3 節までが現年度課税分、4 節から 6 節までが滞納繰越分のそれぞれの増となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額533万1,000円、比較327万6,000円の減。これにつきましては、退職被保険者の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、本年度予算額 5 万、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、本年度予算額 1 億2,824万9,000円、比較1,104万6,000円の減。これにつきましては、28年度の実績からの見込み額となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額573万円、比較199万1,000円の増。同じく28年の実績額からの見込み額です。

3 目特定健康審査等負担金、本年度予算額108万4,000円、比較 3 万3,000円の減。同じく28年度の実績からの見込みです。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、本年度予算額4,206万9,000円、比較556万円の減。1 節普通調整交付金が240万円ほど減額しておりますのと、2 目特別調整交付金で28年度によって予算化しておりましたデータヘルス計画、これが28年度で終了しましたので、この分が500万円減額。あと新たに今回、健康指導車を購入予定しておりますので、その分の申請ということで200万円の増を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

2 目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、本年度1,130万6,000円、比較1,130万6,000円。これにつきましては、平成30年度から福島県国保へ移行するためのシステム等の改修費の補助というふうになっております。

4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、本年度予算額 3,973万5,000円、比較298万1,000円の減。退職被保険者分の減に伴う減額でございます。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、本年度 1 億2,369万7,000円、比較3,533万8,000円の増。28年度の実績からの見込み額となっております。

次のページをお願いいたします。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額573万円、比較199万1,000円の増。

2 目特定健康審査等負担金、本年度予算額108万4,000円、比較 3 万3,000円の減。これらにつきましては、どちらとも国民健康保険連合会での試算による増減というふうになっております。

2 項県補助金、1 目都道府県財政調整交付金、本年度予算額3,352万7,000円、比較205万8,000円の減。これは前期高齢者交付金の増に伴います減でありまして、28年度の見込みからの算出となっております。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額1,571万6,000円、比較337万4,000円の増。

2 目保険財政共同安定化事業交付金、本年度予算額1 億5,020万7,000円、比較4,149万8,000円の減。どちらとも国民健康保険連合会での試算によります増減というふうになっております。

次のページでございます。

8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額2 万1,000円、比較2 万7,000円の減。国保基金の利子でございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額5,015万3,000円、比較303万8,000円の減。1 節につきましては、一般会計繰入金が644万8,000円の減となっております。これにつきましては、28年度の実績からの見込み額。あと、2 節保険基盤安定繰入金につきましては341万円の増となっております。28年の実績からの見込み額というふうになっております。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、本年度予算額1,000円、存目勘定でございます。

10 款繰越金、1 項繰入金、1 目療養給付費交付金繰越金、本年度予算額1,000円、存目勘定でございます。

2 目その他繰越金、本年度3,956万9,000円、比較664万9,000円の増。前年度の繰越金の見込みでございます。

11 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額10万、比較ゼロ。

2 目退職被保険者等延滞金1,000円、3 目一般被保険者加算金1,000円、4 目退職被保険者等加算金1,000円、5 目過料1,000円。いずれも存目勘定でございます。

次のページをお願いします。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費1,000円、2 目一般被保険者第三者納付金1,000円、3 目退職被保険者等第三者納付金1,000円、4 目一般被保険者返納金1,000円、5 目退職被保険者等返納金1,000円、6 目雑入1,000円、いずれも存目勘定の1,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額1,649万8,000円、比較1,129万8,000円の増。これにつきましては、13 節委託料の一番下になりますが、国民健康保

除標準システム導入委託料ということで1,000万円ほど新しい委託料が追加されております。これは、先ほど歳入で申し上げました県国保へ移行するためのシステムの導入費用というふうになっております。

2目連合会負担金、本年度予算額59万8,000円、比較1万1,000円の増。ほぼ前年度と同額でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額271万2,000円、比較18万4,000円の減。主な減の理由は、13節委託料の事務共同電算処理委託料が減額になったものでございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額16万3,000円、比較ゼロ。前年と同額の計上でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度予算額9万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額3億6,490万2,000円、比較820万2,000円の増。療養給付費の見込み増によるものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額3,309万1,000円、比較369万円の減。退職被保険者の減少に伴います療養給付費の減となります。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額297万、比較3万円の減。ほぼ前年度と同額でございます。

4目退職被保険者等療養費、本年度8万6,000円、比較8,000円の減。前年度と同額でございます。

5目審査支払手数料、本年度142万6,000円、比較17万5,000円の増。審査支払手数料の増による見込み額でございます。

次のページ、お願いいたします。

高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額4,715万8,000円、比較295万6,000円の増。一般被保険者に係る高額療養費の増の見込みでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額655万7,000円、比較14万9,000円の減。こちらは、退職被保険者の人数が減ったことによります高額療養費の減でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度10万、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額1万、2目退職被保険者等移送費、本年度予算額1万、両方とも比較ゼロで前年度と同額の計上でございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額420万、比較ゼロ。これにつま

しては、出産育児一時金、1件につき42万円の10件分を計上しているものでございます。

2目支払手数料3,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額60万円、比較ゼロ。これにつきましては、葬祭費5万円の12件分計上しているものでございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、本年度予算額8,329万7,000円、比較391万9,000円の減。過去3年間の実績額からの試算の計上でございます。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額8,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

次のページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、本年度予算額5万3,000円、比較1万1,000円の減。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額8,000円、比較ゼロ。どちらとも、ほぼ前年度並みの計上でございます。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。2目老人保健事務費拠出金、本年度予算額5,000円、比較ゼロ。どちらも前年度と同額計上でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金4,095万4,000円、比較468万3,000円の減。過去3年間の実績額からの試算でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金、本年度予算額2,292万4,000円、比較796万5,000円の増。2目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額1億6,478万円、54万2,000円の減。どちらも国保連合会によります試算の額でございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額798万4,000円、比較18万4,000円。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額443万7,000円、比較252万3,000円の減。これにつきましては、13節委託料でございますが、先ほど申し上げました国保のヘルスアップ事業の中でデータヘルス計画が28年度に策定されましたため、その分が減額になったものでございます。あと、18節備品購入費で保健指導等実施車両ということで200万計上させていただきます。

2目疾病予防費、本年度予算額552万4,000円、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、本年度予算額1,000円、存目勘定でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額100万、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

3目償還金、本年度予算額1,000円、存目勘定でございます。

4目小切手支払未済償還金、本年度予算額1,000円の存目でございます。

5目一般被保険者還付加算金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。前年度と同額でございます。

6目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1,000円、存目勘定でございます。

2項延滞金、1目延滞金、本年度予算額1,000円の存目でございます。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額12万4,000円、比較9,000円の減。ほぼ前年度と同額でございます。

2目診療施設勘定繰出金、本年度予算額1,184万2,000円、比較20万9,000円の減。僻地保育所の運営費の繰出金というふうになります。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,801万8,000円、比較18万9,000円。予備費でございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

診療施設勘定になります。

2歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度予算額480万2,000円、比較2万6,000円の増。

2目社会保険診療報酬収入、本年度予算額252万3,000円、比較3万9,000円の増。

3目後期高齢者診療報酬収入、本年度予算額1,766万7,000円、比較144万9,000円。28年度の実績により見込み額の減となります。

4目一部負担金収入、398万4,000円、15万6,000円の増。

5目その他の診療報酬収入、本年度予算額1,000円の存目勘定でございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度予算額36万円、比較12万円の増。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度予算額17万2,000円、比較ゼロ。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、本年度予算額は1,000円の存目計上でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、512万6,000円、比較30万円の増。一般会計からの繰入金となります。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、1,184万2,000円、比較20万9,000円の減。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度予算額1万5,000円、比較ゼロで、前年度並みの予算となっております。これにつきましては、診療所の先生に介

護認定調査のための委託料となります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額60万円、比較10万円の増。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額51万6,000円、比較1万2,000円の増。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,365万9,000円、比較40万5,000円の増。この主な増につきましては、2節、3節、4節の人件費の増となります。

次に、36ページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、本年度予算額37万6,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、本年度予算額89万1,000円、比較25万6,000円の減。これは前年度と比較しまして、11節の需用費で医療機器の修繕費の減額により減でございます。

2目医療用消耗器材費、本年度予算額28万3,000円、比較6万5,000円の減。これは医療用器材ということでガーゼ等の購入費の減でございます。

3目医薬品衛生材料費、本年度予算額1,164万円、比較96万円の減。薬剤購入費の減でございます。

4目委託料、本年度予算額36万円、比較2万9,000円の減。血液検査の委託料となります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第31号 平成29年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） 43ページをお願いいたします。

議案第31号 平成29年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60万6,000円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2項県委託金、1目県委託金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度1,000円、比較12万6,000円の減。これにつきましては、平成28年度東京電力からの土地の貸付収入、5年に一度ということで見込んでおりました。それが今回なくなるための減でございます。

2目利子及び配当金、本年度3,000円、比較2,000円の減でございます。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度1,000円。存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度59万7,000円、比較52万3,000円。前年度繰越金の増でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。比較241万円の減。これにつきましても、平成28年度東京電力送電線下の樹木の伐採補償料、5年に一度ということ予算化しておりました。ここでそれがいないための減額でございます。

次のページお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度37万4,000円、比較202万円  
の減。歳入の減に伴い基金積立金を減額とするものでございます。

2目財産管理費、本年度13万2,000円、比較5,000円の増。ほぼ昨年と同様でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、10万円。昨年度と同額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第32号 平成29年度大里財産区特別会計予算について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 53ページをお願いいたします。

議案第32号 平成29年度大里財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28万5,000円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度1,000円。存目計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度1,000円、比較9,000円の減。これにつきましては、貸しつけしていた土地の返却によるものでございます。存目計上でございます。

2 目利子及び配当金、本年度1,000円。同額計上でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度 3 万7,000円。1,000円の減でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度24万4,000円、比較 1 万3,000円の減。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入1,000円。存目計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度21万3,000円。前年度と同額計上でございます。

2 目財産管理費、本年度 6 万2,000円、3,000円の増。ほぼ前年と同様でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 1 万円。前年度と同額計上でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第33号 平成29年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 63ページをご覧ください。

議案第33号 平成29年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175万3,000円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度1,000円。同額計上であります。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度3,000円。同額計上であります。土地貸付収入につきましては、東北電力からの電力柱の土地貸し付けによるものであります。

2目利子及び配当金、本年度1,000円。同額計上であります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円。同額計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度1,000円。同額計上でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度1,000円。同額計上でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度167万4,000円。同額計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度7万1,000円、2,000円の増であります。

次のページをご覧ください。

続きまして、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度20万円。昨年と同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度3万9,000円、比較2,000円の増。ほぼ昨年と同額であります。

3款諸支出金、1項繰出金、1目繰出金、本年度146万4,000円。昨年と同額計上でございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万円。昨年と同額計上でございます。  
以上、ご審議の上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

(午前10時42分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第34号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第34号 平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,993万3,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度2,892万9,000円、比較508万4,000円の増。土地貸付収入でございます。前年度より1社多い9社分を計上しております。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度100万円、比較90万円の増。前年度繰越金でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2,860万2,000円、比較564万4,000円の増。11節需用費のうち一番下の段、施設修繕費100万円でございますが、公園内のベンチ、それから、あずまやの修繕経費として計上しております。13節委託料の地質調査委託料につきましては、3カ所分。15節の工事請負費につきましては、進入路の設置工事として計上しております。いずれも、新規企業分として計上をしておくものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度133万1,000円、比較34万円の増でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第35号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第35号 平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,192万4,000円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

88ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額990万円、比較2万8,000円の減。現年度及び過年度施設使用料でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額2万1,000円、比較9,000円の減。基金利子の減でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額200万円、比較120万円の減でございます。前年度繰越金の減によるものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上ござ

います。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,142万4,000円、比較73万7,000円の減でございます。主な理由でございますが、25節積立金が前年度より減額となっております。また、28節繰出金でございますが、農業集落排水事業特別会計への繰り出しで人件費が増となっております。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額50万円、比較50万円の減でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第36号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第36号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億663万円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

98ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度予算額6,045万4,000円、比較48万円の減でございます。現年度及び過年度の施設使用料でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億4,162万4,000円、比較91万8,000円の増でございます。一般会計からの繰入金でございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度予算額154万6,000円、比較57万円の増でございます。これにつきましては、大山地区排水処理施設特別会計よりの繰入金でございます。人件費でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額300万円、比較60万円の減。前年度の繰り越しでございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

7款諸収入、2項加入金、1目加入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額9,722万6,000円、比

較132万9,000円の減でございます。主な理由でございますが、2節、3節、4節でございますが、昨年より人件費が増となっております。11節需用費でございます。光熱費の中の電気料が昨年度より減額となっております。

次のページをお願いいたします。

15節でございます。工事請負費も昨年度より見込みで減となっております。23節でございます。償還金利息及び割引料でございますが、これも減額となっております。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、本年度予算額1億890万4,000円、比較173万7,000円の増でございます。これにつきましては、政府資金の元金、地方公共団体金融機構の元金の増によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額50万円、比較ゼロ。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第37号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第37号 平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計予算

についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ254万9,000円と定める。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

116ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額100万3,000円、比較1万6,000円の増でございます。現年度、過年度の水道使用料でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額50万円、比較49万9,000円の増でございます。一般会計からの繰り入れでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額104万4,000円、比較28万円の減でございます。前年度繰越金の減でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額249万9,000円、比較22万2,000円でございます。主な理由でございますが、15節の工事請負費、漏水修理の工事費として22万2,000円増えております。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額5万円、比較1万3,000円の増でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(廣瀬和吉君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(廣瀬和吉君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でありますが、昼食のため2時まで休みます。

(午前 1 1 時 2 2 分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

なお、8番、熊田喜八君にありましては、所用により午後の審議について欠席となりますので、ご報告申し上げます。

(午後 2 時 0 0 分)

---

### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、議案第38号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 121ページ、お願いします。

議案第38号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,402万円と定める。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1,000万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

124ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、簡易水道施設整備事業。限度額、2,000万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率、年4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができる。

127ページをお願いいたします。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度予算額1,000円、比較161万円9,000円の減。これにつきましては、28年度で消火栓3基の交換を行ったものでございまして、29年度はないというようなことでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額712万5,000円、比較7万6,000円の減でございます。現年度、過年度の水道使用料でございます。

2項手数料、1目施設手数料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度予算額848万8,000円、比較2,426万6,000円の減でございます。これにつきましては、29年度舗装工事のみとなり事業費が減額することによりましての国庫補助金の減でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,150万円、比較2,107万円の減でございます。これにつきましても、一般会計の減でございますが、事業費の減によるものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額690万4,000円、比較317万4,000円の増でございます。前年度の繰越金でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、本年度予算額2,000万円、比較5,000万円の減でございます。借入額の減でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,016万円。比較89万3,000円の減でございます。15節の工事請負費が減額になったものでございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、本年度予算額3,998万8,000円、比較9,533万6,000円の減でございます。これにつきましては、工事事業費の減によりまして委託料及び工事請負費が減額になったものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額387万2,000円、比較237万2,000円の増でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、議案第39号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 議案第39号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

140ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明をいたします。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度予算額66万1,000円、比較ゼロ、現年度排水施設の使用料でございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額15万円、比較ゼロ、前年度の繰越金でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額59万8,000円、比較5万2,000円の増、一般会計繰入金の増でございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額136万円、比較7,000円の増でございます。前年度並みの計上となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額5万円、比較4万5,000円の増でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、議案第40号 平成29年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第40号 平成29年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,124万7,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

150ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額1億684万9,000円、比較779万9,000円の増、28年度実績額に伴う見込みの増でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、1,000円の存目勘定でございます。

2目督促手数料、本年度予算額1万6,000円、比較ゼロ、前年と同様の額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算1億974万4,000円、比較407万8,000円の増、介護給付費の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算5,092万円、比較459万4,000円の減。介護給付費の国庫補助金の負担割合が変更になったものによる減でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額234万7,000円。比較21万5,000円の増。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度予算額306万1,000円、比較5万8,000円の増。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度予算1億7,822万円、比較550万8,000円の増。介護給付費の増による見込みの増でございます。

2目地域支援事業支援交付金、本年度予算額262万8,000円、比較24万円の増。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算額9,711万8,000円、比

較231万5,000円の増、介護給付費の増によるものでございます。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額117万3,000円、比較10万7,000円の増。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度予算額153万円、比較2万9,000円の増。

6 款財産収入、1 項財産収入、1 目財産収入、1,000円の存目です。

2 目利子及び配当金、本年度予算額1万円、比較ゼロ、前年度との同額計上でございます。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、2 目物品売払収入、両方とも1,000円の存目勘定の計上でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、本年度予算額7,956万2,000円、比較245万9,000円の増、介護給付費の増に伴う増額でございます。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度予算額117万3,000円、10万7,000円の増。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度予算額153万円、比較2万9,000円の増。

1 項一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金、本年度予算額72万円、比較6,000円の増。ほぼ前年度と同額の予算計上でございます。

5 目その他一般会計繰入金、本年度予算額636万9,000円、比較84万円の減、事務費繰入金の減額分となります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額1,076万5,000円、比較221万6,000円、介護基金への繰入金でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額750万円、比較ゼロ、前年度と同額の予算計上でございます。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、2 目第1号被保険者加算金、3 目過料、ともに1,000円の存目計上でございます。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額1,000円の存目計上でございます。

3 項雑入、1 目滞納処分費、1,000円、2 目第三者納付金、1,000円、3 目返納金、1,000円、4 目雑入、1,000円、全て1,000円の存目勘定の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額153万3,000円、比較1万8,000円の減、ほぼ前年度並みの予算計上となっております。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、本年度予算額16万8,000円、比較1万8,000円の増、ほぼ前

年と同額の予算計上でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、本年度予算額246万4,000円、比較6万5,000円の減。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費、本年度予算額6万1,000円、比較ゼロ、前年度と同額の予算計上でございます。

2 款保険給付費、1 項介護予防等諸費、この2 款の保険給付費なんでございますが、まず、1 項の介護予防等諸費につきましては介護認定要介護の方の係る給付費でございます。2 項になります介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に係る介護給付費というふうに分けられておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

159ページ、お願いいたします。

1 目居宅介護サービス給付費、本年度予算額2億368万8,000円、比較688万円の増、在宅サービスによりますホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等の対象者の増に伴います予算の増となります。

2 目特例居宅介護サービス給付費、本年度予算額1,000円の存目でございます。

この中の、1 項にも2 項にも頭に特例とついてくるものがありますが、この特例とついてあるものにつきましては、要介護認定の効力が生じる前に緊急に、やむを得ず介護保険を利用した場合にこちらで支出するというふうになっているものでございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費、本年度予算額3,002万4,000円、比較1,274万4,000円の増、グループホーム等の介護サービス費です。

4 目特例地域密着型介護サービス給付費、1,000円の存目計上でございます。

5 目施設介護サービス給付費、本年度予算額3億1,236万円、比較564万円の減、特別養護老人ホーム、老人保健施設等への入所者に対する負担金でございます。一応、28年度の実績により計上しております。

次のページをお願いします。

6 目特例施設介護サービス給付費、本年度予算額1,000円の存目計上でございます。

7 目居宅介護福祉用具購入費、本年度予算額54万円、比較30万円の減、28年度の実績に伴いました予算計上となっております。

8 目居宅介護住宅改修費、本年度予算額78万円、比較6万円の減。これも同じく28年度の実績ベースでの予算計上でございます。

9 目居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額2,432万5,000円、比較32万4,000円の増、要介護認定者のケアマネジメントの給付費となっております。

10 目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額1,000円の存目でございます。

2 項介護予防サービス等諸費、これは要支援者に対する給付費となります。

1 目介護予防サービス給付費、本年度予算額672万円、比較348万円の増、在宅サービスでありますホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等に係ります保険給付費の見込みの増でございます。

2 目特例介護予防サービス給付費、1,000円の存目勘定でございます。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度予算額72万円、比較216万円の減。これにつきましては、グループホームなんですけど、28年度につきましては対象者はゼロでしたので、この予算額は、そこは大分少なくやらさせていただきました。

4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、1,000円の存目勘定でございます。

5 目介護予防福祉用具購入費、本年度予算額24万円、比較ゼロ、前年度と同額の予算計上でございます。

6 目介護予防住宅改修費、本年度予算額84万円、比較36万円の増、28年度実績に伴います増でございます。

7 目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額100万8,000円、比較28万8,000円の増、要支援者に対するサービス計画の作成費となっております。

8 目特例介護予防サービス計画給付費、1,000円の存目勘定でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度予算額43万2,000円、比較1万2,000円の増。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額サービス費、本年度予算額1,425万6,000円、比較105万6,000円の増。介護保険の高額によります自己負担額を超えた分につきましては、こういった方に支給している高額介護サービス費、28年度において実績が多かったために、その分の増額の予算となっております。

2 目高額介護予防サービス費、1,000円の存目勘定でございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額180万9,000円、比較8万1,000円の減。これにつきましては、先ほどの4目は介護保険だけで月額が、医療と同じなんですけど、高額医療と同じで高額介護ということで、月額一定額以上超えた場合、自己負担を出した方に戻るというのがあります。この5項につきましては高額医療合算介護ということで、医療費と介護保険の合算した合計が年間で一定額を上回った方にお戻しするというのがこちらの合算サービス諸費になっております。昨年と大体同額の予算計上というふうになっております。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、1,000円の存目勘定でございます。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度予算額61万2,000円、比較10万8,000円の減。これは、紙おむつ券の給付事業を村独自で行っている予算でございます。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度予算額3,876万円、比較276万円の増。この特定とつきますサービスにつきましては、施設サービスを利

用している方で、所得が少ないために、食費及び居住費等において負担限度額を、段階においてその限度額を超えている方に対して、村のほうで給付している分がこちらの1目になってきます。

2目特例特定入所者介護サービス費、3目特定入所者支援サービス費、4目特例特定入所者支援サービス費、いずれもともに1,000円の存目計上でございます。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、1,000円の存目勘定でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、本年度予算額1万円、比較ゼロ、前年度と同額の計上でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額697万1,000円、比較135万5,000円。これにつきましては、13節の委託料、通所型サービス、これは社協にお願いしていますミニデイのほうの金額。あと、19節負担金の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、ヘルパー、デイサービス、ケアプラン等の給付費というふうになっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、本年度予算額90万円、比較45万円の減、同じく介護予防ケアマネジメントの委託料でございますが、28年度に合わせまして減額の予算となっております。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、本年度予算額150万円、比較ゼロ、一般介護予防事業委託料で前年度と同額でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費、本年度予算額540万円、比較ゼロ。

2目権利擁護事業費、本年度予算額50万円。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、70万円、比較15万円の増、ほぼ前年度と同額の予算計上となっております。

4目任意事業費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、前年度と同額でございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額5万円、比較ゼロ。

6目生活支援体制整備事業費、本年度予算額120万円、比較ゼロ。どちらとも前年と同額の予算計上でございます。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額1万8,000円、比較4万6,000円の減、前年度の実績に伴う予算計上でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、1,000円、2目第1号被保険者保険料還付金、1,000円の存目勘定の予算計上でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額50万円、比較ゼロ、前年と同額の予

算計上でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第12、議案第41号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計予算  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第41号 平成29年度天栄村風力発電事業特別会計予算  
についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,591万7,000円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

174ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度1,000円、比較  
ゼロ、存目計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度 5 万 2,000 円、比較 1,000 円の増、基金の利子でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度 500 万円、比較ゼロ、前年度繰越金でございます。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度 9,086 万 4,000 円、比較 1 万 1,000 円の減。売電収入でございます、ほぼ前年度並みの収入を見込んでおります。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度 9,311 万 7,000 円、比較 1 万円の減、11 節の一番下の施設修繕費におきまして前年比 140 万円の減、13 節の保守点検委託料において前年比 280 万円の減。

次のページ、お願いいたします。

15 節工事請負費において 180 万円の減。27 節公課費、消費税が 150 万円の減として計上しております。25 節の積立金につきましては、820 万円増の 3,800 万円ほどの計上となっております。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 200 万円、比較ゼロ。

以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第 13、議案第 42 号 平成 29 年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、森廣志君。

〔住民福祉課長 森 廣志君登壇〕

○住民福祉課長（森 廣志君） 議案第42号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,679万4,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は2,000万円と定める。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

182ページをお願いいたします。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額2,188万4,000円、比較109万3,000円の増。

2目普通徴収保険料、本年度予算額386万6,000円、比較19万2,000円の増。いずれも被保険者の増によるものでございます。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、1,000円の存目でございます。

2目督促手数料、本年度予算額3,000円、比較ゼロ、前年度と同額の計上でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額52万1,000円、比較1,000円の減。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,828万1,000円、49万9,000円の減。両方とも広域連合の試算によります減額というふうになっております。

次のページをお願いいたします。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、3目広域連合分賦金、今年度予算額28万6,000円、比較3万7,000円の増、分賦金の増でございます。

4目保健事業費繰入金、本年度予算額32万7,000円、比較ゼロ、前年度同額の計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1万円、比較ゼロ、前年度と同額の予算計上でございます。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目過料、いずれも1,000円の存目の計上でございます。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度予算額84万2,000円、比較ゼロ、前年と同額の予算計上でございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額10万円、比較ゼロ、同額の計上でございます。

2目還付加算金、本年度予算額1万円、比較9,000円の増。

4項預金利子、1目預金利子、1,000円の存目計上でございます。

5項雑入、1目雑入、本年度予算額66万円、比較ゼロ、前年と同額の予算計上でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度予算額18万9,000円、比較ゼロ、前年度と同額予算の計上となっております。

2目徴収費、本年度33万2,000円、比較1,000円の減、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額4,403万3,000円、比較78万8,000円の増、被保険者の人数の増に伴います納付金の増となります。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度予算額208万1,000円、比較3万8,000円の増、健診の受診受託料と人間ドックの委託料となっております。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額10万円、比較ゼロ。

2目還付加算金、本年度予算額1万円、比較9,000円の増、ほぼ前年度と同額の予算計上でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額3,000円、前年度と同額の予算計上でございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額4万6,000円、比較3,000円の減、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第14、議案第43号 平成29年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） 別冊の予算書をお願いいたします。

議案第43号 平成29年度天栄村水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成29年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）給水戸数1,484戸。
- （2）年間総配水量63万8,819立方メートル。
- （3）1日平均配水量1,750立方メートル。
- （4）主要な建設改良工事、石綿管更新事業、4,421万5,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益、第1項営業収益1億231万9,000円。

第2項営業外収益4,162万7,000円。

次のページをお願いいたします。

支出。第1款水道事業費用、第1項営業費用1億2,047万6,000円。

第2項営業外費用2,246万8,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,309万1,000円は、過年度損益勘定留保資金1億1,726万6,000円、消費税資本的収支調整額582万5,000円で補填するものとする。)

収入。第1款資本的収入。

第1項企業債4,000万円。

第2項負担金590万7,000円。

第3項補償費1,000円。

支出。第1款資本的支出。

第1項建設改良費8,454万7,000円。

第2項企業債償還金8,445万2,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率の償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。限度額、4,000万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据え置き期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費676万6,000円。

次のページをお願いします。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,022万1,000円である。

(たな卸資金の購入限度額)

第9条 たな卸資金の購入限度額は、142万円とする。

平成29年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

9 ページをお願いいたします。

平成29年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書で説明を申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、本年度予算額9,677万円、比較40万2,000円の増でございます。水道使用料及び水道加入金でございます。水道使用料を若干多めに見込んでございます。

2 目受託工事収益、本年度546万6,000円、比較131万6,000円の減でございます。これにつきましては、消火栓交換工事等の受託工事の減によるものでございます。

3 目その他営業収益、本年度予算額8万1,000円、比較ゼロ、前年度並みの計上となっております。

4 目負担金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、本年度予算額6万円、比較ゼロ、預金利息でございます。

2 目他会計補助金、本年度予算額2,022万1,000円、比較1,472万8,000円の減でございます。一般会計補助金の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 目雑収益、本年度予算額2万円、比較ゼロ、指定給水装置工事業者の指定手数料の見込みでございます。

4 目諸費税還付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

5 目長期前受金戻入でございます。本年度予算額2,132万5,000円、比較16万3,000円の増でございます。

支出、1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、本年度予算額829万2,000円、比較146万円の減でございます。これにつきましては、修繕費の減によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度並みの計上となっております。

2 目配水及び給水費、本年度予算額1,446万2,000円、比較88万1,000円の減でございます。これにつきましては、6 節の修繕費が減になったものでございます。

3 目受託工事費、本年度予算額546万8,000円、比較131万5,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

4 節の修繕費でございます。これが消火栓工事費の減によるものでございます。

4 目総係費、本年度予算額1,157万円、比較1,106万5,000円の減でございます。主な理由でございますが、水道事業の担当者が2名から1名に変わったことによる1 節、2 節、4 節の給与の減によるものでございます。

次に、11 節でございます。委託費でございます。前年度、新年度会計の新業務、あとコン

ビニ対応のための業務というようなことで計上しておりましたが、今年度はございませんので、その金額が落ちているものでございます。

5目減価償却費、本年度予算額8,029万1,000円、比較165万8,000円の増でございます。これにつきましては、構築物、機械及び装置の償却費の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目資産減耗費、本年度予算額28万円、比較2万1,000円の減でございます。資産の除却費の減によるものでございます。

7目その他営業費用、本年度予算額11万3,000円、比較1万9,000円の増でございます。口座振替手数料の増を見込んでおります。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額2,136万7,000円、比較241万4,000円の減でございます。企業債利息の減によるものでございます。

2目雑支出、本年度予算額10万1,000円、比較ゼロ、前年度並みの計上となっております。

3目消費税、本年度予算額100万円、比較ゼロ、消費税の納付でございます。

3項特別損失、1目固定資産売却損、2目過年度損益修正損、本年度予算額1,000円、存目の計上となっております。

4項予備費、1目予備費、本年度予算額100万円、比較ゼロ。

資本的収入及び支出。

収入、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額4,000万円、比較1,000万円の増でございます。事業債借入の増によるものでございます。

2項負担金、1目負担金、本年度予算額590万7,000円、比較255万9,000円の増でございます。これにつきましては、大山団地と大山工業団地の間の水道管をつなぎまして、大山団地の火災等が発生した場合に水不足を防ぐための管の接続でございます。

3項補償費、1目補償費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ、存目の計上でございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、本年度予算額8,042万5,000円、比較1,743万9,000円の増でございます。石綿管更新事業費の増によるものでございます。

2目固定資産購入費、本年度予算額412万2,000円、比較180万3,000円の減でございます。これにつきましては、機械及び装置購入費の減によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額8,445万2,000円、比較316万3,000円の増でございます。企業債償還金の増によるものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 15ページの大山団地配水管接続工事負担金って、火災があったときどうのこうのっていう、聞き逃したんですけども、何か、消火栓か何かつけるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

大山団地内で火災が発生した際に、今、ポンプで大山団地内を給水しています。その際に、消火栓を何栓か開けたときに、高台のほうの水が出なくなったということが発生したものですから、それを防ぐために、工業団地の配水管と団地内の配水管をつないで水の確保を図るというようなことでの工事でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その天栄産業のほうから配水管を引き込むということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、佐藤市郎君。

〔参事兼建設課長 佐藤市郎君登壇〕

○参事兼建設課長（佐藤市郎君） お答えいたします。

今、ハイテクプラザ大山工業団地、議員おっしゃるように、天栄産業のほうの配水管と団地の配水管を接続するというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

3時20分まで休みます。

(午後 3時08分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時20分)

---

### ◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第15、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日において産業建設常任委員会に付託となっておりました事件1件について、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

[産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇]

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成29年3月8日。天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、揚妻一男。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。付託年月日、29年2月28日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。審査結果、採択。委員会の意見、現在の福島県の最低賃金は、全国順位で31位と低位であり、「毎年3%程度を目途とした引き上げにより、全国加重平均1,000円を目指す」とした「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げた目標からも、ほど遠い現状にある。このことは、復興途上にある福島県にとって若者を初めとした労働人口の確保や景気回復をさらに困難にさせる要因となることが危惧され、環境整備として賃金の引き上げを要望していくことは、県及び村の復興促進のためにも重要であると考え。措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより産業建設常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成29年度受理番号1、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第16、閉会中継続審査申出を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの申し出を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成29年3月14日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに

決定いたしました。

次に、総務常任委員会委員長からの申し出を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年3月14日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思  
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに  
決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの申し出を求めます。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成29年3月14日、天栄村議会議長、廣瀬和吉  
殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したい

と思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出を求めます。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成29年3月14日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで、追加議案が4件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。  
追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 3時32分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時34分)

---

#### ◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第17、議案第44号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第44号 天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月14日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農林水産物直売食材供給施設。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役 田代嘉宏。
- 3、指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農林水産物直売食材供給施設につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、一般財団法人天栄村振興公社を指定管理者に指定をしておりますが、本年4月1日より一般財団法人天栄村振興公社が株式会社組織に移行するため、株式会社天栄村振興公社を指定管理者に指定することについて、議会の議決をいただきたく本案を上程するものでございます。

なお、指定の期間は本年4月1日から来年3月31日までの1年間であります。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この指定関連の期間なんですが、今までは3年だったと思うんです。

これが1年というのは、株式会社になったから1年ということなんですか。どういう意味があるのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在の一般財団法人天栄村振興公社につきまして、3年間の指定をしております。今年の3月31日で2年を満了するわけですが、残りの1年間につきまして、その移行後の株式会社を指定管理者にするということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） つまり、今までの期間が1年間残っていたから1年ということですね。それで、来年改めてまた3年間の指定を受けるという形になるということですね。わかりました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の指定管理者の話なんですけれども、この団体名は天栄村振興公社なんですけれども、一般財団から株式会社に移行したと。代表の社長も変わったということで、この団体を別の団体と見るか同じ団体と見るかによって、この指定管理者の指定についてちょっと疑問というか不安なところがあるんですけれども。もし、これ団体が全く違う団体でありますと、新しく指定管理者というのは、きちんと指定管理の要件を満たすような期間、それから指定管理選定委員会でしたっけ、そういうのにかけて新たに指定管理者を指名するという方法、これをとらなくてもいいのか。法的にこれは大丈夫なのかどうか。それだったら心配ないんですけれども、その辺きちっとやっておかないと、後からいろいろ問題が出たりしたら大変だなというふうに思いますので、その確認はしたのかどうか、法的な確認は。それをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

この法人につきましては、法人格が財団法人から株式会社が変わるということでございます。それで、団体としての同一性は認められますが法人格が変わるということでございます。そこについては、法人格に変更が加えられた場合は議会の議決を経た上で再度指定を行う必要があるということが示されておまして、その示された事項に基づきまして本議案を提出しているところでございます。法人につきましては、あくまでも法人格が変わった、同

一性のある団体だというようなことで、この案を上程しているということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 今の答弁ですと、財団法人から株式会社に法人格が変わったと、同一団体であるというふうに答弁ありましたが、それは、そういうふうなことをきちんと、法的に同じだということでもいいんですね。課長がそういうふうに解釈したわけじゃないんですね。そこなんですよ、問題は。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

同一性につきましては、その実態に着目して判断をするというふうに示されております。この法人につきましては、法人格が財団法人から株式会社が変わるという法人格の変更であり、実態的には異動がないというようなことでございますので、本案の上程ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） わかりました。

じゃ、その後の新たに議会の議決を得る必要があるというふうなところでの確認なんですけれども、新たに議会の議決を得る必要があるということは、新たに指定管理者の手順を踏んで3年間の指定管理者の所得を得なければならないというふうに解釈しなくていいんですか。引き続き残任期間の指定管理を受ければいいということなんですか。その解釈はどっちなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

法人格の変更に伴う指定でございますので、残期間の1年間について、今回は議決をいただきたいということでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） じゃ、新たに議会の議決を得るということは、残任期間を引継いで指定管理者になってよろしいというふうなことでいいんですね。はい、じゃ、わかりました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第18、議案第45号 天栄村羽鳥湖オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第45号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月14日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役 田代嘉宏。
- 3、指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

先ほどの議案第44号と同様、株式会社天栄村振興公社を指定管理者に指定することについて、議会の議決をいただきたく本案を上程するものでございます。

指定の期間につきましては4月1日から来年3月31日までの1年間でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第19、議案第46号 天栄村湯本スキー場指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） 議案第46号 天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村湯本スキー場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月14日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村湯本スキー場。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役 田代嘉宏。

3、指定の期間、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第44号、45号と同様、株式会社天栄村振興公社を指定管理者に指定することについて、議会の議決をいただきたく本案を上程するものでございます。

指定の期間は本年4月1日から来年3月31日までの1年間でございます。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第20、発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年3月14日。

提出者 天栄村議会議員 揚妻一男

賛成者 天栄村議会議員 後藤 修

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

現在の福島県の最低賃金は、全国順位で31位と低位であり、「毎年3%程度を目途とした引き上げにより、全国加重平均1,000円を目指す」とした「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げた目標からも、ほど遠い現状にある。

このことは復興途上にある福島県にとって若者を始めとした労働人口の確保や景気回復を

更に固難にさせる要因となることが危惧され、環境整備としての賃金引き上げを要望していくことは、県および村の復興促進のためにも重要であると考えため。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島県労働局長

意見書については別紙のとおりでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 以上で、今定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会とすることにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成29年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 6月 6日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

署 名 議 員 後 藤 修

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月9日	同意
2号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月9日	同意
3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
4号	職員の育児休業等に関する条例の制定について	3月9日	原案可決
5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
6号	天栄村税条例等の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
7号	天栄村湯本へき地保育所に関する条例を廃止する条例の制定について	3月9日	原案可決
8号	天栄村デイサービスセンター設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
9号	天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
10号	天栄村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について	3月9日	原案可決
11号	天栄村村営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
12号	天栄村公共施設整備基金条例の制定について	3月9日	原案可決
13号	大平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	3月9日	原案可決
14号	村道の路線の認定について	3月9日	原案可決
15号	村道の路線の変更について	3月9日	原案可決
16号	村道の路線の廃止について	3月9日	原案可決
17号	平成28年度天栄村一般会計補正予算について	3月9日	原案可決
18号	平成28年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
19号	平成28年度牧本財産区特別会計補正予算について	3月9日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
20号	平成28年度大里財産区特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
21号	平成28年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
22号	平成28年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
23号	平成28年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
24号	平成28年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
25号	平成28年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月9日	原案可決
26号	平成28年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
27号	平成28年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
28号	平成28年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月10日	原案可決
29号	平成29年度天栄村一般会計予算について	3月13日	原案可決
30号	平成29年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月14日	原案可決
31号	平成29年度牧本財産区特別会計予算について	3月14日	原案可決
32号	平成29年度大里財産区特別会計予算について	3月14日	原案可決
33号	平成29年度湯本財産区特別会計予算について	3月14日	原案可決
34号	平成29年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月14日	原案可決
35号	平成29年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月14日	原案可決
36号	平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月14日	原案可決
37号	平成29年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月14日	原案可決
38号	平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月14日	原案可決
39号	平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月14日	原案可決
40号	平成29年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月14日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
41号	平成29年度天栄村風力発電事業特別会計予算について	3月14日	原案可決
42号	平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月14日	原案可決
43号	平成29年度天栄村水道事業会計予算について	3月14日	原案可決
44号	天栄村農林水産物直売食材供給施設の指定管理者の指定について	3月14日	原案可決
45号	天栄村羽鳥湖オートキャンプ場の指定管理者の指定について	3月14日	原案可決
46号	天栄村湯本スキー場の指定管理者の指定について	3月14日	原案可決
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	3月14日	原案可決

#### 議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について	3月14日	原案可決

#### 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
H29 1	平成29年 2月14日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	産業建設 常任委員会

#### 陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結果
H29 1	平成29年 2月28日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採 択